刑政第40巻第9号

矯正図書館

刑政

第四十卷　九月號　第九號

刑務官則教育者	卷頭言	2
中古倫敦市の首枷の刑	大森洪太	22
新しい試み	一記者	40
刑務所の經濟觀	下村宏	32
刑務教誨及刑務教育に就て	辻敬助	4
職業指導	河津七郎	72
月見る月	粟野鳴人	63
出生地と指紋價値	司法省指紋部	68
刑務作業奬勵方法としての賃金問題	チャールス・ハイネマン	12
海外時報		51
親様は喘いた	富井隆信	43
教誨に對する一考察	黒畑透	55
遺蹟巡禮讀者の頁家庭の頁		
叙任辭令		
令規統計		
犯罪文藝		
附錄　拘禁生活ノ衞生學的觀察	芥川信	

財團法人　刑務協會發行

近刊豫告

いよ〳〵行刑研究資料の第二輯が出來ました

『自由刑ノ執行ニ關スル原則』
『獨逸普國司法省所管刑務所職務及執行規則』

本書は本省の刑法並監獄法改正調査委員會の參考書として採用されたもので、新しい刑法監獄法の生れ出でんとする今日斯道に身を置く人々として是非一讀を要するものと考へます。前者は正木書記官後者は辻書記官の飜譯になるものであります。

刑務協會出版部



ビリビツト刑務所製作品

籐椅子（ビリビット チエヤー）

籐椅子の需要は近來非常な勢ひで普及されて來て大概の家には洋館でなくても椽側や應接間に使用されるやうになりました。殊に復古的な趣味の流行のため支那から出たと云ふビークチエヤーが流行します寫眞はフイリツピンのビリビツト刑務所の作品で「ビリビツトチエヤー」と稱して賣出してゐるのがその型です。是は全長六九吋座席まで五一吋座席の直徑二三吋で一番大型です賣價は四十五ペソ（四十圓位）此外同刑務所では種々の籐椅子を作つてゐます。

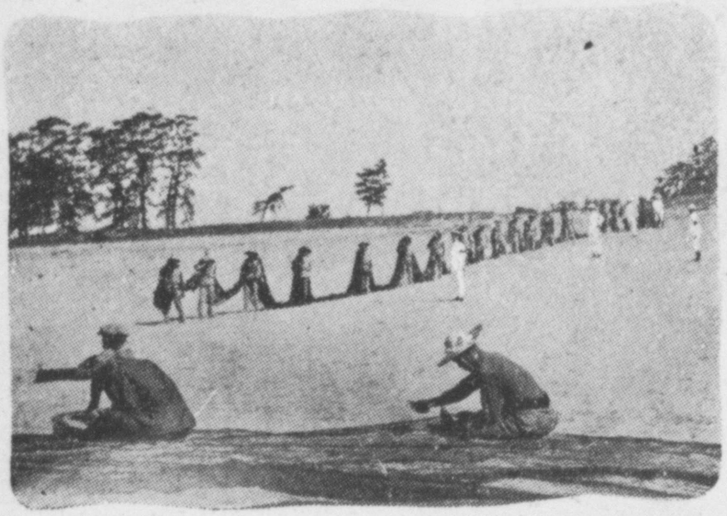
矯正図書館

刑政

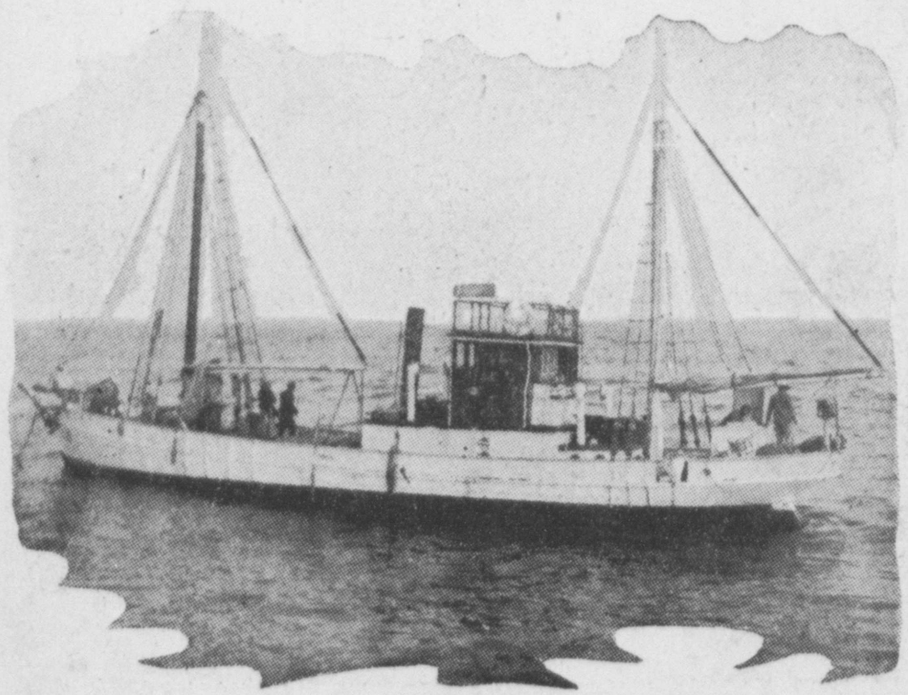
第四拾巻
第九號



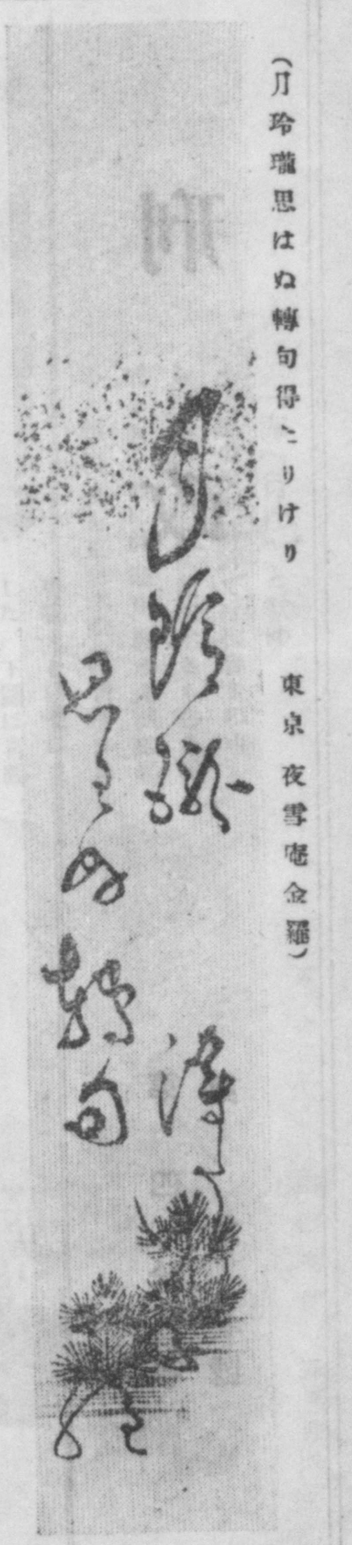
横山大觀「洞庭湖秋月」



『海へ行け』と教ゆ
小田原少年刑務所では收容者の中から海に出て漁業に從事するものを養成するために神奈川縣水產試驗場から相模丸を東京水產講習所から青鷗丸を借受けました。下圖は青鷗丸（三十二噸五十馬力補助機關附帆船）（上圖は漁網積込作業の一部



（月玲瓏思はぬ轉句得たりけり　東京　夜雪庵金羅）



刑務官即教育者

先月の雑誌法學志林に大塚鄉二氏がランザの人道學派に就て紹介の勞をとられました。ランザ（イタリヤの學者）人道學派は要するところ自由が強い意味の教育に他ならぬといふことに歸著して居る様であります。自由刑が教育方法と區別することが出來ぬといふ考へ方は我が刑法學界に於て既に牧野英一博士によつて繰返し主張されて居るところでありましてランザ博士の主張が決して創始的のものでないといふことは大塚氏の述べられた通りであります、

けれども、例令ランザ博士の人道學派のいふところが新らしいものでないにしても、わたくしは刑事學界に於て自由刑が教育であるといふ觀念を實證學派と人道學派との二つのものが相携へて高調するに至つ

たことを心強く感じないわけに行きません。

恐らく今後の行刑思潮はます〳〵行刑即教育といふ觀念に支配されることでありましよう。そしてその思潮が濃厚になればなるほど刑務官はその地位に自ら變化が來ることを知らねばならなくなります。即ち行刑が教育であると觀念さるるならば刑務官は即ち教育者たるに値せねばならぬことが當然の歸結であります。わたくしは今日に於ても既に刑務官が教育者であらねばならぬといふことを確信して居ります。從つて往々にしてあらはれ勝ちな鉄劍による權威を以て黒板に向ふ先生の心持ちに變へて行くことが今日の刑務官にとつては緊急な問題だと考へます。

よく行刑は人と人との關係だといはれて居りますが、それは即ち行刑は師弟の關係に於て始めて目的を達する事が出來るといふに他なりません。

（あき羅）



（紫の桔梗咲きたりつゐまし　花の姿を妻も來て見よ　橋田東聲。歌は雅州）

矯正図書館

刑務教誨及刑務教育に就て（二）

辻　敬助

第二　教育に就て。

（一）刑務教育の價値

行刑の教養的作用が、教誨に依り多大の效果を收め得ることは、既に述べた如くであるが、吾々は亦同じ程度に於て、刑務教育の價値を認むることを得るのである。往時に於ては、刑務教育殊に規則的な學科教育に付て、かなりの反對者があつたのであるが、而かも現今に於ては、何人と雖も教育を全然刑務所より排斥せむと主張するものはないのである。今刑務教育反對論の主なるものを擧ぐれば、左の如くである。

A、教育反對論一、（犯罪を完成せしむるとの說）彼のロンブルーゾ（Lombroso）は「學校教育は一般としては奬勵すべきであるか、刑務所に於ては擴張せらるべきてない。何となれば、此の場合に於ては、初步的の修學も尙極めて有害なる結果を齎らす場合少なからさるを以てである。即そは犯人の手に於て犯罪を完成せしむるの手段となるからである。予は教育ある累犯者に付き仔細に調査せるに刑務所教育以外に於て他に重大なる再犯理由を見出すことが出來なかつた。」云々と主張せるも此の如き教育論は、同氏の生來犯人の主張に根據を有するものにして、生來犯人の學理か、大體に於て否認せられ居る今日に於て、之に共鳴する者は、極めて稀なのである。成る程或る種類の犯罪（例は各種の僞造罪の如き）は或程度までは、知識的教育を條件とするは、勿論であるが、教育と犯罪との關係は、一般に、教育が犯罪を助長するものに非すして、却て之を豫防するの要素と認むべきものなることを、實際が證明するのである。此の點に付ては尙次項に於て詳細に述ぶることにする。

B、教育反對論二、（正義の觀念に反すとの說）次に聞く所の批難は、受刑者に對し教育に依り、自由國民にも優るの利益を與ふるは、不當なり、と云ふのである。私は此の點に付ては、國家は出來得る限り閑却せられたるものを回復するの義務を有するものと考へるのである。Borg 氏は、其の著刑罰學に於て、此の如き批難に答へて曰く、『醫師は病者の爲に招聘せらるゝも健康者の爲には不用である。救世主は犯罪人をして、贖罪せしむる爲に、下界に來れるも、正義の人を贖罪せしむる爲に來れるものでない。』と云ふて居る、誠に至言である。まして、現代の行刑は、漸次其の教養的任務を重視するに至りたるを以て、論者の如く單に一般豫防的見地よりして、刑務教育を排斥し去るを得さるものと考へる。

（二）刑務所に於ける學科教育の任務

刑務教育の目的は、收容者を道德的に向上せしめ、精神的に鼓舞し、且其の知識の缺漏を補充するに在るのであるが、之を分說せば、

A、生活に必要なる知識の賦與。刑務教育の第一の任務は、受刑者の生活に直接必要なる知識の增加を計り、之に依りて、其の生活能力を高め、其の經濟的價値を向上し、以て其の再犯の危險を減少せしむるに在る。無教育者か生活の戰爭に於て高き教育を有する者よりも遙に不利益なる地位に在るは爭はれぬ事實である。現今一小店員を採用せむとするも、先つ以て文筆に依る試驗を爲し、若は自筆の履歷書を徵するの時勢にして、若し彼等の釋放後の計を慮れは、少くとも日用の書記計算を爲し得る程度の能力を賦與することは、行刑上の必要條件なりと考へるのである。

B、精神的能力の完成、併しなから刑務教育は單に此の如き知識の增加のみを目的と爲すへきでない。教育に依

る精神的能力、思考能力の完成か尚一層重要である。即受刑者か敏速に、彼の周圍の實際的關係に付き、より明により正しく判斷し、之に依りて、正しき生活の途を見出すの能力を與ふることは、刑務教育の第二の目的となるのである、尤も精神作用の一部の發達は、必す他部の作用を助長するものにして知識の增進は自然に又德性の自覺を換起するのであるか、而も之か爲には特に教師の道德的人格の優秀と教材の撰擇に、留意する所がなければならぬのである。かくて一面に於ては、彼等本能生活に對する抑制を齎らし、曩きには、唯只管に低級な感覺的享樂に浸つた犯罪人も教育に依り善及美の悅びに、目醒むる樣になるのである。

C、公民資質(Citizenship)を發達せしむること。公民教育刑務教育の仟務として第三のものは、國家自治團體及家族の價値並之に對する各人の義務を明かにすることである、犯罪者の多くは是等の義務の缺如に基くものなるを以て、刑務教育は或は鄕土史、市民論に於て或は又地理、歷史、國語に於て常に是等の觀念を扶殖し國家、自治精神の增進、團體精神の發揮に力を致して居るのである。我國の如く自治的訓練の未だ甚だ幼稚にして不完全なる國家に在りては一層の努力を必要とするのである。聊も社會生活は全市民(全自治團體員)に、自治團體、家族の道德的價値を明かならしむるに努むへきである。自立心、協同心及公共心の三要素共同自治の精神の發露ありて、始めて完全なる生命が與へらるゝのである。近時歐米先進國に於て が全市民に充分理解され、而かも之か實行の上に現はるゝに至ることが、必要である。所謂歐米先進國に於ては社會生活の複雜となるに伴ひ動もすれば、此の自治精神が衰退し、公民資質か低下せむとするの傾向あるに鑑み、或は少年團運動に依り、或は學校自活又は學校教育の社會化運動に依り或は又成人教育の採用に依り、自治精神の增進、團體精神の發揮に力を致して居るのである。我國の如く自治的訓練の未だ甚だ幼稚にして不完全なる國家に在りては一層の努力を必要とするのである。

D、教化能力の增進、刑務教育の任務として最後のものは教化能力の增進である。先づ第一に教育は受刑中の行狀に影響を來し、惹て改悛の機會を與ふることか少くない。即讀書に親み思索の資料を有する者は、交談雜話を避け自然に相互隨落に陷ることか少きのみならず、獨居拘禁に付せらるゝも精神の沈鬱を來すこと少く、却て精神修養の機會を與へらるゝのである。次に又教育なき者に對しては、文書宣傳、修養文庫(看讀書籍)等の教養方法を採ること能はさるも教育ある者に對しては、所有教養的施設を利用し得るの利益がある。其の他教育は教化の效力を增進する上に幾多の效果があるのであるが、吾々の最もよく經驗する所の實例は文字を知らざりし收容者か刑務所に於て教育を受けし結果、家族の信書を大体に於て了解し得るに至り、始めて家族の純情を味ふことを得て、性格一變し遂に改悛の實を擧くるに至れるの事實てある 以上の如くなるを以て教育なき受刑者に對しては事情の許す限り教育の機會を與へ以て教化上の困難を除去し教化能力の增進を期すへきてある。

(三) 學科教育の客体—普通教育の範圍

教育範圍に關する諸國の立法例を見るに、左の如くてある。

瑞逸普國ニ於ケル教育範圍

イ、刑期三月以上ノ少年禁錮及少年懲役受刑者。

ロ、獨リ禁錮刑務所及獨立懲役刑務所ニ於テハ、三十歲以下ノ受刑者ニ對シテモ、教育ヲ施スコトヲ得。

ハ、其ノ他ノ受刑者ニ對シテモ、教育ヲ施スコトヲ得。

英國地方刑務所ニ於ケル教育範圍、

(1) 四十歲未滿者、刑期三月以上ノ者ニシテ、國民教育第三階ヲ終了セザル者、(但シ入所後五週間經過後)一週四日一日一時間

(2) 二十五歲未滿者、刑期一月以上ノ者ニシテ、國民教育第三階ヲ終了セサル者(但シ重キ作業ヲ伴フ禁錮受刑者ハ入所後四週間經過後)一週五日、一日一時間。

(3) 少年受刑者(十六歲乃至二十一歲、)

イ、國民教育第三階ヲ終了セサル者、但シ刑期二週間以上ノ者、教育時間仝上。

ロ、準ボルスタル制度 Modified Borstal system ノ適用ヲ受クル者、(拙著英國刑務所制度二七頁參照)國民教育第五階ニ至ル迄教育時間同上

其の他の諸國に於ても三十歲乃至三十五歲を以て普通教育の義務年齡と爲すもの多く、各れも我國に比し、著

しく教育範圍が廣いのである。教育學の教ふる處に依るも、四十歳までの者は身心の發達全く杜絶せしものに非さるを以て之れか啓發はさまて困難ならす、必すや相當の效果を擧くることを得るものと、信するのである。獨逸のハンス・エルガー典獄の如きも三十歳以上の者に對して學科教育を施したるに其の結果は豫期以上に良好なる旨を報告して居る我監獄法第三十條は『十八歳未滿の受刑者には教育を施すへし其の他の受刑者にして特に必要ありと認むるものには年齢に拘らす教育を施すことを得』と規定し是等成年受刑者の教育を認めさるに非さるも、之か運用は全く刑務所長の裁量に委せられあるを以て、各刑務所の教育範圍は、勢ひ區々たるを免れないのである。私は將來監獄法の改正に際しては、教育義務年齢を少くとも三十五歳程度に高め、教育の義務を一層大ならしめむことを希望するものである。

(四)　教授方法—學級の編成

次に學科教育の教授法であるが、其の教授は、普通小學校に於けるそれと、相異らざるを得ないのである。

A、教材の關係。教育年齢を擴張すればする程、一層其の感か深いのであるが、是等學生は、智識は兎も角も、思考方法及び人生觀に就ては、兒童と非常にかけ離れて居ることを顧慮しなければならぬのである。從て其の教材の如きも　自ら之を異にしなければならぬのである。

B、學科目。而して尚教授に付ては吾々は常に刑務所教育の第一目的は先にも述べたるか如く思考能力の覺醒及道德的感情の向上に在り、積極的智識の涵養は第二段であることに注意しなければならぬ。此の理由よりして下級學級に在る者に對しても算術、讀書、書方の外に尚一部は是等の學科と結合し一部は歷史地理鄉土史及市民論等の特別なる時間を與へらるべきである。

C、刑務所教育の制限。尚刑務所の授業を高き階級にまて上ほすことは、素より誤りである。刑務所の精神的糧食は、嗜好品に非すして、健全なる營養ある常食より成立たなければならぬのである。獨逸普國に於ては、『教育は商業、農業、家政、經濟に關する補習學校の教育に就て之を行ふ但し特に必要あるときは、尚上級の教育に及ぶことを得』と規定して居る。私は學科教育は國民普通の社會生活に適せしむる程度に於て之を爲すを以て足り徒に高遠なる學理を窮め或は上流階級の生活を目標とするが如きは大体に於て之を避けなければならぬ。

D、教科書。以上の如く刑務所教育の教授に就ては幾多特別なる考慮を要するのであるからして、教科書の如きも國定教科書に依らず、受刑者の特質と刑務教育の目的とを充分に顧慮したる、特別なる教科書を編纂することは最も緊急事である。

E、獨逸に於ける學級の編成。獨逸普國の學級編成の方法は左の如くにして、刑務教育の目的を顧慮して立案せられたる、最も實際的なる編成であつて、大に參考とするに足るものがある。

a、**豫備級**。1、普通級ニ於ケル教授ヲ受クルノ能力ナキモノヲ收容ス。2、國民教育ノ程度ヲ超ユヘカラス。3、國民教育ノ教材ノ取扱ニ付テハ、收容者ノ年齢ヲ考慮スヘシ。4、單ニ智識ヲ與フルニ止ラス、感情及ヒ意思生活ニ影響ヲ及ホスコトニ留意スヘシ。

b、**普通級**。1、此ノ級ニ於テハ自由社會ニ於テ正常生活ニ必要ナル理論的知識ヲ賦與スヘシ、3、從テ教授ハ大部分補習學校及職業學校ノ教案ニ依ル。4、教材（略）撰擇ニ當リテハ地力的關係、年齢ヲ參酌スヘシ。5、工業的區域ニ生長セル收容者ニ對シテハ、主トシテ營業的教育ヲ爲シ、之ニ反シ農村ノ收容者ニ對シテハ、先ツ農業的知識ヲ賦與シ、技術的補習教育ノ外ニ生活教育即有用ナル國民タラシムルニ必要ナル事項ノ教育ヲ與フルノ機會ヲ考慮スヘシ、生活教育ニ付テハ就中家族、勞働、各種ノ設備並家族、社會、國家ニ對スル個人ノ道德的義務ニ關スル知識ヲ授クヘシ。此ノ目的ノ爲ニ、文學的價値アル文藝作品ヲ利用スヘシ。

c、**特別級**。1特別ノ能力アル收容者ノ爲ニ、特別級ヲ設ク、此ノ學級ヘノ編入ハ行狀善良者ニ限ル。2、特別級ハ最長六月一週一時間乃至二時間ヲ限度トス。

(五)　刑務所に於ける成人教育の組織

A、成人教育の必要。以上述べたるが如く、少年及青年受刑者に對して、學科教育普通教育を施し之か精神の訓練を圖るへきは勿論てあるか、尚年齢的に制限を付せすして、此等受刑者以外に對しても所謂成人教育 Adult Education 乃至社會教育の機會を與ふへきてある。此の成人教育の思想は、我國に於て近時漸く重視せらるゝに至つたのてあるか刑務所生活に於ては特に其の必要を認めるのてある。蓋し收容者は概ね教育程度低く、各般の智識並能力に缺くる所あるのみならす、長期の社會的隔離は社會的知識の缺如を來し、其の社會的復歸は之か爲に著しく阻害せらるゝに至り、其の結果は眞に恐るへきものかあるからてある。此の自由刑の重要なる缺點を除去し併せて一般知情意の圓滿なる發達を期せむとするものか、即ち成人教育てある。

B、成人教育の施設。成人教育の施設としては、a、教育時間又は日曜祭日等に於ける社會時事の報導竝に各種の講話　b、刑務所文庫（看讀書籍）　c、文書宣傳　b、映畫教育　e、レコード蓄音器演奏　f、コーラスの組織等を擧けることか出來る。

英國地方刑務所に於ては、千九百二十二年度に於て新に成人教育の制度を採用し、刑務當局は成人教育委員會 Adult Education Committee の助力を得て先つ以て各地方に於ける教育界の名望家（多くは專門學校長又は全教授）を各刑務所の教育顧問 Educational Adviser として招致し、其の盡力に依り直接教育の任に當るへき篤志教育家を囑託したのてある。而して今や全國を通して、成人教育の實施を見るに至り、千九百二十三年四月內務省に於て是等顧問及教師の第一回會同を開き、爾來每年一回會同を重ね、該施設の實際的研究を爲しつゝあるの實況てある。我國に於ては、財政緊縮の折柄少年の普通教育に於ても、尚且豫算の關係上、教師の採用に困難を感しつゝあるの際なるを以て、新に成人教育の爲に有爲の教育家を聘して、是等の事業に當らしむることは、到底事情の許さゝる所なるを以て、大體英國の制度に倣ひ、教育顧問制度に依り、本施設の完成を期し度いものてある。高等普通教育の普及し居る今日、教育顧問としての適任者を得ること決して難きに非すと考へ

るのてある。

C、看讀書籍。成人教育の方法として看讀書籍か大なる價値を有するものてある。併しなから看讀書籍の撰擇に付ては、細心の注意を拂はねはならぬのてある。惡しき書籍は書籍を與へさるよりも、却て大なる弊害を釀すへきことを知らねはならぬ。次に又、書籍を宗教的若は單純なる教訓的書籍に限るのは誤りてある　良き娛樂的の書籍をも採用すへきは勿論てある。

D、新聞紙一文書宣傳。最近各國に於て受刑者に對し、日刊新聞の閱覽を許すの可否に付き、大に論議せられて居るか、他の教養の未た甚た低級に在る受刑者に對し、政治的教養のみを何等制限なく採用することは果して妥當なりや、大に考慮を要すること、思ふ。而かも一面。受刑者を外界より全然封鎖し去ることの社會的結果に付ても想到しなけれはならぬ。

吾々か受刑者の教養的影響を目的とする以上は受刑者に對し、拘禁中に於ても尚人間生活に於ける重要なる出來事の知識を得るの機會を與へさるを得ないてあらう。併しなから之か爲には、必すしも新聞に依るの要なく、他の異りたる方法に依ることか出來るのてある。即ち先きにも述へたるか如く學科教育の教授中に是等の教材を取り入るゝことに依り。或は日曜等に於ける特別講話科外講演等の方法に依り、或は又適當なる定期刊行物殊に雜誌週刊物等に依り、若は特別なる刑務所新聞の發行に依りて與へることか出來るのてある。我國に於ける雜誌「人」（刑務協會發行）の如きは、實に此の要求に基いたものてある。此の種の雜誌は、よく行刑上の要求に基いて記事の取捨撰擇を行ふことか出來るのてあるから、文書宣傳の方法として大なる價値かあるのてある。尚此の種の雜誌には、單純に客觀的に日々の出來事及內外の政治的國際的出來事等（e の c 參照）を報導し、編輯者の主觀や觀察は成るへく之を避くるを可とする。而して此等の社會時事の揭載と同時に教訓的なる娛樂記事、詩歌、格言、謎、童謠等を添へ、又寫眞版等を挿入し、情操の涵養に資することか肝要てある。（つゞく）

刑務作業奬勵方法としての賃金問題

（下）

米國イリノイズ州立大學政治學教授
チヤールス・ハイネマン

The Wage Problem
By
Charles Hyneman

（四）賃金より控除せらるべきもの

ヘンリー・エム・ボイス氏はその著「行刑學」（"The Science of Penology"）に於て、「各受刑者は身体の滿足（エーブル）である限り、自己の責に歸すべき逮補（arrest）、審理（trial）、拘禁（confinement）に要したる費用を稼き出さなければならない」と陳べてゐる。ウイスコンシン大學のウェーヤンド教授も、國家が受刑者にその勞働の報酬として多少に拘らず金錢（マニー）を支拂ふ前に、彼が收容のために要する費用を賦課せらるゝのは、從來の經驗から考へても、「必要で且つ實行し得べき」ことが證據立てられると曰つてゐる。トマス・モット・オスボーン氏や、シドニー・ウキルモット氏も同樣な意見を持つてゐる。伊太利のエンリコ・フェルリは、受刑者に金錢の支拂はるゝ以前、收容費を賦課するのみならず、彼をして犯罪によつてかもされた損害を被害者に賠償せしむべしと曰つてゐる。一九一七年のオレゴン州の行刑調査委員の報告には、「當委員は、受刑者が報酬を受くる限り、彼等をして彼等の逮補及び審理に要したる費用の全部又は一部を支拂はしむるを以て至當なりと信ずるものである。」といふ文句がある。一九二四年に於ける前揭山間部州及び南部州の作業割宛會議では、「刑務所維持費の控除せられたる後、刑務作業の

利益中よりして、行狀及び能率に相應したる報酬の受刑者に支拂はるべき」を提唱せる決議を採用してゐる。同年の東部州の刑務作業割宛會議では、大体に於て前二會議に於けると同じ決議を採用したが、その第三の決議事項では單に、「刑務作業の利益よりして、行狀及び能率に相應したる報酬の受刑者に支拂はるべき」ことを陳べ、「刑務所維持費の差引かれたる後」といふ制限的の箇條を除外してゐる。

（一）Osborne, Prisons and Common Sense (Philadelphia, 1924), P. 271.
（二）Enrico Ferri, Criminal Sociology (Boston, 1917), P. 520.

他の二會議より後に開催せられた東部會議に採用された決議事項は、前者によつて採用された決議事項と殆んど同じといつていゝ位のものであるから、採用せられた決議事項中その異つてゐる點ば特に心有つて爲されたものと斷定しても差支へあるまいと思ふのである。メリーランド州、ニューヂヤシー州、及びペンシルバニア州に於ける刑務作業のオーソリテイとも稱せらるゝ人々より成つてゐた東部會議で、「刑務所維持費の差引かれたる（ウエージ）後」といふ一箇條を除外したのは、刑務作業の利益が刑務所の維持費を償ふて余りあるまで、受刑者に賃金を支拂はざることの却て有利ならざるを思つたためと見えるのである。一九二〇年のニューヨーク州の刑務調査委員（Prison Survey Committee）は、ニューヨークの州立成年刑務所（ステート・プリズン）の男子受刑者中生産作業に堪ゆるものはその三十八・五パーセントに過ぎざることを報告してゐるのである。この三十八・五パーセントの受刑者がその勞働で彼等自身及びその多くは醫治を要すべき殘り六一・五パーセントの受刑者の收容費を償つて行くことを望むのは余りに多きに過ぐるものといはなければならない。この判斷にして誤らないとしたならば、且つ若し作業の利益が刑務所の總支出を償ふに足るまで賃金は支拂はるべきでないとしたならば、賃金は全然支拂ふことはできないことになるのである。然しながら、奬勵といふ利己的な見方からしても、賃金の必要なることは已に夙く言はれてゐるのである。

凡ての刑務所費（プリズン・コスト）が滿たさるゝまで賃金を支拂はずに置くといふことのできないとしたならば、然らば、この支拂はるべき賃金中より何物が控除せらるべきであらうか。ボイスの言ふように、逮補、審理、拘禁等に要した費

用が各受刑者に賦課せらるべきであらうか。然し、そうしたならば、多くの受刑者の場合に賃金の剰余といふものはなくなつてしまうであらう。更らに他の一方から考へて見ると受刑者といふものは、己の收容に要する費用として何物をも控除せらるゝことなくして、自由産業界に於ける相場通りの賃金を支拂はれてはならないのである。若し、賄料室代等が支拂はれずにすむことになれば、受刑者の貯蓄といふものは自由産業界に於ける勞働者の貯蓄に比して非常に急速な割合で增加して行くわけである。かうなると、受刑者といふものは、彼が自由生活へ入つて行つた時に受取るでもあらうよりも多額な生活費以上の賃金を受けることになるのである。受刑者は、釋放後恐くは爲されるでもあらうよりも更らに急速な割合でその貯蓄の增加するを見るに慣らされてはならないのである。

生活費を控除したる受刑者の賃金の剰余が、彼の釋放後の自由生活に於ける剰余よりも多額であることは望ましくないのであるが、と同時に、能ふ限り彼の家族を維持せしめんがためには、その剰余は出來得る限り多額であらしめたいのである。で、要するにかういふ結論にならうと思ふのである。即ち、國家は受刑者の賃金から、外部社會に於ける一人の人間の生活費（cost of living）と殆んど等し（nearly equal）かるべき額を控除すべさである、といふことになるのである。然し、ブリズンに於ける受刑者の生活費は自由産業界に於ける勞働者の生活費とは等しくはないのであるから、玆に云ふ殆んと等しい額の多少は隨時勝手に定める外はないのである。受刑者は强制的に廉價な衣服を着け、普通人の必要と考へてゐる多くのものも之無しにすませて行くので、生活費は甚だ少くてすむようではあるが、一方にはブリズンに獨特な建築設備をなし及び看守を使用するの費用は、普通人の日常の給養を不要ならしむるよりして可能となる受刑者の貯蓄を相殺する以上に、多くかさむのであるから、受刑者の貯蓄が外部の自由勞働者の貯蓄よりも特に多くなるといふ憂ひはないのである。

（五）賃金の效力

玆に至つて、一つの問題が起つてくるのである。それは、受刑者の賃金及び生活費を自由人のそれ等と相近かしめんとするの目的を以て提唱されたこのシステム（制度）は、刑務作業の利益を增加する爲めに受刑者を促すに足る一箇の奬勵方法を與へることになるだらうか。といふ問題である。「刑務作業に對し貰下の執らるゝ報酬の方法は相當の日程作業（reasonable day's work）を爲さしむべく受刑者を促すに十分なりや」といふ質問を、白分は合衆國の幾個かの州立刑務所の所長（Warden）に發して見た所、之に對する回答は、次に掲ぐるが如き諸費用を差引きたる實收賃金（net money wage）で、受刑者をして所長の「相當」（"reasonable"）の日程作業と考へたる所のものを爲さしむることを得た、といふことが分明にしたのである。

コンネチカット州立刑務所	一日八仙（¤）より十五仙まで
ニューカッスル・カウンテイ勞役場（デラウエア州立）	一日平均十五仙
インデイヤナ州立刑務所	一日平均十二仙
ケンタッキー〃	一日平均　八仙
ミシガン〃	一日平均三十仙
同　支所	一日平均二十六仙
ミネソタ州立刑務所	一日平均四十九仙
ネブラスカ〃	一日平均五十仙
ニユヂヤシー〃	一日五仙より三十五仙に至る
ニューヨーク六州立刑務所	一日平均　六仙
ノース・ダコタ州立刑務所	一日平均二十五仙
オクラホマ〃	一ケ月平均三弗
ロードアイランド〃	一ケ月賃金二弗より十五弗に至る
サウス・ダコタ〃	一日平均二十五仙
ウイスコンシン〃	一ケ月平均五弗二十五仙

メーン州では三ケ月間一日最高額五十仙を支拂ふ賃金制を試みたのであるが、州の行刑當局の委員（Board of

Prison Commissioners) の一人は之について予に送つた書信の中で次のように曰つてゐる。

「此の方法を試みた三ケ月は、吾人をして經濟上並びに道德上の立場より見てその方法の誤らざるを信せしめたのである。吾人は豫想以上に能率を增進せしめ、風規を改善せしむるを得たのである。」

ニューヨーク州刑務作業監督官 (Superintendent of Prison Industries of New-York State) ロバート・テイ・ケント——Robert T. Kent——は、今まで一日一仙半の受刑者の賃金を廢し、一日最高十四仙の實收賃金を與ふる新制度を採用するに至りたるためニューヨークの刑務作業に起つた革命について次のような陳述をなしてゐる。

「この新しい賃金制のために起つた即時の效果は眞に驚くべきものであつた。クリントン・プリズンに於ける新制實施の第一月に於て、生產は殆んど四十パーセントに近い增加を示し、且つ尙ほ現に增加しつゝある。オーバーン・プリズンに於ては作業の實收利益は、賃金基金の剩餘金を處分する爲め、賃金率を更に引上くるの必要の早く已に生するに至らんと思はるゝまでに增加して來たのである。

然し、生產の增加より更らに一層重要なるは、受刑者自身の上に於ける效果である。彼等は人間の生活に對して新しい見方をするようになつて、當局の彼等に與へんとした敎訓の一つは已に速かに學はれつゝあるのである。一受刑者の如きは、從順ならざるの故を以て工場の一つから逐はれて、何等賃金の定めなき仕事を科せられたのであつたが、二ケ月といふもの彼は已の逐はれた工場に再び採用せられるためあらゆる手段を盡したものである。不從順といふことは、全く一掃されてしまつたのである。從來は仕事を怠けて、看守との間に衝突の起るのを避けるために必要である以上には働かないことにきめてゐた者共も、今は自分の生產高を增加するためあらゆる努力を盡すようになつたのである。」

(六) 賃金の處分

この事については、次の三箇の問題が解決せられなければならない。

(1) 賃金中の幾何額か家族に仕送らるべきであるか。

(2) 幾何額が釋放の際受刑者本人の用に充てらるゝため資金 (fund) として積立てらるべきであるか。

(3) 拘禁中受刑者は賃金中より幾何額を費消することを許さるべきであるか。

此等の問題を解決するのは甚た難いので、受刑者とその家族との間の連鎖を保ち、釋放後の復歸時代の困難に備へしめ、しかも尙ほ、作業に對する刺戟を失はないような方法で解決せられなければならないのである。多くの受刑者が自ら進んで已れの家族に仕送りをするということは決してそうそではなく事實であるが、其處にはまた、何等の愛情を持つてゐない係累 (デペンデント) のために自分の働いて儲けたものをみんな持つて行かれるのを見れば、働く氣がなくなるという危險もあるのである。

この事については、アメリカでは各州によつて其やり方を異にしてゐる。ニューヨークでは、受刑者のフワンド (積立金) の處置は行刑監督官 (Superindent of Prisons) の自由裁量に委ねられてゐる。ミシガン及びミネソタの兩州では、渾て刑務所長 (ワーデン Warden) の隨意である。ニューヨークでは受刑者の所得は、屢々本人の欲するとに拘らず、その家族に送付せらるゝのである。ニューヨークでは、受刑者に係累のない場合には、所得の五十パーセントを釋放資金 (release fund) として積立てる規則であつて、所得の五十パーセントを越へないかぎり、一週間三弗だけは費消していゝことになつてゐる。もつともこれは特權 (プリビレッジ) で、懲罰の一手段として停止せらるゝことがある。ミシガンでは、ワーデン (所長) は屢々受刑者の所得を悉く家族のものへ送つてしまうことがある。如何なる場合でも、受刑者の貯蓄が十弗に達せない內は、賃金を勝手に費すこと許されないので、それも煙草だけに限られてゐるのである。その場合には、懲罰を受けてゐない時、又は、ワーデンが受刑者の所得を家族へ送つてゐない場合に限り、一週間一弗二十五仙だけ費消することができるのである。ミネソタ州では、州立刑務所 (ステートプリズン) に在る受刑者が家族へ仕送りをするのを好まない場合には、所得の七十五パーセントまでは强制的に仕送りをさせられるのである。受刑者が仕送りをした殘余の積立金で或る物品を買ふとするには、ワーデンの許可を要するのである。

カンサス、ケレタツキー、バーヂニア等の州では慣例はあら方同樣である。カンサスでは釋放資金が十弗になるまで賃金は貯蓄されなければならない慣例で、其以後はどう賃金を處分しようとも受刑者の自由になつてゐる。ケンタツキーでは、賃金の二十五パーセント、バーヂニアでは、五十パーセントが釋放資金として保留さるゝの

で其餘は受刑者の勝手である。以上の三州では、家族の扶持につき受刑者を強制するの何等規定は存してゐない。

或る州では、家族への仕送りのため定額が積立てられる處がある。オハヨー州では所得の九十パーセントがこの目的のために保留される。若し係累のない場合には、この定額以外に殘余の十パーセントが釋放の時まで積立てられるのである。ニューヂャーシーでは賃金の三分の一が家族の維持に向けられ、その三分の二は受刑者の費消するに委かせられ、購入を許可せられてゐる物品も廣い種目にわたつてゐる。サウス(南)ダコタ州では、所得の二十五パーセントなければ、一ケ月十弗以上を費すことはできないのである。若し係累のない場合には、その維持に充てられる。は釋放資金として保留せられ、殘余は、係累のある場合には、家族所長の許可を得て後七十五パーセントまでは費消して可いことになつてゐる。ペンシルバニアの法律では、扶持の資金として、受刑者の賃金の四分の三を、受刑者の望む場合にはそれ以上にも、保留することを所長のなすべき義務として要求してゐる。かく處分されない殘余の額は時々受刑者に交附せられ、又は、刑務所の管理委員の善しとする方法にて釋放時まで積立てられ得ることになつてゐる。尚ほ、同州の法律では、福利省(Department of Welfare——慈善、保護並びに行刑施設の管理を統ぶ)の許可を得て、刑務所長は法律の規定に從はず、受刑者の賃金の處分についてその是なりとする所に從ひ、如何なる方法をも取るを得るといふ規定がある。現在では、所長はこの規定により多からざる所得を自由に處分することを受刑者に許してゐる。ノース(北)ダコタ州では、賃金の五十パーセントを受刑者の家族のために保留し、五パーセントを日常の小使に充てるを許し、四十パーセントを釋放時まで積立てしめ、殘り五パーセントを刑務所内に設けられてゐる、共濟基金(“Genral benefit fund”)の中に醵金せしめてゐる。

ウイスコンシン及びワイオミングの兩州はアメリカの大多數の州の慣例を代表してゐるといつてもいゝのであつて、ワイオミングの州立刑務所(Wyoming State Penitentiary)の所長ハッヂエル氏は、自分への回答に、「受刑者は法律で許可されてゐる方法ならば何時にても自分の賃金を處分し得るのである」と曰ひ、ウイスコンシン州立刑務所のワーデンは、「この刑務所では受刑者は釋放時まで貯蓄をなし、且つ家族のものへ仕送りをなすことを、强

制されはしないが、勸說(“urged”)はさるゝのである」と曰つてゐるウイスコンシンの法律には、受刑者は自分自身の嗜欲品のために所得の三分の一以上を費やしてはならない、といふ一層具体的な規定が設けられてゐる。

賃金の處分方法に關する問題は、今迄論者から多く注意を拂はれてゐなかつたのである。然し、ロビンソン教授は、ペンシルバニア州の規定を以て、家族への仕送りも役立つものとして之を推奬してゐる。ウエーヤンド教授は、係累のない受刑者の賃金を以て犯罪による被害者の賠償に充てられんことを希望してゐる。予は右の外にも、質問を發して二三の人々から意見を求めたのである。東部の或る刑務官は、必要の場合には受刑者の賃金の全部は家族の維持に充てらるべきで、釋放資金の貯蓄の如きは二の次ぎである、と曰つてゐる。釋放者の職業周旋に盡力してゐる或る社會事業家の意見によると、受刑者の所得は全部その家族へ仕送らるべく、家族を持つてゐないものには賃金を與へる必要はない、と曰つてゐる。其他の人々の意見では、賃金處分問題は箇々の場合に行刑當局によつて解決せらるべきである、とより以上は言ふを欲せないもの〻如くであつた。故トマス・モット・オスボーン氏は、受刑者の所得の全部を彼の爲すに任かせ、何なりとも本人の欲す所に費さしむることを許そうとする意見であつた。オスボーン氏は、家族に仕送りをすることも、釋放後の用に充つるため貯蓄せしむることをも、强制することは之を好まなかつたのである。然しながら、氏は、受刑者が自ら進んでその家族を扶持せんとするの意志を表示し且つ之がために一定の金額を貯蓄したる場合を以て、假釋放の條件となすを最も可とすべきものである、との意を洩らしてゐる。ウエーヤンド教授は受刑者をしてその所得を自由に處分せしむるといふ意見には全然反對で、「受刑者の手に在る金錢は何よりも一番惡い」と曰つてゐる。予の發した質問によつて、拘禁中多少に拘らず賃金を受刑者の勝手に費消することの許可せらるべきや否についてては、意見は明かに贊否相半してゐることが分明になつたのである。

賃金の處分に關する予自身の結論は次の如くである。

(一) 賃金の一部は拘禁中受刑者本人一己の用として與へらるべからざること

(二) 受刑者は家族維持のため仕送りをなすことを强制せらるべからざること

（三）賃金の全額か右の二箇條にて用ひ盡されず猶餘りある場合には、釋放後の用に充つるため其殘余の金額を强制して貯蓄せしむべきこと

是れである。

予の玆に提唱した賃金處分の方案は、刑務作業の生産を增加するための奬勵策を講じようとするのがその本質的な目的なのである。多くの受刑者の場合に在つては、若し賃金の全部が家族への仕送りとなり又は釋放資金として保留されてしまつたならば、何の勵みもないことになるのである。で、自分は、若し、普通健全な体軀を有つてゐる受刑者には正規の給養として單に必要欠くべからざるものゝみを與へ、凡ての必要以外の快樂品（コムホート）は一切代價と引換へに與へらるゝこととゝし、且つ、普通の受刑者は刑務所内に於ては、勞働の報酬として與へらるゝ賃金以外の金錢は一切使用することを許可しない、といふ方法を取つたならば最も善からうと思ふのである。此の方法によれば、受刑者が少くとも自分の一番欲しいと思ふ快樂品を購入するに十分な金は得られることは確實だと思ふのである。但し、賭博を防くためには、つり錢は貸方に記入するの方法によるのである。尙ほ、係りの刑務官の許可なくしては一人の受刑者より他の受刑者へ小切手を與へてはならないといふ規則を設くべきである。

受刑者が已れの欲する小使を稼ぎ出すやいなや直ちに作業から離れることを防くためには、所得の一定のパーセントのみが當座の小使に利用せらるべきであるといふ規定を設けなければならない。かくして、假りに賃金の七十五パーセントが家族への仕送り又は釋放資金のために積立てられるとすれば、受刑者は小使として一日二十五仙を得るためには、一日一弗の仕事を爲なければならないことになるのである。若し賃金が作業の出來高によつて仕拂はるゝとすれば、受刑者は一定の科程以上の出來高により得られたる金額のみを小使として所有することを許される、といふ規則を設けることによつて同じ結果が得られるのである。で、若し受刑者が自分の仕事で一日一弗を得ることができるとすれば、先づ第一に七十五仙を差引て積立てとし、これ以上に働いて得た部分の二十五仙が小使として與へらるゝのである。

家族への仕送りと釋放資金の積立との關係については、予は後者をして前者に從たらしむべきものと信ずるのである。受刑者が當座の小使を宛かはれたる後には、所得の殘額は悉く困窮せる家族へ仕送らるゝべきである。若し受刑者の所得が家族への仕送りをなし且つ同時に釋放資金を貯蓄するに足るほど多くない場合には、家族に扶助料を與ふるよりも、むしろ釋放資金を與ふる方が國家にとつて利益である。何となれば釋放資金は一度與へればすむのであるが、若し國家が一度受刑者の家族を扶持するため純然たる贈與を爲したならば、受刑者の釋放後も長く國家の扶助に賴ることにならうと思ふのである。

受刑者が已の貯蓄を費消する場合に完全な自主權を與ふべきであるといふことについては、予は未だ確信するに至らないのである。むしろ、家族への仕送りと貯蓄とを强制した方が恐らく良習慣を養ふことゝなり從つて受刑者の改善に資する所大なるものあがらうと思ふのである。

（七）結　論

以上說き來た所を要約すると次のような結論を得られるのである。

（一）受刑者を働かせるは刺戟奬勵か與へられなければならない。其一法として賃金が與へらるべきである。

（二）能率を異にせるそれ〳〵の受刑者に支拂はるべき賃金は、比較率に於ても絶對率に於ても共に、外部社會に於て支拂はるゝ賃金の率を定むると同じ條件によつて定められるべきである。

（三）國家は受刑者と同じ職業に從事せる普通の自由勞働者の生活費と略等しき金額を賃金中より控除すべきである。

（四）受刑者には小使錢としてその所得中より一定の額を與へらるべきである。

（五）殘余の賃金中より、受刑者を强制して先づ第一に家族の維持に必要なる金額を仕送らしめ、若しこの仕送りの後に幾何なりとも殘余あらば、次に釋放後の用に充つるため右の殘余額を貯蓄せしむべきである。

（六）以上の方法によれば、刑務作業の生產を增加し、その利益は賃金として支拂はれたる金額を償ふて尙ほ且つ余りありと信ずる。（完）

（Journal of Criminology, February, 1927）

矯正図書館

中古の倫敦市の首枷の刑

（倫敦市の自活の一考察）

大森洪太



緒言……倫敦市……倫敦市の自治……自治の淵源たる特許……爾後の特許……倫敦市の裁判權……倫敦市の刑事裁判の特色……首枷刑採用の理由……實例

緒言　刑罰の種類や方法は時代に依り場所に從つて異つて居た事は云ふまでもなく、柒紂の遠い昔は知らず、ノルマン諸王の酷刑は問題外としても、頸を締め四肢を斷ち臟腑を抜出し首を橋の上に曝すと云ふ複雜で慘虐を極めた死刑の方法が、中世末期の英國に行はれて居た。惡魔に魅せられた婦人の身體にはどこかに痛みを感じない箇處があると云ふので、身體の全面を錐で突くプリツカーの刑（刑と云ふよりも寧ろ拷問の方法だが、之れで死んだ者が勘くないらしい）と云ふのが中古の蘇國に在つた事は、立派に記錄に殘つて居る。要するに東西古今を通じて、刑罰の種類方法は恐らくは千差萬別であつた事と考へられる。

東西古今を通じて、刑罰の種類方法は千差萬別であつたらうが、其の千差萬別の刑罰の中でも、首枷の刑は恐らくは過去に於て各國共通の事例であつたと想像せられる。蓋し首枷の刑は手枷足枷の刑と同樣に人の自由を拘束する最も簡單なしかも有力な方法であるからである。從つて別に事珍らしく首枷の刑に就て云爲する必要は無いのであるが、玆に私は中古に於ける倫敦市の首枷の刑に就て、少しく記述してみ度いと思ふ。それは刑罰としての首枷を論議するのではなくして、當時の倫敦市に於て首枷の刑を擇ぶ事になつた經過を考へてみ度いからであつて、其の經過を知る事は、敢て一片好事の問題では無く、刑政の上に於て閑却し去る可きものではないと信ずるからである。

倫敦市　倫敦市に就ての事であるが、第十四世紀の中頃から第十五世紀の最初の二十年間位、大略七、八十年間の事を中心として書く。倫敦市は今も現存する City of London で、今の所謂大倫敦の東部に、方一哩の地域を占めて居る固有の傳統的の倫敦市を指すのであつて、今でも勿論取引の中心ではあるが、銀行會社が多くなつて、定住者は一万二三千に過ぎないやうであるが、玆に問題とする時期に於ては、まづ二十万位の人口を持つて居たらしい。

倫敦市の自治　倫敦市及倫敦市民が其の信條として嚴守し其の特色として誇號するところは「法と秩序と自由とに對する愛」"the Love for Law, Order and Liberty" である。法を尚び秩序を重んじしかもそれと同時に自由を愛するが爲に、當然自治と云ふ事が生じて來る。自治と云つたところで、只々絶對に他力の干渉を排斥すると云ふのでは無い。法と秩序とを愛する念慮から迸り出たものであるが故に、根底の有る自治である。締め括りのある自治である。放縱を抑制し孟浪を禁壓する堅固な自治である。此の自治は幾度かの國王の特許 Charters に依つて漸次に賦與せられ市民の信念に依つて力强く維持せられた。特許の經過を一瞥する。

矯正図書館

自治の淵源たる特許　倫敦市に對する國王の特許のまづ最初とも云ふ可きものはウイリヤム・コンクエラーの特許であろう。ウイリヤムがノルマンから侵入して英關に君臨する事の出來たのは、センラックに於ける捷利と倫敦市の臣從の誓とのお蔭である。そこでウイリヤムは倫敦市民は法に依つて保護せらる可き事及倫敦市に於ける子供は親の相續人たる可き事を宣言した。極めて簡單な特許である。そして甚以て平凡な文句ではあるが、此の平凡な文句には頗重大な意義が包藏せられて居た。それは倫敦市は諸侯の孰れにも隷屬せざる換言すれば國王直屬の獨立市だと云ふ事を意味したのであつた。斯く して此の極めて簡單なしかも平凡な外形を帶びた特許から、時に盛衰はあり消長はあつたけれども、爾來一千載の連綿として靈きざる倫敦市の自治は萠え出で匂ひ出でたのである。それは一〇六六年の事である、倫敦の起源は古い、紀元前既に商賈が集團して居た史乘の證左はあるが、倫敦市の立憲的の發達は此の特許を以て其の第一歩とする。

爾後の特許　ヘンリー一世は其の即位に際して（一一〇〇年）甚有力な特許を與へて、倫敦市の自治を鞏固にした。此の特許の內容は多樣であるが、重要なものは左の通である。

（1）倫敦市民固有の特權及慣習を承認する
（2）倫敦市民は市外の法廷に斷罪の爲呼出だされゝ事が無い
（3）倫敦市民には倫敦市民が特別に命ぜられる外他の一般の例に依る租稅を免除する
（4）所謂オディールの方法として爭訟の當事者に決鬪をやらせて、敗者を敗訴者とする。恰も我國上古の探湯の裁判に類似するものが當時尙存在して居たが、倫敦市民を其の適用外に置く
（5）倫敦市民に一定の場所に於て狩獵するの權利を與へる
（6）倫敦市民は市外に在る債務者の財產に對して差押を爲し得る

右の內2、4及6が倫敦市の自治裁判の重大な發達原因と成つた事は云ふ迄も無い。

ヘンリー一世の末期に於て、倫敦市民は廢王スティーヴンに味方した故を以て、マテイルダの爲に全然舊來の特權を剝奪せられて、エセツクス伯の管下に置かれたけれども、スティーヴンに代つて立つたヘンリー二世（マテイルダの子）倫敦市の從來の特權を承認した。（一一五四年）尤も此の時にはお禮やお願の意味で巨額な獻上物をしたのであつた。（莫大な獻金と交換的に特許を得た事例は屢々ある。）

リチヤード一世（一一八九―一一九九）は例の「獅子王」the Lion-hearted である。倫敦市は此の獅子王に依つてテムスの河の管理權を賦與せられた。

獅子王に次で立つたジョン王は大持許（大憲章 Magna Charta, Great Charter）を發布した國王である。一二一五年の六月十五日にウインゾアに近いテムスの中の小島の大樹の蔭で、不承々々に國王が署名した。此の大特許は、英國の不文憲法の根蔕となつたのである。尤も此の大特許の內容は必しも新しいものではなかつた。其の骨子は既にヘンリー一世やヘンリー二世の與へた特許に則つて居るのであるが、直截明快に不磨の大則を宣明して、範を永く後昆に垂れたのは此の大特許である。「自由民ハ逮捕監禁剝奪追放其ノ他一切ノ侵害ヲ受クコトナシ即チ朕ハ貴族ノ裁判又ハ國法ノ命スル外敢テ自由民ヲ侵害スルコトナカルヘシ」（"No freeman shall be seized or imprisoned or dispossessed, or outlawed, or in any way brought to ruin; we will not go against any man or send against him, save by legal judgement of his peers or by the law of the land.") 於ハ何人ニ對シテモ權利又ハ正義ヲ賣リ或ハ拒ミ或ハ阻ムコトナカルヘシ」("To no man will we sell or deny or delay right or justice.") と云ふ條章の如きは、實に英國司法の根底であり又核心である。大特許は勿論倫敦市の特權にも言及して居る。其の文句は短い、短いけれども要領を得て居る。「倫敦市ヲシテ水陸兩方面ニ於ケル其ノ一切ノ固有ノ自由ヲ享有セシムヘシ」("Let the City of London have all its old Liberty and its free customs, as well by land as by water") と云ふのである。ジョン王は大特許の外に倫敦市に二二の特權を與へて居る。それは水上の管理權や市吏員の選任權に關する事項である。

ヘンリー三世（一二一六―一二七二）も倫敦市に特權を與へたが、特許料は實に苛酷なものであつた。ヘンリー三世の倫敦市に對する誅求政策は極度に達して市民の所有品に對して、價額の十五分の一の租稅を課した、十五分の一と云へば六分五厘である。家屋什器貯金商品凡そ一切の財產の六分五厘を徵收したのである。恐らくは東西の史乘に稀有な重稅であろうが、それでも倫敦の市民は默々乎として之れに應じた。それは固有の特權を失ひ度くなかつたからである。固有の自治の特權を承認して下さるなら

ば「黄金と鮮血とを以て」("with money and blood.")王者に對する忠誠の實を擧げると云ふのが倫敦市民の信條である。此の六分五厘の重稅は一度ではない、二度も取られた「國王陛下の御機嫌をなほす」と云ふ名目で二十萬圓納めた事もある。併し自治の權限は危く持ちこたへた。

次のエドワード一世（一二七二―一三〇七）もエドワード二世（一三〇七―一三二七）も屢々獻金賦課を命じ、しかも時には倫敦市の特權を蹂躙しやうとしたけれども、兎に角從來の特權の外に、更に數箇の特許を與へた。斯くして倫敦市の自治は徐々にしかも貴重な犧牲と交換的に漸次大きく强く固くなつて來た。

其の次のエドワード三世（一三二七―一三七七）の特許は倫敦の自治を極めて徹底的のものにした。即ち倫敦市の自治は此の時代に至つて、縱から見ても橫から觀ても、首尾一貫した鞏固のものとなつた。エドワード三世の特許は種々の點に亘つて居るが重要なものは左の諸點である。

(1)倫敦の市長は判事となつてニューゲートの法廷（今の中央刑事裁判所の前身）に於て刑事々件の裁判に當る。

(2)倫敦市民は内捕權 Infangthef を有する。其の意味は倫敦市内に於て逮捕した泥棒を自己の法廷で審判する事が出來ると云ふのである。

(3)倫敦市民は外捕權 Outfangthef をも有する。其の意味は倫敦市外で逮捕せられた泥棒を市内の法廷に移送せしむる事が出來ると云ふのである。

(4)倫敦市は有罪と決定した犯人の財物を沒收する權利を有する。

(5)倫敦市民は外國の商人に對して其の搬入した貨物を四十日以内に賣却す可き事を强制的に命令するの權利を有する（物價調節特に賣惜み策禁壓の爲である。）

(6)倫敦市外七哩の範圍内には市場を設けない。

以上は本稿首劈問題の當時に至る迄の特許の概要であつて、要するに倫敦市の自治發達の經過の一方面を述べたものである。（倫敦市の自治の歷史は極めて興味ある題材であつて、私は別に之れを論述し度いと思つて居るが、本稿では省略する。）

倫敦市の裁判權　扨本稿に於て述べむとする時期、即ち第十四世紀の中葉から第十五世紀に亘る約七、八十年の間の裁判の方面を觀ると（一）裁判權の範圍が甚しく廣汎で今日の觀念を以てすれば當然行政上の問題たる事項までも裁判所の權限に屬せしめて居た事（例へば物價の決定までも行つて居た。）（二）裁判に當る吏員が甚しく一般から尊敬せられて居たのみならず裁判の嚴嚴の保持の爲には何事をも假借せず何人をも寬容しなかつた

事（之れは敢て倫敦市のみに限らず英國法廷の大傳統である。）（三）事實上の極刑は市外への追放で、市外へ追放せられると、市民の特權は勿論喪失する。そして多くは商賣が出來なくなる。そこで殆死刑と同樣に考へられて居た事。（四）流言蜚語が重大視せられて嚴罰を以て之れに臨んだ、信義を重んずる商業には流言蜚語は大敵である。倫敦市民が流言蜚語を憎んだ事は容易に想像せられるが、文獻に徵するに餘程此の點には神經を惱ませたものと見えて、冗談のやうなお饒舌で刑罰を科せられた者が尠くない事。（五）しかも罪過の如何に拘らず刑罰の如何を論ぜず一旦刑に處せられてもお詫をすれば殆無制限に許して居た。即ち法廷に於ける特赦が盛に行はれて居た事等が其の顯著なる特色である。

倫敦市の刑事裁判の特色　當時の倫敦市の自治裁判は前述のやうな特色を持つて居たが、今一つ閑却す可からざる大きな特色がある。それは此の裁判所には刑法も刑事訴訟法も無かつた事である。何が如何なる罪になるか、如何なる罪に如何樣の刑を科するか、規定は全然無かつた。全く事件毎に定めて行くの外は無かつた。正義衡平の觀念に照し、常識から割出して、惡い事件は有罪となり。惡くない事件は無罪となつたのである。刑罰も金刑から死刑まであつたが、何が金刑になつて、何が死刑になるか、之れ亦事件次第であつて豫定せられた範疇も限度も全く無かつた。原始太古の世では無い。倫敦市の商業が日一日と隆盛になつて、既に世界の覇者たらむとしつゝあつた時である。伊太利に芽生えが出來て、ニーザーランドで花が咲いた商事會社の制度が、此頃では倫敦市が先進諸國を追越して、立派な果實を結んで居る頃である。其の時代に於て、英國の中心の倫敦市に刑事法が無かつたのである。法制史上の靡訶不思議だと云へば云はれる。

刑罰の種類が限定せられて居ないのだから、如何なる刑罰の方法を執つてもいゝのであるが、此の時代の倫敦市に於ける刑罰は、其の當時の他の國々に比べて しかも又此の時代以後の英國の刑罰に較べて、著しく寬大だつた。異端者を火刑にする風習は未だ此の時代の倫敦市には來て居なかつた。殘忍な各種の拷問の方法も幸にして未だ發明せられて居なかつた。鼻刺ぎ耳刺ぎの刑や焙印の刑も知らなかつた（私の研究が足りなくつて、只々單純な想像に過ぎないところであるが、慘酷な刑罰は英國固有のものでなく、殆悉く大陸から輸入したものと思はれる。有史以前のドルーヅ Druids の宗教的刑罰は別問題

として)。要するに此の時代の倫敦市の裁判所の科した刑罰は簡單なものであつて、殆總べてが首枷の刑であつた。

首枷の刑　倫敦市の當時の裁判所では殆總べての犯人に首枷の刑 Pillory を科した。首枷の刑は本文最初の寫眞の如きもので、今日から考へると隨分野蠻なものではあるけれども、多くは一時間位で終つたのである。泥棒も詐欺師も美人局も何でも彼でも一時間乃至二三時間の首枷で濟んだのである。第十八世紀の英國では馬泥棒や五シリング（二圓五十錢）以上の窃盜は死刑になつた。然るに其の四百年前には一萬圓の泥棒でも首枷で片が附いたのである。

そこで、何が故に左樣に廣汎な範圍に於て此の比較的輕微な首枷の刑が行はれたか、それには相當の理由がある。そして其の理由の中には我等の顧みて然る可き——學ぶ可き點もある——と少くとも私は考へ度い。

首枷刑採用の理由　先づ考ふ可きは此の裁判所の裁判に當る人々である。それは市長 Mayor は勿論各區から選出せられる市參與 Aldermen である。而して倫敦市は前にも書いた通りに僅に方一哩の地域で、當時の人口は二十万である。(地域に比して人口の多いのは道幅の狹い爲である。張出し窓から手を出すと、向ひ側の家の人と握手が出來たと云ふ事である)それが當時二十三區(殆今と同樣である)に分たれて居た。勿論區に依つて大小はある。一三三九年の各區の掛け金の表を見ると、コードウエーナー區の二千百九十五磅三志四片が最高で、オードケイト區の三十磅が最低だから、最高が最低の七倍以上だけれども、人口を平均して考へると、一區八千七百人位のものである。だから區長——と云つていゝか、兎に角各區から選出せられる市參與は大抵被告人の顏を知つて居る。要するに同じ町内の人が裁判官(官と云ふ字は相當しないが)にもなり被告人にもなるのである。同じ町内の者を罰するのだから、勢ひ其の刑が輕くなるのは人情として當然の事である。敢て人情ばかりではない。犯人の惡い方面も知つて居れば善い方面も知つて居る。惡い方面は法廷に十分に取調が出來るけれども、善い方面は町内の有識者でないとわからない事が多い。區長ならばそれを知つて居るから、刑罰も自然に輕くなるのである。

次に前にも述べた通りに、刑罰の方法は限定して居ないのである。即ち撰擇刑の範圍が無制限に廣いのである。撰擇刑の範圍が廣ければ廣い程實際に言渡される刑の輕くなる事は勿論である。例へば現時の英國では謀殺

既遂(Murder 殺意に因る殺人既遂)の法定刑は死刑だけであるが、我が刑法では死刑をも亦有期無期の懲役をも撰擇する事が出來るし、場合に依つては減輕の上執行猶豫にする事も出來る。實際に於て謀殺既遂に該當しながら、死刑の言渡を免れる考が尠くない。之れと同じ理屈で法定刑が無いが爲に自然に輕い刑が撰擇せられて、何でも彼でも首枷と云ふ事になつたのである。

更に又、當時の倫敦市民は廉恥の念に富んで居た事も有力な原因である。首枷の刑は公衆の面前で行はれた。公衆の面前で縱令一時間でも、首枷を附けられて立たされる事は至大の苦痛であつた。從つて犯人を懲戒し矯治するのには、一時間二時間の首枷の刑で尙且十分であり有效であつた。我が國の武家時代の武人の借用證書に期限に返濟が出來なければ、公衆の面前で恥ちしめられても宜しいと云ふのがあつたと云ふ。恥ぢしめられる事を嫌忌する廉恥の念があるならば、それが最も有意義な保證である。

以上の理由に依つて、首枷の刑は殆總べての事件に適用せられた。何でも彼でも首枷の刑であつた。一切の犯罪に對する殆唯一の刑罰として首枷の刑が執行せられた。尤も例外も絕無ではない。オーモンド伯の落胤だと詐稱して田舍の物持から金品を詐取した男に對して、三時間の首枷の刑を執行した後、被害者に償却の出來るまでの期間監獄に打ち込むと云ふ言渡をしたのもあつた。併し些少の例外を除く外大抵は首枷の刑で事が濟んだ。

實例　當時の犯罪の一端を窺ひ、且首枷の刑の廣く行はれた事實を徵する爲に、二三の實例を擧げて見る。

○弓弦師某　品質粗惡の弓弦を詐欺的に販賣した件、一時間の首枷の刑、不正商品燒却。

○某　王廷大膳寮の酒類係と詐稱して、釀造業者から金員を騙取した件、一時間の首枷の刑。

○靴屋某　此の罪は複雜で滑稽でしかも隨分たちの惡いものである。或名家の夫人の貴重品が紛失した。そして其の嫌疑が或女にかゝつた。そこで嫌疑を受けた女が本件の靴屋へ相談に行つた。靴屋は早速引受けて、自分は占が出來るのだ。本當の窃盜犯人も自分にはよくわかつて居る。嫌疑を受けて居る女は實は本當の犯人ではないのだ。そして被害者たる夫人は無辜の女に嫌疑をかけたのだから、天罰を受けて一個月内にはきつと死ぬるのだと公言した。夫人の方では此の薄氣味の惡い豫言に神經を惱ませて本當に病氣になつて危篤に陷つた。然るに一切は靴屋

の出鱈目だつたと云ふ事が判明して、夫人は全快、
牝屋は一時間の首枷の刑。

○右と同様の例が外にもある。或窃盗事件の眞犯人を占で當てゝ見ると云つて、占の道具としてナイフやパンを物々しく飾り立てゝ、出鱈目の事を鹿爪らしく云つた。迷惑を蒙つたのは犯人だと名指された者である。そこで僞占者は一時間の首枷の刑、但し占道具の小刀やナイフを首に懸けられた。

○僞醫師　此の男の犯罪もたちが悪かつた。裸馬に乘せ鳴物附で市内引廻しの上、一時間の首枷の刑。

○某　僞造證書に依つて一千二百磅詐取の件、一千二百磅は一萬二千圓であるが、最上等の牛一頭が一磅（十圓）位の時代である。一千二百磅は非常な巨額である。其の詐欺既遂が矢張一時間の首枷の刑。斯様な大犯罪でも首枷の刑で濟んだのである。之れが四百年後だつたら、勿論死刑に處せられて居る。

○前項の分と隨分權衡上の差異はあるが、パン屋が目方の輕いパンを賣つた廉で一時間の首枷の刑、しかも嘘つきだと云ふので砥石を首に懸けられた。

○國王の使者だと云つて、ノーフォーク伯夫人を訪ねて、お使賃として三シリング四ペンス貰つた件、之れは一時間の首枷の刑に市外追放。市外追放は殆極刑であつた事は前に書いた。

○腐つた鳩の肉を賣つた件、一時間の首枷の刑。

○詐欺賭博の件、同上。

○市長が投獄せられたと云ふ流言を傳播した件、同上。

○慈善病院の集金人だと詐稱した件、同上。

○羅馬法王の上諭文を僞造して金錢を騙取しやうとした件、同上。之れも後世では死罪になつた案件である。

實例は枚擧に遑が無いやうである。要するに倫敦市の首枷刑に就ては、我等に於て學ぶ可きところも考ふ可きところも多いと思ふ。（勿論私は今日此の刑を復活しやうと云ふのでは無いけれども。）

倫敦市の自治裁判の特色として、法權を尊重して法權に背戻する罪を重大視した事と謝罪に依つて萬事を解決する風習のあつた事を說いた。其の顯著な一例を擧げて此の稿を終へる。

反物商のジョン・ゲドニーと云ふ人が市參與（區長 Alderman）に選ばれた。此の職掌は市長に次で裁判權を持つて居るのである。然るにゲドニーは重責に耐えずと の理由を以て辭退した。裁判所は此の職責は辭退が出來ないのだと云ふ事を諭示したけれども、ゲドニーは頑強に斷つた。そこで裁判所はゲドニーを牢獄に投じ其の店舖を閉鎖して貨物を沒收した。重罪輕罪殆ど悉くが首枷の刑で濟んだ時代としては、極めて嚴重な刑罰だが、法權尊重の爲に法衙の重責の辭す可からざる事を宣明するが爲に、斷々乎として言渡されたのであつた。流石のゲドニーも降參して謝罪した。謝罪と共に直に赦されて、ゲドニーは牢獄から出て來て市參與の職に就いた。しかも數年後に彼れは市長に選ばれた。（昭和二年七月）

附言　寫眞の首枷の刑は英國中古のものではあるが、倫敦市のものではない、しかも少しく後の時代のものである。倫敦市の首枷刑にもいろ〳〵あつたやうであるが、古画の敎ふるところに依れば、大体右の寫眞と同樣のものであつたやうである。

（以　上）

犯罪者と血液

ドイツの新研究

最近ベルリンでグルンデル博士といふ醫師の研究によると、犯罪者のもつ犯罪性といふものは吾人の想像以上にその血液と密接な關係があるといふことである。醫學上人間の血液はその組成分子の僅な差異で四種類に分類されてゐる。例へばA　B　C　Dの四タイプとする、肉眼では誰の血でも同じやうに見えるが科學上は全然異ふもので、A類の血液をB類の血液を有する患者に輸液法を行ふと非常な危險を起す、グルンデン博士はドイツの監獄に在る囚人八百八十四名及びキール精神病院の入院患者四百二名の血液檢鏡を行つたところ血液が第三類C型に屬するものが大部分を占め、一般ドイツ人の血液檢鏡の平均結果より遙に高率であつたさうだ。そこで犯罪を犯す種類の人間や精神的欠陷を持つ患者は、大部分C型血液の人であるといふことになる。もつと實驗の範圍を擴大しなければ確定的な歸結を得られないがC型血液のある人間は犯罪に陷り易いといふ意味になる。もしこの研究がものになれば犯罪學上非常な參考となるであらう。（聯合通信）

誌上講演



刑務所の經濟觀（上）

法學博士　下村宏氏談

刑務所の經濟觀といふ題を掲げましたが、申上げることがそれに候つて居るとは申されませぬ、所謂刑務所と云ふものに對して私の不斷考へて居る所感と云ふものが可成り多いのであります、其道の專門の方々から見れば或は私の言ふことが脫線し過ぎた、或は正鵠を失つて居るかも知れませぬが、世間では斯う云ふ刑務所と云ふものに對し、どう云ふ考を以て見て居るかと云ふことを御參考までに申上げて見たいと思ひます。

◇經濟は膨脹する

私は經濟の方が自分の畑になつて居りますから、自ら經濟の方から見ることが本位になります、但し御斷りを致しますが、私は內地の刑務所は日露戰爭前だと思ひますが、有馬君が横濱監獄の典獄であつた時分に横濱の監獄を、それから小田原の幼年懲治所を見ました、又同じ頃浦和に早崎と云ふ方が典獄をして居つた時分に見ました、それから川越の附近でありましたが矢張幼年懲治所があつてそれを見ました、私は內地では其後の新しい刑務所はまだ見て居りませぬ、臺灣の方は私があちらに在住して居りましたから、大正に入つてからも數回觀ました、併し是は內地と趣きを異にして居ると思ひますから、近い中に機會がありましたならば東京の刑務所も親しく見たいと思つて居ります。

私が言ふ迄もなく財政の上から見れば刑務所の爲に隨分巨額の金が國費として出て居り、又一面に受刑者の作業より生ずる收入と云ふものがあつても極めて少いものであります、結局刑務所と云ふものは財政の上から見れば唯經費の出る一方である、而も段々此受刑者に對する待遇が進んで來、一面には物價が段々騰貴し又大勢合同して居るよりも分房の制が宜いと云ふやうなことで、物價の騰貴と設備が段々充實して來たことが相俟つて漸く刑務所の經費は大きくなつて參りました、最近の歐米、殊にソヴイエツト露西亞などの監獄の狀態を聞きましても、將來の日本の刑務所は段々經費が增して行く、それは人口が增加して、而も人口に比例して犯罪者の數は必ずしも減つて行かぬ、私が此處で言ふ刑務所と云ふのは一面には犯罪に對する制裁であり、一面では又それに入つたことに依つてもう再び斯う云ふ所に足踏みをせぬやうにと云ふ精神的の懲らしめと云ふやうな意味もあれば、或は修養と申しますか、色々な意味を以て將來犯罪を少なくせしめることが第一義でなければなりませぬ、けれども事實問題としては御承知の通りなか〳〵二犯以上の者が多く、一度泥足になつた者はなか〳〵それが取れない、極く分り切つたことでありますが、免囚保護の方策と云ふ問題よりも、之に對する社會の理解が乏しいのでありますから、兎角一度刑務所の門をくゞると、相當本人が努力しても社會に立ち惡い、さうした事で吾々新聞に關係して居りましても、殆ど新聞の三面記事で、所謂俗に言ふ社會種で犯罪の多くを見ると矢張り一度刑務所の門をくゞつて來た者が可成り多い、甚しいのは刑務所を出て來た足で泥棒に入つたり色々な犯罪を

して、殆ど旬日ならずして又お上の手數を掛けると云ふ例は隨分多いのであります、極端に言へば何の爲に刑務所があるのかと言ひ度くなる程、將來の犯罪に對する懲治と言ひますが、さう云ふものがなか〳〵制度の問題よりも、さうした頭の人間が世の中から少くなるやうに、又一度なつた者でも多少とも改悛の情があればそれに導いて行くと云ふ社會の一般の空氣が出來て來ませぬければ困難な問題であると思ふ、斯ふ云ふことに對して私共彼此れ言はずとも恐らく諸君が是等の問題に付ては絕えず御考究になつて居ることゝ思ひます。

◇犯罪は殖えて行く

私が申上げたいことは、社會の經濟狀態が矢張り刑務所とどうしても密接な關係になつて居らうと思ひます、此の前賀川豊彦君でありましたか、犯罪の種別をづつと擧げまして、世界大戰中、又大戰後の反動期に入つて如何に犯罪の種別に於て又犯罪者の數に於て成績が惡くなつて來たかと云ふことを圖表などで示して講演されたのを私が聽いたことがあります、私は矢張り此日本の現狀では刑務所の仕事は益々繁昌するだらうと思ふ、それは經濟觀、社會觀から見てもどうも、さうした傾向がある、言葉を換へて言ふと日本の經濟狀態、社會狀態が益々生

計難或は就職難と云ふことになつて來て居りますから、勢ひ犯罪は殖えて來やうと思ふ、然らば何故さう云ふ狀態になつて來たかと云ふことを少し御話して置くことが、多少受刑者に訓戒とでも言ひますか、御話をする時の心特の參考にならうかと思ひます。

◇暮し方が變る

私が絶えず方々で御話して居ることは、今日のやうな日本の社會狀態になつた所以と云ふこと、、それから自分達が斯う云ふ時代に生れた喜びと云ふことであります。是は私が小冊子にして出してもあるし、大体私が何時でも言つて居ることは、吾々が何處へ生れたい、それから何時生れたいと云ふことを吾々が選り採りをして生れて來たのではない、全く神事と言ひますか、偶然に日本に生れ偶然に明治大正の世に生を享けて居る、それは私共も非常に有難いと思ふて居る、今日は非常に個性に目覺め過ぎて、事々物々に對し不平を述べたり、一種の反動期でもありませうが、併し靜かに考へて見れば日本の社會生活、文化生活は、德川時代以前は餘り變つて居ない、南北朝時代も鎌倉時代も足利時代も、何れの時代に在つても日本の文化生活は變つて居らなかつた、所が明治維新になつてから外國との交通が開け、三百の諸侯が各地に割據して居た社會が解かれ、世襲になつて居つた士農工商の別が皆撤廢されて廢藩置縣になり、國民皆兵になつたのでありますから、それだけでも吾々は斯う云ふ時代に生れたことを喜びとしなければならぬと私は能く言ふのであります、私の父などは六十餘まで生きて居つて、其間に紀州から江戸に來た事が二回ある、紀州藩―御三家―の虎の威を藉つて御供をした旅でありますが、其旅行が二週間も三週間も四週間もかゝつて漸く一生の間に二回江戸上りをした、さう云ふ事を子供の時に能く聞かされましたが、是れが親父の自慢話であります、併ながら現在私共は一月何回となく極めて安全に東京大阪の間を早く而も樂に往復が出來る昔は千餘年の長い間に亘つて何の時代に生れても籠か馬か或は歩くより他に途がなかつた、それが人力車から段々飛行機にまで變つて來て居る、日本が早くから鎖國と云ふやうなことがなかつたならば今頃はシベリヤから南洋から到る處に領土を持つてもつと榮えて居たかも知れない、それが抑へられて居てバネが伸びられなかつた爲に、世界中の强國が喰荒して何處も領土がなくなつてから叩き起された日本としては各國が二世紀も三世紀もかかつて得たる所の文明を吾々は非常な高速度で追掛けつゝある、例へば昔の人達は何

も隱居を好んだ譯ではないけれども、自分の仕事を自分の子に讓らなければならぬ、自分の子供達は他に仕事を求め得なかつた、殆ど求めることが出來なかつた、商賣にした所で仕事のコツを覺えて商賣を始めやうと思つても問屋仲間の同意を得町奉行の同意を得なければ職は求められなかつた、又士でも元服をすると、自分が其役に居つて三百石取つて居つて、子供が出來て順々に何十石と云ふ風に與へると云ふことは、親としては望むかも知れぬけれども藩主としては出來ざることである、或は藩に依つて違ふかも知れぬけれども、私共の五十万石の藩でも大體に於て出來ぬと云ふことになつて居る、詰り親と長男と次男の三人に祿を與へることは出來なかつた、だから親が隱居して自分の世祿を子に讓る、又親が太物師をして居ても子供が大きくなれば自分は隱居をし、倅に讓る、何も吾々の祖先、先代は怠け者ではなかつたけれども、限り有る職の中で限り無く人間がそれ〳〵に仕事を求めることが出來なかつた、今日ではそんなことはないが、是が三百の諸侯に分れて居つた時代に何んな士でも祿を得やうと云ふことになれば、一万や二万石の殿樣は直ぐに身代限りである、それが兎に角德川三百年の平和を得たる所以は人口問題である、斯の狹い中で三百年の平和を得たと云ふ所以は、人口が殆ど增減がなかつたと云ふことである、それでは吾々の先代あたりは繁殖力がなかつたのかと言へば、それ〳〵子は生んで居つたのである、併し德川時代には必要上子供を殺したと云ふことである、享保六年に吉宗將軍の時始めて人口調査をやつて居りますが、一番初めに人口調査をやつた時から維新までの間の人口は二千五百万から二千六百万の間を上下して居つた、享保六年には二千六百六十五万と言はれて居ります、それが其後の弘化年間になつても矢張り二千六百万代であつた、年に依れば人口は減つて居つたと云ふ、殆ど三百年間に人口が增したと云ふことはなかつた、是は德川時代の經濟などを調べて居る專門の學者も澤山ありますから御聽きになつて分りますが、佐藤信淵先生と云ふ經濟學者、政治學者でありますが、此人は佐竹藩で藩内で子供を殺すことの不可なることを秋田の重臣に說いて、其子供を預つて殺さぬやうに保育するとか、又金持でも三人以上子供を生むことを恥ぢたと云ふやうな癖の付いて居るのを、子供は天の授り者であるから殺してはいかぬと言ふことを堅く說いて居ります、單り秋田藩のみならず佐藤先生は日本中歩いて說いて居ります、斯うしたことをしても日本の人口は增して居らぬ、

今日でも墮胎と云ふやうなこと、或は嬰兒殺しと云ふやうなことは屢々新聞に出ますが、唯今日は六千万の中でつた石炭、それが石炭が非常に要ると云ふやうなことになれば、福岡縣を例に取つても八つの市がある、即ち小倉と久留米と博多は在來からの城下であるが、門司、若松、八幡、大牟田、是等の市は皆石炭の爲に出來た市であるのみならず、筑豊から三池に掛けて到る處炭田になり、其處には何千何万と云ふ人が消化されて居る、東北の方に行つても、足尾、日立、小坂等、到る處に鑛山が開發されて精錬所が出來る、さうして今までさう云ふ所には人が何十人も住むことが出來なかつたのであるが、何百万と云ふ人が入つても仕事が出來ると云ふことで、一方に人口が殖えて來たけれども、それがどん〳〵消化されて行く、所が日露戰爭が濟み、其の反動が起つた時分からどうも人間の供給の方が日本の國運の進み方よりも少し先になつて、國運の進み方の方が少し鈍くなつた、今までバネに抑へ付けられて居たものが急に發達しましたのは人間であれば子供が二十歳頃まで伸びて行くやうに人間が殖えても追掛けて國運は進み、其間一方には朝鮮が出來、樺太が出來、臺灣が出來ると云ふやうに盛んになつたのみならず、產業が發達して來たから非常に人の需要が增して來た、所が人間の方は遠慮なしに何時までも來る程仕事が殖える、維新前であれば殆ど問題にしなかつた石炭、それが石炭が非常に要ると云ふやうなことになれば、福岡縣を例に取つても八つの市がある、即ち小倉と久留米と博多は在來からの城下であるが、門司、若松、八幡、大牟田、是等の市は皆石炭の爲に出來た市であるのみならず、筑豊から三池に掛けて到る處炭田になり、其處には何千何万と云ふ人が消化されて居る、東北の方に行つても、足尾、日立、小坂等、到る處に鑛山が開發されて精錬所が出來る、さうして今までさう云ふ所には人が何十人も住むことが出來なかつたのであるが、何百万と云ふ人が入つても仕事が出來ると云ふことで、一方に人口が殖えて來たけれども、それがどん〳〵消化されて行く、所が日露戰爭が濟み、其の反動が起つた時分からどうも人間の供給の方が日本の國運の進み方よりも少し先になつて、國運の進み方の方が少し鈍くなつた、今までバネに抑へ付けられて居たものが急に發達しましたのは人間であれば子供が二十歳頃まで伸びて行くやうに人間が殖えても追掛けて國運は進み、其間一方には朝鮮が出來、樺太が出來、臺灣が出來ると云ふやうに盛んになつたのみならず、產業が發達して來たから非常に人の需要が增して來た、所が人間の方は遠慮なしに何時までも

◇殖えた人口

明治になると段々衞生思想が發達し、醫術が進歩したから死ぬ歩合が少なくなつて段々殖えて行く、昔ならば殖え得なかつたものが、幾ら殖えても仕事がそれだけにある、個人として言へば自分の店の仕事が繁昌して店をどん〳〵擴げる、店の人數もどん〳〵要る、そればかりではない、分店を到る處に拵へる、其處にもどん〳〵店員が要ると云ふ具合に全く日本が三百年間眠り續けて來たものが、玆に政府と言はず民間と言はず總ての國運の興隆に伴ひ、殊に經濟の非常な發達に依つて有らゆる人間を消化し出して、六箇鎭臺と云ふのが十二箇師團まで延びて來た、軍艦は殆ど無かつたものが玆に八八艦隊が出來るやうに大きくなれば忽ち横須賀、吳、佐世保と云ふやうな軍港、鎭守府所在地になり、丸で元は殆ど幾何の人も其處に消化し得なかつた所に大きな町が出

殖えて行くが、それは日本の國運が明治の初年から大正に掛けて伸びて行くが如くに絶えず伸びて行きつゝあるかと言へばさうではない、私共が小供の時に火を點ける時は火打石であつた、所が瑞典からマツチが入つて來たさうすると火打石やつけ木と云ふものはまるで不必要になつて、マツチがどん〳〵入つて來る、所が日本人はどうも瑞典よりマツチを買ふよりは日本でマツチ工業を起す方が宜いではないかと云ふので神戸を中心にして日本でマツチの製造が始つた、さうして日本のマツチ工業と云ふものが起るとそれだけ日本の人間を消化した、さうして他所から入つて來るマツチを驅逐するやうになつたのみならず更に進んで支那南洋等の各方面に日本で造つたマツチをどん〳〵輸出して、瑞典や亞米利加のマツチを押出した、それが爲に神戸のマツチ工業が段々盛んになつて、マツチ工業の爲に何千何万の人間が要る、それで例へば一万人の者が工場に入つても皆家族があるから其家族が食つて行く爲には散髪屋も魚屋も米屋も要るのであるから、是が爲に何十万の人間が消化される、所が支那の方になると日本からマツチを買ふよりも支那でマツチ工業が起るやうになつた、さうすると日本から入つて來るマツチを驅逐して支那では自分達の拵へたマツチでそれ〳〵需要を充たすと云ふことになる、さうすると神戸のマツチ工業は日本國内の需要を充たす程度に下つて、支那に出るだけの仕事は止つて來た、是と同じことが紡績でも言へる、日本では印度や亞米利加から綿花を輸入して紡績業を營んで居つた、そして綿絲や織物を支那に出して居た、所が支那の身になると同じ原料が印度や亞米利加から入つて來るのならば、それを日本から紡績となり綿織物になつて吾々の所に入つて來るよりも、吾々自身が同じく外から來る原料ならば其原料で拵へた方が安く付くであらう、斯くの如くにして今の上海方面や其他到る所に紡績會社が出來ると、日本から輸出して居た品物はそれだけ段々壓迫される、そこで日本の實業家は國内の織物は關稅で他所の物を防ぐことが出來るから、自分達の拵へた織物で宜いけれども、外に對しては競爭が出來なくなるから、支那に紡績工場を拵へる、鐘紡でも日清紡績でも豊田紡績でも、色々な紡績會社が支那に紡績工場を拵へて其處で拵へた品物を支那に賣ると云ふことになる、であるから今度の革命軍の騒ぎでも漢口とか南京とか言ふ所で日本人が迫害を受けて引拂ふと云ふことは、海外に段々發展しやうとする我が民族の仕事の壓迫として非常な苦痛であるけれどもそれが更に進

んで上海に入つて來ると、上海だけでも日本の資本は二億万圓も入つて居る。それは主に紡績でありますが、是等の仕事が革命動亂に依つて壞されたらば、日本は默つて居らぬ、是と同じやうな考を他の國も持つて、上海は手を付けさせぬと云ふので英吉利が段々兵を出すのも此の經濟關係があるからである。

◇消化されぬ人口

斯の如き意味で軍隊も日本は二十五箇師團の軍備を四師團減す、海軍の方も際限なく增しては御互に困るから、華府會議で海軍の軍艦は制限しやうと、大正九年のハーデング大統領の時に軍艦の制限が行はれた、今まで增して居つたものが反對に拂へたものまで壞してしまつて、或る程度で制限をすると云ふ次第であるから、國の仕事は恰も人間が子供の時から二十歳頃までぐん〳〵伸びて行くやうに何時までも伸びたなら身の丈が四丈や五丈の人も出來る筈であるが、自らそこに限りがある如くに明治の初年からぐん〳〵伸びて來たやうな速度を續けることが出來なくなつた、それ故に今度は日本國民の方がどうやら日本の國の仕事も非常な速度で增して來たけれども、此速度が少し緩くなつて來たから、御互も少し加減して子供を拂へるのを控えやうではないかと云ふので控えさせれば玆に所謂社會問題は起らないのであるけれども、さう云ふことを御互に連絡を取つて居られぬから、今まで一年に入口は五十万づゝ殖えて居たものが六十万になり七十万になり九十万になつて、今日では一年に百万も殖えるやうになつて來た、御互に加減も出來なくて、仕事はそれ程殖えないが、人間は益々殖えて行く、さうすれば當然玆に小學校は殖して入れても中學校に入れることになると收容し切れぬ、又其上の學校になると益々收容が出來ぬやうになる、大學に行くにも選拔試驗が要る、大學を出れば就職口が待つて居るかと云ふと、近頃は殆ど大學を出ても職は得られない、私は三十一年に學校生活を卒へたのであるが、私などの時分には役所などからどん〳〵交涉を受けて、自分の方からまあ一つ考へさして貰はうと云ふ位であつた、私は遞信省へ入る時に洋行さして呉れるならば入つてやると云ふ同意を求めた所が、洋行さしてやるから入つて呉れと云ふので入つたが直ぐに洋行はさして呉れませぬでした、兎に角需要供給の關係は私共から見ると贅澤な位であつた、勿論民間に行かうなどゝは考へなかつた、所が今日に至つては私共の新聞社だけでも人事の關係でとても應募者を一々當り前の方法で入れやうがないから選拔試驗をや

る、それで毎年大學なり專門學校なり此方面で受驗者が東京だけでも三百五十名前後ある、其中からやつと二十名位採りますが、口實試驗でやつと六十人位選拔して、吾々が感ずることは、筆記試驗を受ける者の体格檢査はしませぬから分りませぬが、筆記試驗の三百五十名の中で帝大とか、早稻田、外國語學校等の有らゆる卒業生でありますが、それ等の連中で玆に口實試驗の六十人が殘つたとすれば、其中の二十人は体格が惡い、それで結局健康體と云ふあとの四十人位の中から半分とか或は三分の一を採る、それで卒業期は三月であつても前年の十月頃から方々に職を求める爲に在學中ぼり〳〵飛廻つて居るが、なか〳〵半年や一年經つても卒業生の半分も消化されない、斯う云ふ時代になつて來て居るから、有らゆる方面に於て職を求め惡い、それで今度は就職難と云ふことが起つて來て失業者が續出するやうになる。

（未完）

他人の眼

四人

林史翠

譯色の衣を纏うた三人の囚人が、一人の看守に監視されて、セッセと××刑務所の板塀を修繕してゐる。一人は板を削る、一人は運搬する、一人は釘を打つ、何れも鮮かな腕の冴え！他所見もしない眞面目さ！

ア、——彼等が明るい世に在つた時今の眞摯な態度と、冷たい鞭も耐へ忍ぶ今の雅量とを持つてゐたならば、彼等は今厭はしいこの獄舍に囚はれの身となるに至らなかつたであらうに……

私は彼等のために抑へ切れぬ同情の涙を注いだ。

（キング八月）

新試し
いみ

『市谷』の新工夫
運動場と筆記所

一記者

（試みの募集）――論文に書くほどの改良意見でなくても、實務執行上『かうしたらよい』とやつて見た「試み」が意外に成績がよくて、こんなことならもつと早くやれば、よかつたと思はれることがあつたらおしらせ願ひ度い――この申出によつて大分方々から投書があつたが、「花を植える」とか「標語を掲げる」とか云ふ種類のもので、すでに行はれてゐるとなので、それは載せることを控へます。

そのかはりに市谷の伊藤典獄補の考案されたと云ふ「運動場の試み」と「書信認め所」に就ておしらせることにしませう。

運動場の工夫

獨居拘禁者や刑事被告人の戸外運動場は、何處でもきまつて扇形の區劃したところを往復させるやうなことになつてゐるものだ。これでは第一、お天道様をおがめるだけで文字通りの無味乾燥なものだ。花などを植えて見ても何しろ三尺から六尺まで位の幅の平坦な道を、しかも兩側は圍はれてゐる狹くるしい間を往復するのだから、ほんとうに歩いてゐるだけのものである。

團體的の運動にしても、圓周的に歩かせてゐるのだから、歩調がまちまちになつたり交談したり、突つき合つたりして、規律の上から云つても困るし、歩いてる當人たちにしても、いゝ加減なものである。

つまり、この單調を破り、そしてもつと筋肉運動上の効果をあげ、しかもこれに伴ふ幾多の弊害を除かうと云ふのが伊藤氏の工夫であつた。

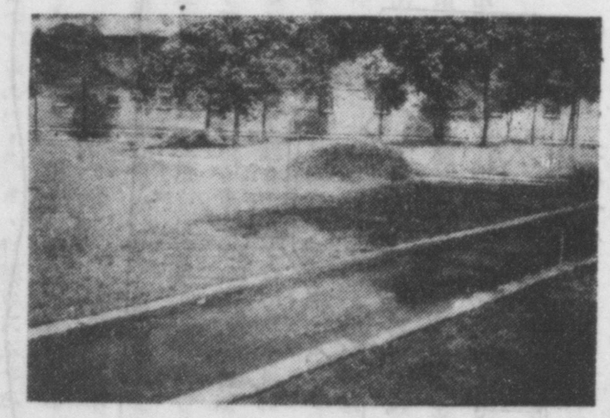
でまづ團體的に圓周歩行運動場の通路に當つて、所々に一メートル位の高さの山を築いた。しかも通路を狹くして一人より歩けないやうにした。で歩行者は數十歩毎にこの山を上下することになつた。子供でもまつすぐな平坦な道を歩くより曲線的にしかも高低のある道を好むものであるが、單調な生活にある刑事被告人や受刑者たちも、同じである。彼等はこの何んでもない、ほんの一寸した工夫の施された道を歩むことによつて、

1、今までの單調から救はれることが出來た。

2、のら〳〵と足を引ずつてゐる譯にゆかず上下するために脚部の運動に力が入るから延いて身體全體をはたらかし、疲勞する迄に至る。

3、ぼんやりしてゐずに、頭をつかひ足下に氣をつけるやうになつた。

4、その結果、今まで脇見をしたり足どりをだらしなくして、ゐたものもなくなり。



前景の道路は構内道路小高くなつてゐるのが問題の築山

5、並行して交談したり、いたづらをしたりするものもなくなつて、戒護上思ひもうけぬ好結果を得た。

單獨運動場の方は、また改良されてゐないが、これは扇形の要の方、つまり戒護者の立つてゐる方、を低くして三尺か四尺くらいの勾配で傾斜をつけるとにすれば現在よく金網や柵をしたりしてゐる惡い感じも除けて、しかも戒護上の憂慮もなくなるから、さうしたいとのとであつた。

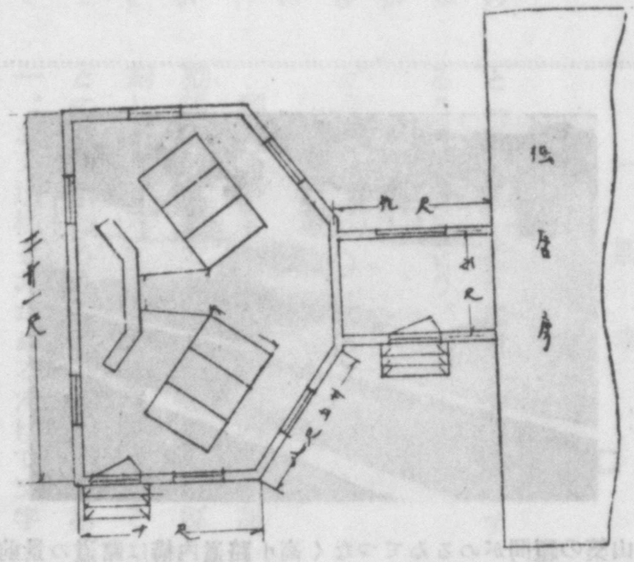
聞いて見れば、なんでもないとのやうであるが、面白い考案で、受刑者や被告人たちも非常にかんしんしてゐるさうだ。金もかゝ

らず効果は十分と云ふのだから、實務上の改良としては上々のものであらう。（寫眞は所々に土積りの施した圓周的運動場）

筆記所の新築

市谷の中で新築の被告人ばかりを收容してゐる一棟がある、この翼の端に附屬して別圖のやうな設計で書信を認めるところが新築された。

特殊の設計としては天井がすべて磨硝子張りで採光を十分にしてあることで左右三名宛筆記するやうに嚴重な區劃をしたボックスが戒護者の眼の利くやうな角度に設へられてゐるこの點は別に新しい試みでもないが厚い壁に三方を圍まれてゐても、十分に採光出來るやうになつてゐると



すなはち天井全部の硝子張り（この磨硝子を半面磨りのものを使用し、最初不用意に磨つてない方を內側に向けて張つたところ、天井に人影が映つて、隣にはどんな男がゐるかゞ知れたので、反轉して磨つた方を向けたところ、この缺點がとれたさうである）であると、戒護者の前方を開放して、戒護者一人にて筆記所と房翼全体の廊下の戒護が出來る工夫とが新しい考案である。

實地檢分から事務室の方に還る途中戒護の休憩室の前を通ると、扇風機の涼しいうなりが聞える、

「珍しいですね、扇風機とは、これも新しい試みの一つですね。」

と云ふと、

「これは職員會の方で夏期中借受けたので電力も應用とまぎれぬ爲晝夜線を別につけてあります」

とのと、用意周到さに感心して、一寸のぞいて見ると、上衣をとつた看守諸君が涼さうにふかれてゐた。

汚物淨化裝置も殆ど竣工に近づいてゐるがこれは又改めて紹介しやう。

人生記錄

親様は嘯いた

富井生

◇

木下長吉は輕からぬ罪を犯して輕懲役六年の刑を宣告せられ〇〇監獄で服役した。いづれ不自由な所だ。飯の足らぬのも、動作の勝手にならぬのも、慣れぬ作業の科程を督勵せらるゝのも苦しいにはちがひないがそれよりも何よりも眞に堪へられぬのは、妻子の氣にかゝることであつた。妻たま子の手紙を受取るのが何よりの樂みであつたが、それさへ此の封筒は誰に書いてもらつたのだらう？。表書が男の手跡であるときは、胸が痛むほど何かしら心配になる。彼女も氣の毒だ！。手のはなせぬ兒はあるし、ミシン裁縫の內職に夜を更かさねば食つていけぬといふし、二十を多くも越さぬ若い女が、髪かたちも言つていられない苦しい中を、どうして耐らへてゆくだらう？子煩惱の彼が二歳になる一人子の健吉を思ひ出して歎くことは、いちらしい限である。外役に出た一日、母らしい人に負はれて行き過ぐる嬰兒を見て卒倒したことさへもあつた。夜中に起き上りて看守に叱られたのも健吉を夢みたときであつた。健吉はモウ走るやうになつたらう。走るが面白くて、母の手をふり切つては駈け出す、そら！。そこに石が出てゐる！。ほんにがくる！。走つちやいけないと言つてるのに！。オ、自轉車にぶつかつた！。ヤツ！怪我した？。坊や何うした？……。といふやうな騷ぎが起つてはをるまいか？。

思ひは健吉に馳せて作業の手が緩むと、叱られても彼は健吉を忘れることはできなかつた。しまひには自分ながら愚想がつきて、さてつく〳〵思つたのである。さうだ此處のことだなあ、敎誨師さんが毎度言つてくれるのに！。凡夫が地獄へ行けば、佛さまも地獄へ墮いて行つて下さる。餓鬼道で苦しまうと、畜生に生れて虐められやうと、どこまでも佛さまは一所に墮いて行つて下さる。忘れられぬのぢや、離れられぬのぢや、どうでも一度は救ひ上げずば、たとひ火の中、毒の中でも、別れではゐられぬのが佛さまの親心ぢやさうな。さう有らうかい、犯罪人の、懲役の此俺でさへ健吉が忘れられぬのぢやもの。これが親心か？。親ごゝろ！。佛さまの親ごゝろ！。ほんにさうであらう。俺が監獄にゐてさへ健吉を忘れぬやうに、佛さまは監獄の中まで俺に離れはなさるまい。俺が淺ましに居たときも……、俺が健吉ぐらゐの幼兒であつたときも……。佛さまは健吉にもまた離れなさらぬのぢや。いや、解りました！。

彼は斯うして信仰家になつた。彼は自分も、たま子も、健吉も、同じく佛の御手に

在りと信じて安心したのであつた。

その後の彼は元氣が激増した。作業に精勵した。彼の行狀には表裏がなくなつた。彼は模範囚として賞表を二回もらつた。彼が入獄して五年を經たとき彼は假出獄を許さるゝに至つた。それは明治四十年頃だつたと思ふ。月は四月、小雨そぼふる日の午後だつた。

今日出獄するとは思ひもかけぬ彼が出獄を許され、誰が持て來たとも知らず、夢心地で小ざつぱりした衣服に着替へ、氣恥かしいやうな恰好で、見る役人毎にお辭儀をして、雨に濡るゝも氣付かぬ樣で表門を出やうとしたとき、地から湧いたやうに眼の前に飛んで現れたのはたま子と健吉とで有つた。

幾年夢に見、心に想ふたそのたま子と健吉が今現に顯はれた。祝辭と謝辭の交換もあつたらうが、勿論耳も口もうはの空だつた。氣のついたのは、「サ、お前さん、おはいりなさい」とさしかけてくれた傘である。「お父ちやん、私過日から學校へ行てるえ」

といひ〳〵袂にすがりつく健吉の背長延びた姿である。

歸つてきたわか家、それはいぶせき路次の奥ながら、猿戸を開けて一足入れば、自分のためには金城鐵壁、本領安堵の思ひがする。五年ぶりに座蒲團を敷いて、長火鉢の前に坐れば、自分も五年ぶりで元の人間になつたやうな氣がする。鐵瓶、たぎる湯、あかい炭火、いづれも五年ぶりに見るので懐かしい。やう〳〵おちついた心で妻子を顧れば、その懐かしさは、またた

彼は料理人として好い技能を有つてゐる。紺宵目縞の筒袖、白のエプロンをかけた彼の手に、磨ぎ澄した薄刃庖丁がキラ〳〵と朝から夜まで活動してゐた。食事は傭主負擔で、當時月收三十圓ほど有つたが彼自身の贅澤のためには一厘でも費消することは無かつた。一年の後若干の貯金ができたとき、それはどんなに彼夫妻を喜ばせたことであつたらう！。

出獄してから二年近くなつた十一月の下旬のことである。彼が毎日のやうに家へ歸つたのは夜の一時頃だつた。ガラリと猿戸を開けた、何だからす暗い。ハテ！と思ひながら火鉢の前に坐つたが、例の「お歸りなさいと」いふ妻の聲は聞かれない。火鉢には火が無い。鐵瓶は冷えてゐる。暗い筈だ、石油のきれた洋燈は火屋が薄ぐらふ燻つてゐる。どうしたのだらう、今に火屋一面がくらうなつて家中が油煙臭くなるだらうに。お湯に往つたとしては時刻が遲過ぎる。洋燈に石油の注いでないのから見れば、晝間から何所かへ出かけたのだらう？。

一室よりない憐屋のことだ。ジロッと見まわせば、一度に家中が徹視される。鏡台に一片の紙が白粉瓶で押へてある。ワナ〳〵と慄ふ手に取つて見れば、南無三！遺書であつた。たま子は家出をしたのであつた。しかも預金の通帳を借りて行くと書いてあつた。

たま子が家出する？。捨てたければ何時でもすてられた獄中の俺を捨てもせず、苦節五年を若い身そらで守つてくれたアノたま子が、今になつて家出する？。何としても不思議だ。全く理由も動機もわからない……。イヤ解らないと思ふは俺だけで、彼女には豫定の計畫で有たかも知れない…。とすれば俺を待つてゐた五年の間も何をしてゐたやら知れたものでない。獄中の俺へよこした手紙の封筒の文字が時々男の手跡であつたのも可怪しい。

まさか彼女に限つてそんなことは……、とは思ふが、出獄してからでも俺は夜の十二時一時までは毎日家に居らぬのだし…。だが俺が出獄してからの奮闘といふものが、彼女に對する禮ごゝろで、全然自分を犧牲にしてゐたその心情は彼女にも印象してをらぬ筈はないのだが……。一体どうしたんだらう？。とに角俺の至誠が解つてゐるとすれば、よもや家出はできなかつたらう。だれかに唆かされたか？。それにちがひない。苦勞はさせたが男一匹が斯うまで稼いで詫びてゐる此頃の俺が見えぬ筈は無からうを、いかに唆かされたればとて…、イヤ〳〵それほどの心盡しを、彼女は甘い男と警めてゐたのかも知れない。

身から出た錆とはいひながら、獄中で苦しんでゐる夫を他所に、おのれ何所の男と好い仲になつてゐやがつたのだ。日毎夜毎の留守中を好機に、おのれ何んなことをさらしてゐたのだ。魚を刺身るやうに、俺の身體も切りきざむばかり働いて、やつとできた貯金を、おのれは誰と費消はふといふんだ。ウヌ！、前科者だとてあんまり踏みつけるなよ。これでも俺は男だ！男の顏を能く

狂氣のごとくなつた彼は、日ごろ手慣れの薄刃庖丁を布巾に包んだまゝ紺の上被りの懐中へ捻ぢこんで立上つた。今彼の心には怖しい惡鬼が巢くうてゐる。靜思の餘裕を有ち得ぬ彼は矢庭に飛び出さうとした。

「お父ちやん！」熱狂の頂門に打ち込まれた一針、それは何も知らずに室の一隅に熟睡せる健吉の囈語であつたのだ。

彼は此一聲にギクリとした。彼の兩足はそこに釘付けされた。オヽ健吉！。健吉がゐたのだ！。父有りながら母一人の手に育つた健吉、俺と一所にくらせるのをどんなにか喜んだ健吉、「お父ちやんモウ何所へも行かんといてや」と言つてゐた健吉がゐるのだ。健吉よ！お父ちやんは何所へも行きやせんぞツ！。

男を潰されたのは腹が立つ、されど彼女をさがし出して若し見つけたら其儘には置より濟まぬ。彼女を殺して俺が自首する、どの道三池監獄行に必定てるんだ。母と一

所にゐてさへ淋しがつてゐたのに、母は亡くなる、俺は長刑期となつたら、尋常二年になつたばかしの健吉がどうして育つ？。俺のやうな男の潰れるのは問題ではないが、健吉の男までも潰してはならぬ。健吉を孤兒院へやつてはならぬ。うーん、さうだ、健吉よ！、お父ちやんは何所へも行きやせぬぞツ！。

庖丁を懐中からまた取出して火鉢の傍へ懐げにおくと共に、彼の胴も碇をつけたやうにドタリと坐蒲團の上に下された。

其後の彼は相變らず料理人で働いてゐた。第二の妻を迎へた。都合のいゝことには、その女は誠に氣だての善い人で、繼しい健吉を實子の如くに可愛がつた。

家出した先妻の消息は、不明といふよりは長吉のために問題とされなかつた。

それから又二年を經た頃には、長吉の貯金も可なりの額に達した。長吉はかね〳〵健吉が小學校を卒へた上は商業學校に入學させたい熱望が有つた。隨つてそれまでに小さくとも自身で飲食店を經營したいと考へてゐたので、個々或る飲食店の寮物が出たのを讓りうける話が纏つた。手附金を入れて、契約を取結ぶまでになつたとき、同業の職人連が彼の獨立を祝ふとて彼の爲に宴を開いたのであつた。

心做るとにはあらねども、彼も本望完成の曙光を見て、幾分安心のゆるみがあつたか、すゝめらるゝまゝに例になく盃の數を重ねた。出獄後は禁酒同樣、一向酒に遠ざかつてゐたのだが、下地は好きな上戸黨の長吉、差さるゝまゝに受けてゐたが、それが取かへしのつかぬ破綻を來たす原因とは知るよしも無かつた。

醉つた長吉は詐欺賭博にかゝつて、すつかり貯金を巻き上げられてしまつた。彼の爲の祝宴は彼を屠る陷穽だつたのである。同業者等は彼の成金ぶりを嫉んだのだつた。

長吉は沸えかるやうに憤つたが、警察へ告訴することはできず、見す〳〵二年の血肉の塊を攫はれてどう我慢ができやう。やるせなき悔恨、心臓が今にも破裂しさうな憤懣、腦天を突き刺すやうな苦悶、それらの感情が白雲の如く黒煙の如く朦々と騰り渦まくのをどうすることもできない。

彼は考へた、何といふ怖しい世だ！。ど、こまで慘酷らしい人間どもだ！。弱い俺を根こそぎ締め倒さねばおかぬといふのだな！。世間がさうまで暴虐なら、俺も指を咬えてすつこんではをらぬぞ！。先方が血で來れあ此方も血だ。先方が毒で來れあ此方も毒で相手にならう。法律が何だ！。警察が何だい！。懲役がどうしたい！。ナニ？健吉！。健吉も今に十一歳になるのだ。そんなものを案じたつて何になる？。彼奴も惡黨になるならなれ！。サア俺は今日から眞正の惡黨だ！。俺をだまして苦しめる社會の奴等を、俺もだましてやらいでか、苦しめてやらいでか。だましぬいて、苦しめぬいて、運が盡きれば緒い衣服で年貢納めだ。イヨウ面白い、かうなれあ世間が儘いぞ、假面を除つた長吉さんの凄腕を、ヤイ世間の奴ばら、今に見せて吳れるわッ！。

危機一髪、斷崖千仞の絶壁より身を躍らして飛び降りんとするにも似たる剎那、彼

を抱き止めたものは何？。傍若無人天不無敵と誇りがに狂暴を逞ふする兵士の內兜を美事はつしと射貫いた矢は何で有つたらう？

ひた狂ひに狂ふた此時の長吉の心は、凶暴そのもので有つた。子もなく自己もなく、洗んや他人も社會もあつたものでない。たゞ暴れぬいて報復したいの一念に凝るばかりだつた。さうした心の眞たゞ中に、忽然として佛さま——幾年の昔監獄の中で尊く思はれてゐた佛さまの親心——が想ひ出された。そなたがまた監獄へ行くなら、一人はやらぬ、わしも隨いて行くぞよ！と囁かるゝお聲が聞えた。

オ、勿体ない佛さま、わしは惡人だから監獄へでも地獄へでも行きます。が尊いあなたさまがお隨き下さることな餘り勿体ないから止して下さい。

エッ？、そなたが嬶がてつも離れぬと仰しやるんですかい？。それは何としても勿体ないことです。え？、どうしてもわたしを、わたしを見捨てることはできぬのですか？あゝ佛さま！、困つたナ、どうしませう。

そんならわたしは監獄へ行くのを止めませう。わたしを欺した奴に恨は有つても、世間の人々を恨む理由はない筈でした。わたしを欺したといふが、わたしも慾で欺されたのです。彼奴等を惡人にさしたのは私です。此の毒々しい告訴を取下げさせねばなりませぬでした。あの人達をうらむよりも、私の心を恨まねばなりませぬでした。此の毒々しいわたしの心、この怖しいわたしの心を救つて下さるのですか。私は出獄後、次第にあなたを忘れてゐました。あなたはそれでも、ちつともわたしを離れては下さらなかつたのですか。そして私を救つて下さるのです か。佛さまわたしが重々惡うございました！。あなたのお慈悲は何といふ廣大なことでせう！。それが親心てんですか。わたしも健吉の親ですが、今度は健吉のことにかまつてゐられなかつたのです。わたしはどうしても棄てきれぬ親ごゝろ、あなたは子をすてゝもかまわぬ親ごゝろ、忘れてゐるわたしを忘れずに、此際といときに難へらして下さいました。私はあなたを監獄へはお連れ申すことはできませぬ。私はこれからは健吉の眞實の親になりませう。

狂暴な內兜を封貫れた彼は、絶壁を飛ぶ危險を救はれたのであつた。それから彼はまた信仰家に復活した。

彼はその後また何年か紺の上被りに白のエプロンかけてキラ〳〵と輝く薄刃庖丁に腕のさえを揮つてゐた。三度目の貯金が少からぬ額に上つたとき、彼は飲食店を開業した。借家ずまゐで有つた彼は土地家屋も我が有としました。使用人も二人となり三人となり今では出前もちの小僧を合せて八人の從業員を使つてゐる。

彼は今は嚴重なる禁酒家である。そして陰德を喜ぶ慈善家である。彼は今五十歳を超えて大分髪は白うなつたが、その体格は年々壯滿充實してゆくやうである。

唯一の彼が愛子健吉は商業學校を卒業し、豫備步兵少尉となり、最近妻を迎へて、某會社に勤務してゐる。（をはり）

◇

あんらくいす

K生



米代表ギブソン



英代表ブリツヂマン

軍縮會議決裂

壽府會議のことについては、その開會の當初雜道したが、四十日に亘る交涉破亂の末、遂に英米の意見衝突し、最後の日本代表の妥協斡旋も効なく、八月四日午後三時最後の本會議にて決裂の聲明をなし、各代表は遺憾ながら一つの協定もなく袂を分つことになつた。

◇

會議が進んで日英兩代表は妥協の末、補助艦總トン數英米各五十萬トン、日本三十二萬五千トン、一萬トン級巡洋艦英米十二隻、日本八隻、潛水艦英米日各六萬トンと云ふ案が日英の間に成立し、これを米國に示したところ、米國は猛烈に反對したので英國は手のつけやうがなく、閣僚と對策講究のため去月十九日一先づ歸國した。

ところがロンドンでの臨時閣議では親米妥協派が大海軍力主義の强硬派にまけた爲全權たちは非常に强腰になつてジュネーブに歸つて來、即日すなはち二十八日午後三時杉村陽太郎氏（國際聯盟事務總長）の宅で三國全權が懇談會を開いたときに出した英國案は、日英妥協案とも相違したものであつた。

で案の狀會議は決裂、米國も反對なら日本も承知せず、事實上どうにも仕樣がなくなつてしまつた。英國案と云ふのは巡洋艦、驅逐艦潛水艦を合して英米各五十九萬トン、日本三十八萬五千トン、この總トン數の二割五分は艦齡を超過しても保有することを得、（一萬トン級艦齡は十八年其他巡洋艦は十六年）右の總トン數の中潛水艦が英米各九萬トン日本六萬トンになつてゐる（日英妥協案では三國各六萬トンとなつてゐたが米國の抗議でさうしたのである）

ところが問題の主要點となり、決裂の焦點となつたのは口徑の問題で、英國は一萬トン級巡洋艦には口徑八インチ、六千トン級六インチの二種類とする點で米國は二種にせず八千トン八インチ說を捨てず頑張つたので、僅か二インチの差で決裂してしまつた。

一寸（ちよつと）のことでと云ふが二インチなら約二寸だから一寸プラス一寸のことで喧嘩分れになつたやうなものであると諧謔することが出來る。事實アメリカは一萬トン級巡洋艦など余計に入らず、また六千トン級も同樣なので八千トン八インチの一口を主張し二割五分の老齡艦保有は軍備擴張になると

はねつけたのであるが、腹の底から云ふと今英國はイザ戰爭となれば八インチや六インチの砲を裝つて戰鬪力を發揮する商船が米國よりも多い、だから六千トンなどを造つて見ても、英國が商船に八インチを搭載すれば敵對出來ないからのことである。

日本も潛水艦の英米九萬トン日本六萬トンが不服であり、二割五分保有は擴張になるから軍縮精神に反すると云ふ理由で蹴つた。

これで事實上會議は不成功に了つたが、一日の總會が四日にのび、同日午後三時正式に最終會議を開き、堂々と三國代表が各々勝手な聲明をして、こゝにジュネーブ會議は成果をおさめずに終を告ぐるに至つた。

三國共同宣言に於てはこの次に正式に開かるべき軍縮會議はワシントン會議の際のとりきめで一九三一年八月であるが、それよりも早く開催して世界平和のためにこの會議の趣旨を徹底させることにしやうと宣言したが、それまでの間に「各國が國防の安全を害することなくして相互信賴及親善關係を助長するに至る」かどうかは今後の列强の態度によらねばならない。

がとにかく我が日本としては、終始一貫して軍縮の精神に立脚し、ともすれば日本は好戰國なりなど云ふ惡宣傳に對して十分眞面目を發揮して世界的に誤解を解くことが出來たのはまづまづ獲物としなければならぬ。



日本代表 齋藤子（ポスター）

皮肉屋は英國が始めから高飛車的にガナり散らしたのは老大國がすでに落目になつた過去の世界の大海軍國たる地位に對する不安の叫びであると云つてゐるが、觀方によつては新興の米國が、ずぬけて海軍力の

とにかく壽府會議の不成功は三國の不幸であるばかりでなく、實に全世界の痛恨事である。我々はあくまで世界平和のために忌はしい艦艇競爭を防止し、戰爭の惡魔の魅入る余地なきやうにしなければならぬ。

ボロヂンの歎き

ボロヂンと云ふ男は、ソビエットとの祕密命令をうけ赤いロシアから派遣されて、支那に赤色の種子をまきに來た男で、一時は飛ぶ鳥をも落す勢で南方の革命派の黑幕となつて、支那を動搖せしめ、彼等のこゝろに食ひ入つて、彼等の意を迎へ革命運動をたすけると同時に、恐しい種を支那の人民に撒き布らしてゐた腦の黑い男である。

彼は最初に蔣介石の南方政府の顧問として本國より資金をあふぎ、之を蔣介石の軍用金に貢いでやつてゐたが、蔣介石に逃げられ、左傾派の武漢政府によつたが、これもみじめに叩かれて尾羽打からしてモスコーへ還る途中である。

その途中第三インターナショナルの東方策戰部に電報をもつて、頗る悲觀的な報告をした云ふので傳へられたところでは、支那の共產黨の手に殘つた兵力は八千であるが、後はめちやめちやになつた。唯一の期待をしてゐた農民革命も完全に失敗するし、モスコーの連中が遠いところ

矯正図書館

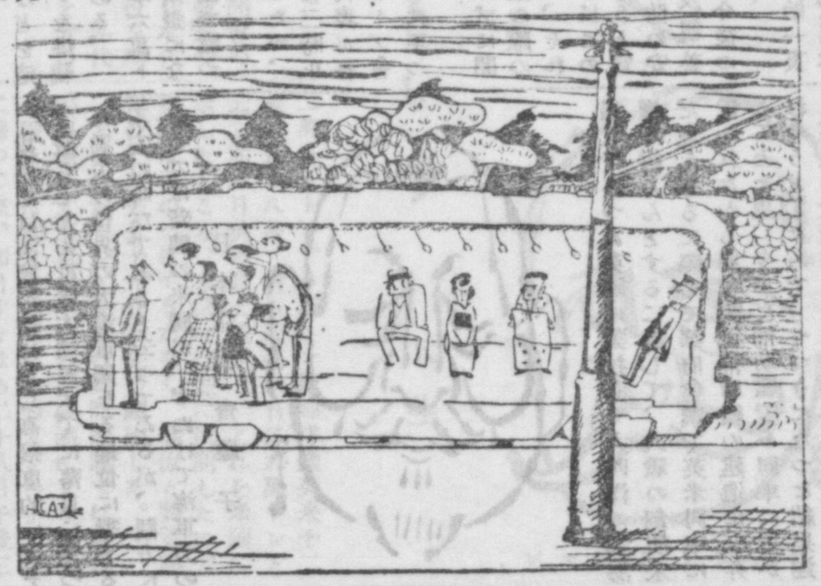
から支那國民を左右してゐるのは、時々にヘマをやるために支那政治家の感情を害し、モスコーの威信は失墜してしまつてゐる。たゞ現在の支那の政治家軍閥が革命運動を征伏してしまへないところに望みがある。要するに帝國主義打倒の鐵拳にまけたのは運動資金に於て日英より貧弱であつたからだ。

と云つてゐる。

軍や遞信省の役人と一しよに乘つて見ての話に

遞相の空中觀

望月遞相は、眞宗の信者で西本願寺の門徒であるが、大臣になつた時に、政治家として大臣になるとは得意なとだ、大臣の椅子はなか〳〵心地がよい、しかしこれ程誰でもさうなんだから、自分ばかりが長く大臣の椅子についてゐるべきでない、少しも早く大臣を退いて、他の有望な人にゆづりたいと思ふ。などと少し人とは違つた感想を述べたので有名だが、遞相の所管事項として此間も朝日新聞の旅客運輸の大飛行機に乘つて、天上の境涯を味つたが、去九日の朝には大阪と別府通ひの日本航空會社の新造十五人乘の飛行機が、大森の海岸に飛んで來て、試乘會を催した時、陸



由平等と云ふことだ、宏壯な邸宅も、われわれの住んでゐるやうな陋屋も、天上から見れば何の差別もない、蝸牛角上の爭に夢中になつてゐる人は、何より天空に昇つて自分たちの世界を見下して見ることだ、そして大きく達觀することだ。云ふことが望月式で面白いではないか。

この儘長途の旅行を續けたい氣がした。下界を見下ろして第一に感じたことは自

中繼放送

朝日新聞が毎年主催する全國中等學校野球大會の各地に於ける豫選はすでに終り、それ〴〵代表がきまつたので八月十三日から二十一日まで兵庫の甲子園球場で行はれることであるが、この試合は實に全國的に注目の的となり、フワンの熱狂するところであるが、日々十何萬と云ふ見物が、急行電車で球場に運ばれ、また還されるのであるが、今年はJOBK(大阪)放送局で球場から短波長で刻々に試合の模樣を本放送局に放送し、これを中繼放送して、ゐながらにして、試合の變化を知ることが出來るやうにしたことは、たしかに面白い、外國では珍しいことではないが、我國では、JOAKが、帝國劇場から中繼放送をなし、又昨今日比谷公園からやつて成功した位であるが、この野球試合の放送は始めてである。

(八、九)

〔凸版は納涼電車(アサヒグラフより)〕



海外時報

ペンシルバニアのがんごく

(Pennsylvania's Prisons)

米國ペンシルバニア州の東部刑務所(Eastern State Penitentiary)といへば昔しから汚いのと亂暴なのとで有名なもので「言語道斷」("Indescribable")とは前ペンシルバニア州政府の福利省のセクレタリー(長官)にして州知事ピンショットの閣員の一人たりしドクトル・エレン・ポッター(女)が一九二三年の初め此のかんごくを訪ふた時に下した評語であつた。同年フヒラデルフヒヤに開催された同州の社會事業大會席上に於ても、女史は、「麻醉劑は容易に手に入れられるし、所内の女區は殆んどブローセル(私窩)で、建物の内部はごみとしらみで手のつけようがない。淺ましさの限りである。」と曰ひ、更らに、

「刑務所の管理は「四騎士」("Four Horsemen")と呼はれる四人の受刑者の手に委ねられてゐて、彼等は二三のプリズン・オフヒサー(看守)と共に勝手氣まゝに振舞まつてゐるのである。かく、東刑務所では言ふべからざる放縱墮落の生活は何の憚る拘所もなき有樣であるに反して、中央及び西刑務所では、其處に拘禁さるゝ凶惡囚は全く自由を奪はれ加ふるに枷と土牢と、更らに古の宗教裁判に用ひられたメンタル・トオチュア(心理拷問)さへあつて、その結果は等しく墮落惡化の道をたどるのである。作業、敎育、宗敎に關しては、此等の刑務所には何等のプログラムも定められてゐないのである」

と語つてゐる。

然るにピンショット氏の州知事となりてより以來過ぐる四箇年間に於て、州の福利省(Department of Welfare)——州の行刑施設並びに病院貧民院少年ホーム等の公共施設を管理す——は面目を一新し、今では立派な組織を有つた一箇の商社で、近代的な經營方法で確實な

績成を擧ぐるに至つたのである。此等の功績中その最も顯著なるものは一九二三年以來着々實行せられたペンシルバニアのプリズンの改革であつた。

令日では、ペンシルバニアのプリズン及びリホーメートリーは、建築こそ時代後れではあるが、合衆國中に在つて第二位には落ちないと云つても敢て過稱ではないのである。此等施設の管理當局も過くる四年間平和的な改革の中に全く其職員を新にしたのである。プリズンは今や規則正しく建物も清潔で、麻醉劑の取引もなく、ウイスキーもアルコールも一掃せられたのである。收容者の風儀もどの點より見ても非常な進歩をしたのである。

かゝる變化は主として作業（Prison industries）の發達に因るものとして差支ないのである。福利省では當初より、刑務作業をして自立（self-supporting）せしめ、且つは受刑者のための職業訓練方法たらしめ、出來得る限り民業との競合を避くるため、勞働組合聯合會（American Federation of Labour）及び合衆國商業會議所（National Chamber of Commerce）の承認せる方策に一致せしむるの方針で事に當つたのである。現在受刑者の九十二パーセントは或種の報酬（Compensation）を得て諸種の工業、手工、又は所內の雜役及び營繕の勞働に服してゐるのである。作業の流動資本は作業其自身より得られたもので一錢も納稅者の負擔に出てたのではないのである。

Prison Journal, January, 1927
Survey, May 15, 1927

犯罪は懶惰より

(Laziness as a Cause of Crime)

生理的缺陷も、社會的又は經濟上の不利の條件も、青年をして犯罪の徑路に入らしむるの原因ではない。その原因は一に彼等が正直な勞働を厭ふに在るのである。と は、最近ニューヨーク市の市裁判所長（Chief Magistrate of New York City）キリアム・マッカデウ——W. McAdoo——がニューヨークの「サイエンティフヒック・モンスリー」誌上に寄せた一論文中に言ふ所で、氏は更らに、「今日百萬弗を見ること恰も數年前一萬弗を看たると等しい世界極富の國アメリカに住むがため、彼等青年犯人は勞働なしに淫樂に耽り虛榮を滿たさんがため、犯罪

的方法で彼等の所謂「樂な金」（easy money）を摑まうと考へてゐるのである。彼等が窃盜並びに强盜によつて得た金は大部分賭博と女に使はれるので、殘りは今迄あこがれてゐた贅澤な生活振りで惜しげもなく散らされるのである」。と曰ひ、氏は青年犯人の特質を數へ上げて、「彼等は愛、同情、深切、感恩、友情等の普通人の感情なく、公民としての義務の觀念を欠き、加ふるに殘忍で、卑屈で、無情で、手前勝手で、神を信ぜず、極めて危險にして御すべからざるものである。」と、述べてゐる。更らに進んで、右論文でヂャツヂ・マツカデウ氏は彼れの曾つてニューヨークの Police Commissioner（警察長官）たり、且つは十六年間ニューヨークの市裁判所長の職に在つて得た特殊の經驗から出た確信のある意見として次のように述べてゐる。

「このアメリカでは、青年にして働かんと欲するものは職なきを歎く必要はないのである。しかも、賃金は如何なる職に於ても世界中最も高率なものと稱せられてゐる。今日見るか如き、彼等をして殺人團に參加せしめなければならないような經濟上の困難は何處にもないのである。で、彼等には全く働く意志がないのだといふ自分の主張は、眞に事實に基いてゐるものである、と結論しても毫も差支なからうと自分は思ふのである。彼等青年犯人は懶惰なローファー（ごろつき）なのであつて、一度犯罪生活に入つた限りいつまでたつても浮浪生活は止まないのである。競馬の客引から初まつて、麻醉劑の密賣、脅迫、詐欺、終には强盜迄を働くに至り、場合により處によつては他を恐怖せしめて附近一帶を荒しまわるのである。自分は遺憾ながら、どんな條件の下に在つても彼等の大部分は決して改悛せしむることはできないものと考へてゐるのである。遺傳や環境が彼等の生活にとつてどれだけ責を負ふべきであるか、現在の精神病學や、心理學は實際に吾人に語り得るだらうか。我等は單に智能考査の如きもので、最近ニューヨークを戰慄せしめたゼラルド・チャツプマンや、ホイトモアや、バム・ロヂヤーのような人間の性格を解剖することができるだらうか。科學は唯だ彼等の頭腦に關して語り得るのみである。我輩の知らんと欲する所は彼等の人生觀とその人と爲りである。五人も六人もの男の子のある大家族の中で、其の中のたゞ一人だけ「黒い羊」（"black sheep"）——（子供を羊の群にたとへて）——となつて、同じ親から生れて、貧乏町のごた〳〵した同じ裏家に育つた他の五人の子供が身を誤らず、立派な市民となる、といふのは果してどういふわけであらう。我等は人々皆な異つたフインガープリント（指紋）を有つて居り、家族のものは氣分でも道德觀念でも、特に形貌に於て非常に異つてゐることの普通に見る所であるのは、我輩といへとも固よりよく知つて居るのである。自分は此等の新しいサイエンスの價値を疑ふものではない。それ處か、

矯正図書館

自分は此等の科學が裁判所に於ても刑務所に於ても更らに一層自由に應用せらるべきものだと信してゐるのである。たゞ自分は、此等の科學的智識か吾人に研究の目的物たる犯人の解剖的なバイオグラフヒー(一生物の歴史)を與へてくれて、吾人をしてその犯人の頭腦(ヘッド)ばかりでなくその心情(ハート)をも洞察せしめてくれたならばと思ふのである。」

更らに刑罰の問題に轉じては、

「將來國家は、プリズン(大)にあらず、ヂエール(小)にあらず、リボーメートリー(感化施設)にあらずして、農場、工場、チャーチ、學校及び一切の進歩した文化設備の完き、セルフ・サツポーティング(自給自足)な社會たるべき一箇の大きな監保施設(カストヂアル・インスティテユシヨン(Custodial institution))を創設する必要か生じようと思ふのである。」

とマツカデウ氏は結んでゐる。

(Literary Digest, May 28, 1927)

救治さるゝかはマツカデウ判事も知つてゐないのである。

「現在の有樣では、彼等はヂエールや勞役場(ワークハウス)やプリズンを出たり入つたりして、長い犯罪記錄を作つてゐるのみであつて、現在その處遇方法で眞に改悛の情を示したものは極めて少ないのである。女々しいセンティメンタリズム(感傷主義)が行はれるかと思ふと、一方では假借する所のない殘酷な處遇が施されてゐる目下の有樣では何等の効果を擧けることはむつかしいのである。」

◎靜岡賤機會詠草

我宿の庭の青葉を吹く風の香もなつかしき夏は來にけり　山形　戸田則素大人選

五月雨に若葉のちりも洗はれてみどりをわたる風の清けき　蝶月

雨晴れて若葉たわゝにおく露をこほすも涼し庭の朝風　澪濤

ぬは玉のやみにまかはぬ卯花をまかきにつもる雪とこそ見れ　皓月

我庵は卯花垣をめぐらしてよそより早く夜の明けんとす　蘇山

夕月の影きえしよりなか〳〵にましろになりぬ垣の卯花　碧水

秋朗

教誨に對する一考察

黒木　透

一

進化した今日の行刑からは、現在の監獄法は、過去の法であると云はれてゐるが、そのうちでも尤も不備不完なものは、教誨と教育に關する規定で、その法規の當面から眺めると、漠然として、その概念をすら把へることが出來がたい。

然し、之は、或る意味に於て、教誨及教育の實質的概念が文化、施設と共に、かく明白に進化したゝめであつて當初に於ては、あれでともかくも概念的に實質内容を指示してゐたのである、痛切に、不備を感じるのは、そのまゝその間に、偉大なる展開をみたことを示すのである。

然し法規がかく不完全であるのと、一般には、あの高い城壁を續らした中は、知りがたい爲めに、往々、世間に誤解を招く。而て之は教誨の解放論のうちにも認めることが出來る。

解放とは、云ふまでもなく、束縛を解くことである、囚はれてゐる絆をとくことである。然るに、現在の教誨に於ては、繋縛されてゐるところを見出しがたい。

解放論者の主張する點は、概括すると、

「眞宗の兩本願寺が、刑務教誨に殆んど專屬的にたゞさはつてゐるのは、不當である。受刑者には種々な信仰を有するものがある以上、一般に之を解放して、各々その受刑者の有する信仰に適する教誨を

施すべきだ」

といふにあるらしい。

中には、之を以て、信仰の自由を云々するものがあるが、之は、問題にすべく余りに僻論でありすぎる。さてこの所論に對し私は、「教誨」を、一應教誨師自体のなす教誨と、教誨師自体以外の一般教誨とに分離して考へたい。「受刑者に教誨を施すべし」といふ規定はある。而て、時機、場所といつたことについても或る規定制限が設けられてゐるけれども、何人が教誨教育を施すべきかに就ては、明確には指示されてゐない。即ち、教誨は、教誨師といふ法格の專屬的事項ではないのである。教誨師は教誨に關する事項の或る部門を掌つてゐる。其故に、原初から解放され、かくした一般教誨は、或は名士の講演により、或は蓄音機により或は接見の形式により、或は活動寫眞により、或は文書により……種々雜多の形式によつて解放され施行されつゝあるのである。之は、醫務に關する規定と、よほどちがつてゐる。行刑醫務は、特別な場合の外は、專屬的保健技手によつて全てがなされてゐるのである。

いづくに解放の余地があるか。所長さへ認むれば、何人も原則として教誨をなしうるではないか、敢て眞宗の布教使に限つたわけではないのである。ところがこの點が、一般の人々には勿論、ともすると、刑務所内の事務家の上にさへ或る謬見をもち偏した觀念をする人があるやうに見受けられるのは遺憾である。

二

刑務教誨の一部分を掌る教誨師になると、現在に於ては、主として特別な刑務所を除いては、眞宗の兩本願寺の布教使が任命されてゐる。而て解放論は、この點にも深く着眼されてゐる。

然し、これについては、如何にして當初に於てはこの方面にも一般に解放されてゐたのにかゝはらずかく東西の本願寺によつて把持されるやうになつたのであらうか?……而て「教誨の實質」は、奈邊にあるかを考察する必要がある。吾々はこゝに、史的展開の必然的所現であることを認知せざるを得ない。初期に於ては、基督教關係の人と、各宗の布教使も、之にたづさわつてゐたのである。勿論、それは、やゝおくれてゞはあつたが——蓋し物には、因緣由來がある。生起の本由をわすれてはならぬ、然しこゝでは、そうした問題には觸れない。吾々が、それよりも明記しなければならないことは、各宗教義が、雜然として宣布されてゐた教誨、說教即教誨の範圍を出でなかつたことから、特別なる「教誨」へと伸展して來た文化的價値の認識である。

或は、之を教誨となづくることは不當かも知れないが、とにかく不統一な教誨が、獨自性をもち、現在のいはゆる「教務」なるものを建立したことは、刑務教誨史上のエポックを形成したものである。

而て、その劃時代的な展開を期すべく、或は資料を供給し、或は教誨師の綜合聯絡の機關を設け大なる努力を供して來た本願寺の効績は、公平に見て認めねばならぬ。

勿論、本願寺は、その間に、自己の宗教を宣傳したであらう。けれど、貧弱なる事業費のうちから尠からぬ經費を負擔し、努力を今迄つゞけて來たのは、單なる宗派的根性からでなしに、そこに傳統的な使命の遂行と、責任を自覺せる純一なる願心所成であらう。

然るを、單に宗派の排他的な若くば偏狹なる觀念に囚はれて、云々するが如きは、聖なる心を冒瀆することだといはねばならぬ。

否、多くの者が嫌忌して近づかなかつた受刑者に對し、當初から之に掌り聖業にいそしんだその努力と忍苦とに對しては、國民は至大の感愧と感謝とを捧ふべきが當然なことではなからうか。

而て、教誨が、宗教を宣布することを主眼とすることから飜轉して、行刑の實質的條件にまで、適合して來たことは、外國のそれに對し我國の行刑法の或る優秀なる重き一點を爲してゐるものであり、たしかに自誇するにたることだと思ふ。

而て、これが結晶して、現在の狀態となつてゐるので、現在のこの教務にたづさはりうる素質を養ふ組織すら外に存在してゐない。

歐米に於ては、傳統的に、宗教と國家生活、社會生活廣く云へば、人間の生活とは、不即不離の關係にたつてゐる。

その信仰の純、不純、乃至思想、体驗といふが如き方面はとにかくとして、國情としては、宗教即ちキリスト教は、「生活の形式」にも飮く可らざるものである。從つて、教誨師の職能は、キリスト教を宣布するだけで、

完じ受刑者の改善淨化の資となる。

だからたとへば、新教と舊教との兩教誨堂が刑務所内にあつて、教誨師は、そこで、各自說教をする——それで教誨師の仕事は、殆んどつきてゐるのである。

つまり國民生活若くば社會生活の習俗傳統に準ずるための施設にしか外ならぬ。

然し乍ら教誨の本質は、說教ではない。少くとも教誨の「當爲（ゾルレン）」「價値（ウエルトフエア）」は、行刑の目的の實質的具現を前提としてゐる。否、其の目的具現に本質的價値をもつてゐる。從つて說法は、その目的を達するための方法論上の問題である。

私は、再びこゝで教誨の總体論を逆見したい。

我國に於ては、神道があり、佛教があり、基督教があり、儒教的宗教がある。

儒教は、一般の道德的規準を爲して居るが國民生活に於ては宗教は雜然として統一を有してゐない。而て文部省の帳簿整理の便宜上、宗教は、明白に宗派的分類をなされ、國民も一般にその形式から佛教、基督教などゝ區別してゐるが、實際の教義的内容からいふと、そう簡單に分類が出來るものでなく、或る意味に於て、全然教義上には一致出來ないたとへば所謂佛教諸宗を、「佛教」の名の下に統一してゐることは、不妥當たとも云ひうる。

古の祖師が、各々、教相判釋をやつたやうに、あらゆる宗教を、教相によつて、新しく判釋する必要があるのである。

蓋し、宣布されるところの宗教は、多くの場合、儀式でなくして、その教義内容である。從つて、形式よりもその教義内容が、教育的目的論からは、考量されねばならぬ。

從つて、たとひ行刑の直接的な目的方法論からでなく、受刑者の信仰そのものを對象とし、その增上啓發のために、あらゆる諸宗教派の傳道が、刑務所においてなされることは、形式的宗教から云つても又教義内容信仰内容から云つても結局、實現は不可能だといはねばならぬ。換言すると、原則的には、解放されても實際的には、大なる制限を受けることゝなつてくるのは必然である。

ことに之を、刑務所の目的にそふ教誨として眺めるときには、そこにかたり愼重なる外的戒護を加へねばならぬ。

行刑の内容、行刑の實質、受刑者の心理狀態を知らずに、漠然とした教誨がなされることは、大なる危險を伴ふことは、明白なる事實である。之は映畫の選定に、蓄音機のレコードに、乃至看讀書籍に、特別嚴密な審査がなされつゝある現狀からをしても、說明すべき餘地を超へてゐる。

然し、受刑者にとつても、又教誨する人の方から云つても、一般的教誨は數を重ねてゐるうちに、概してその効力がうすらいでくる。長期受刑者を收容する刑務所に於ては尙更である。

又同一教誨師が、諸有方面にわたつて教誨をすることも困難なことである。

從つて、この點からは、交換教誨もよいことであらうし、名士の講演も結構であらう。又科學的な講演もよからうし、衛生に關するお話も好ましい。

行刑の目的、實際に、抗觸しない教誨ならば、現在より以上に廣範なものとなつてもわるくはあるまい。

然しこの場合は、「宗教」といふことを特に念頭におく必要はない。放送局にかける修養や科學などの講座と同一の意味に解すべきである。個々の宗教々誨は之を、接見なり、特種な形式に於て爲さるべきである。

四

近時普通教育に於て、從來わすれられてゐた宗教々育の問題が、擡頭して來た。今迄之は反動傾向として無頓着に放棄されてゐたのであつたが次第に家庭教育の問題となり更にそれが新しい教育上の問題となつて來たのである。而て問題は、もはやその可否を超へて、如何に之を取入れるべきかと云ふ處の現實の方法論として殘されてゐる。

行刑は、普通教育と、ちがひ、特種な事情の下にあるとは云へ、宗教味が加はつてゐることは、誇るべきに足るのである。

日露戰爭の當時でも、如何に宗教家の努力があづかつて力があつたか？　既成教團は、力を失つたとは云へ、

未だ、「いさ」となつたときには、猛烈なる潜勢力を有してゐることに、刑務所の教育（廣い意味で）は、小學校の教育とはちがふのである。少年所務所に於てすらたゞの小學校に準ずる教科々程をつぎ込むだけで、能を完ずることが出來ないのである。

軍隊の教育とも又本質的差違がある。

小學校の教育は、第二の國民となる兒童に必要なる教科を授けるのである。未完成なる人間を、完成するにあるのである。從て個性教育も施すけれども、他の重要なる一面は、一般的な成人たらしめることを重大なる要素となしてゐる。（教育論はこゝではのべないが）

然るに行刑の目的は、一定の年齢に達したしかも或る社會的不具者としての人間を收容しそれを完全に、再成することに重要な任務をもつてゐる。

然るを行刑教育と、普通教育とを、同一視して教誨の價値を無視するが如きは、たゞ新しいものを追ふて行かうとする處の、淺薄な「改變心理」の所作である。

然し乍ら之は、單なる宗教教育そのものを禮讃するのではない。

若し教誨が、宗教的教誨によつて、受刑者の信仰を開發し、似て、改過遷善の實をあげることのみを意味するならば、敢て、現在の教務の存在の必要はない。

吾々が目的論からは宗教々育としての教誨を行刑組織上に禮讃するところの所以のものは、宗教的信仰と知識とを有し、且つ一般の行刑に關する理解と經驗を有する教誨師なる法格の存在に對する價値の認識からである。

從て教誨師たる人には、相應なる選擇がなされねばならぬ。換言すると。私は「教誨學」なるものが成立しうるのではないかと思ふ。而て理想としてその教誨學を專攻し習得した人から教誨師が選定されるべきだと思ふ。

五

さて、教誨師はたゞの宗教宣傳に浮身をやつしてゐるべきではない。本願寺の布教使だからと云つてありがたい他力本願ばかり說いてゐるのではあるまい。感情教育、情操の教育等の教誨をなすと共に（前號富井隆信氏の

文參照）戒護や作業や醫務に對し、教務は教務で個性の觀察や處遇法や保護や、雜多な行刑事務の分掌を司つてゐるのである。こゝに教誨師の重要な職責がある。

けれど、更により重大な使命は、前述の如く他にある。自由を拘禁した受刑者が目的の對象物である。

法によつて刑を科せられてゐる人間を對象としてゐる。

然し乍ら、「彼」も人間である。刑を受けない半面を有してゐる。

學校教育に即し家庭教育やその間の聯絡機關が缺くことが出來ないと同樣に、刑を科せられた意味を徹底させるためには、全体的な人間を對象とするところの機關がなくてはならぬ。

而て、教誨師の半面は、行刑組織体の機能として、これを對應するところに存してゐる。

勞農ロシヤに於ては、行刑組織から教誨を除斥したそうである。之は、ソビエット、ロシヤが、從來の宗教を以て、阿片劑であり、資本主義的思想の走狗であり、ソビエットの敵であると認めて舊宗教を主義として驅逐しやうとする宗教政策の現はれであつて、行刑に宗教を不必要とするだけの單純な理由ではない。

而て之は、教誨師たる宗教家の有する信仰を受刑者につぎこむことによつて彼等の煩悶なり人生問題を解決するといふ作用のみを意味するのでなく、むしろ、受刑者を、法律も道德も全てを超へた全人的關係に於て、接しうる宗教の價値作用に機能の充足をみとめるのである。

人生は、道德と法律と、常識だけでは、解決が出來ない。又その個人個人には、各々境遇なり環境なりの身上の件や社會關係などの雜多ないきさつをもつてゐる。

ことに、保護關係に於ける照會や調停は、全人格的關係に重大である。こゝに、教誨師たる人格が法格として優秀に働く、微妙なる人事關係や心的動向は、同一の水平面になつて融通无碍する全人格がなくては、理解出來ない。而て宗教の本質は、道德も法律もこへたこの一如の融通无碍のところに存し、こゝに俗諦の生活基調がある。たとへば一の犯則事項にしても、戒護關係からは、小なる單純なものであつても、その全人格を通し或は微妙なる心理狀態からは、重大な問題である場合が多い。こゝにも特種な機能が必要となつてくるのである。即ち

矯正図書館

行刑組織の上にうつる行爲の影像でなくて、全人的關係として映ずる影の認識問題としてである。かくて、敎誨師は單純なる布敎使ではありえない。行刑機能の特種なる機能を有するだけ特別なる要素をもつてゐる人間から選定されねばならない。而て、くり返した如く、敎誨の重要な一作用が全人的に動くところにある以上社會の現實態としてたゞの倫理だけでも滿足出來ない。

六

吾々は、もはや過度時代におけるが如く單純な外國摸倣や、朝令暮改の「試み」に浮身をやつしてゐる時代ではない。明確なる判斷の下に健なる行刑制度を、建立すべき時機に達してゐる。吾々は新しい淺薄な試みよりも、必然的な內から發する發展を希念としてやまない。

それに付隨して、敎務が、更に內容を充實し、獨特な立場から行刑の完成に資する樣に一段の展開をすることを慶ふものである。（完）

◇狐おどり

佛蘭西や、獨逸では外國人には見せるが自國人には見せぬ所があります。裸體の踊りなども外國人には見せるが自國人には見せぬさうです。マルセーユで、裸體の踊りを見ぬ日本人はないと云ふやうなことを聞いて居りましたが、それはそこに居る日本人でさう云ふ所に日本の旅客を案內する者がある爲であるさうです。このやうな人が居て學生でも何でも若い人にこんな淫猥な物を見せて、其の第一の印象に由つて惡い洗禮を受けるのであります。そこで佛蘭西はすべてこの樣であると云ふ先入主のある人が隨分あるやうです。伯林にもさう云ふ所があるさうですが　これも外國人には見せるが土地の人には見せぬさうです。私の往つた時伯林で、丁度警察展覽會がありまして其中に秘密室がありました。これも一般の人には見せませんが、外國人には見せます。私はパスポートを持つて居たから直に見せて呉れました。これも一般の民衆は決して入れません。これは詰り外國人は幾ら風俗を壞亂してもかまはぬが、自國の者はならぬと云ふ風にもとれますけれども、是が人を引付ける一つの手段でありませんが、人の弱點に乘じて外來の客を引付ける一つの手段でありませう。國の品位としては餘り立派の事ではありませう。（高島平三郎氏談）



四時ともに月はよいものである、別けても秋の夜に「二五夜中新月色、二千里外故人心」と詩にもある澄亙つた月の風情は、筆舌に絶する美である、太田蜀山人の「月見の說」にも

それ月は久かたの空にいまして、地を這ふ裸虫などの分際にて、狎れ玩ぶべきものにしはあらねど、ことさへぐ唐國には、月出でゝ皎たり（詩經の句）などと、桑間濮上をそゝりしよりはじめて、漢魏六朝三唐にいたるまで、そのことば北斗をさゝへ、その影屋梁に滿てり、また足引の大和うたには、ならのはの名におふ集（萬葉集）より、世々の撰集に載するところ、月弓の引手あまたに、月の舟にもはしけがたし、されば生きとし生けるもの、君は三夜の三日月さまより、十九たちまち廿日宵やみの夕に至るまで、いづれか月をめでざりける云々」

とあり。月は秋に於てその美を充分に發揮するといつてよいでせう。

◇

この月に就て少し古い處を云ふと昔の書物に、「日は陽の精にして雷電虹霓皆陽の屬なり、月は陰の精にして雨露霜雪皆陰の屬なり。……日月は恒に有て雷電雨露の屬は恒に有らざるものなり云々」などあるのは今から考へると面白いものです。

又「月は水の精、潮に大小あり、月に虧盈あり」と月の朔望を、潮の干滿と一しよに見て居ます。或は「月の輪郭光無き所を魄と曰ふ、死魄は朔なり、生魄は望なり、月の死するを灰と爲す、灰は則ち晦なり、月死してまた蘇生するを朔と爲す朔は則ち蘇なり月の半形弓の弦を張る若きものを弦と爲す、晦にして月西方に見る之れを朓と謂ふ、朔にして月東方に見る之れを朒と謂ふ」と、朔弦望の說明をしたものも見える。

◇

次に月には、雅號——あだ名即ち異名といふものが澤山ある。曰く、桂男、さゝら江男、照月次、玉兎、銀兎、玄兎、暉素、金波、常娥、眞

如の月、心の月、胸の月、盃の影、盃の光等。なほ月の虧盈によつて名付けられたものには、新月、弦月、三日月、初月夜、在明、蒼生明、既望、既生魄、いさよい、蒼生魄、夕月夜、暁月夜、立待月、居待月、臥待月、くだり月、廿日亥中、更待月、朔日ごろの月、ねまちの月等。隨分とあります。

更に月に關聯してのものに、月の霜、月の雪、月の桂の花紅葉、月の桂の子、月の鼠、月の劍、月の都、月の蟾、月の兎、月の蝕、月讀男、月の出潮、月の秋、月の宿、月をあるじ、月の友、月の舟、月の鏡などがあります。

以上のものが主として秋の月、とりわけ仲秋の月の爲に用ゐられ来つたのであつて、當今の人間はこの名のみを數へ擧げられた丈で充分神經衰弱を起し兼ねないと考へられます。

◇

これから仲秋の月を順次に述べませう、勿論その中には三秋に亙るものもあります。

○朔日頃の月

細々とついたち頃の宵の　利牛
八朔や拔明日よりは二日月　燕村
もしやとて仰ぐ二日の初月夜　素堂

初月夜のことは一書に、「仲秋に限りて初月と賞するは三五の月を待つ心よりいへるなるべし、又四日五日六日迄をさしていふべきに害なかるべし」と、千代女の「三日月の宵より待ちし今宵哉」の句もあるから、さう見て置てよいでせう。

○三日月

或書に「新月、繊月、玉鉤蛾眉、磨鏡等三日月をいふ、此外種々の譬喩詩句に多し」と。

木の間もる垣ねにうすき三日月の影顯はるゝ夕顔の花　定家
むだ艸も穂に穂が咲て三日の月　一茶
蜀黍の葉かげものうし三日の月　曉台

蜆子の贊

影落て海老にまぢるや三日の月　大江丸
三日月や早や手に障る草の露　芭蕉
新月やいつをむかしの男山　其角

○小望月、待宵　十四日の夜、翌夜の晴曇が計りがたいので、まづ今晩にと、月見を催す連中がありました。

待宵や明日は二見へ道者われ　其角
待宵やところ〴〵に女郎花　蓼太
江戸川や月待つ宵の芒ぶね　一茶

◇

十五夜の前に、狂歌の上の月見を蜀山人の「月見の說」中から紹介します。

八月十三夜月を見侍りて、朱樂菅江

染出來ぬこんやの月をながむれば
秋の最中もたしかあさつて

十四夜高田の茶屋にて　相場高保

月をめづる夜の賃りてや茶屋の噪
も遂に高田のばゞとなるらん

十五夜月　春日部錦江

ぶんまはし秋のもなかへうつ針の
照りとほりたるまんまるな月

十六夜月　四方赤良

ゆふ霧のまよひもいまだ霽れやらで
出でし藤屋のいざよひの月

十七夜月　出來秋萬作

おもしろや月のかゞみを打ちぬいて
樽もたちまちあきの酒もり

高田五夜月といふことを　白鯉館卯雲

團子夜中新月の色いつゝざしすこ
し焦げたはくもりなりけり

◇

○十五夜「月々に月見る月は多けれど月見る月はこの月の月」は仲秋今夜の月である、名月（明月）、今宵の月、けふの月、芋名月、望の月、十五夜、三五の夜、月華等々、これ亦異名澤山で、今宵の月、今日の月の言葉はこの十五夜の月を指して用ゐられて居ます。

又月の雨、月の雲と云ふも、矢張今夜の月の上を詠んだものであります。

同じ夜の月でも、見る人の心によつて美しく眺められもするし、反對に悲哀の情を催すこともある、又その場所により、その夜の狀況により感想はまち〳〵に別れる、そこがその詩趣歌情といふもので、左に先人の歌句を並べてその情趣の鑑賞に供へます。

◇

岸白還迷松上鶴、潭融可算藻中魚。
瑤池便是尋常號、此夜清明玉不如。

いつとても月見ぬあきはなきものを
わきてこよひのめづらしきかな　好忠

石ばしる水の白玉かず見えて清瀧川
にすめる月かな　俊成

松島のものとゝのひし今日の月　呂丸
二つあらばいざかひやぜん今日の月　智月
名月や池をめぐりて夜もすがら　芭蕉
月見する座に美しき顏もなし　仝
明月の御覽の通り屑家哉　一茶
名月や女だてらの煩かむり　仝
富士をいざ山の端にぜん今日の月　支考
我家は前も後ろも月夜かな　虛風
花ならば探りても見ん今日の月　保己一
名月や疊の上に松のかげ　其角
名月や人を抱く手を膝かしら　仝
名月や物うつさしと西へ行　蓼太
月朧る宵のいつとても、物哀れならぬ折はなき中に、此宵の新なる月の色には、げに猶我が世の外までよろづ思ひながされ　紫式部

月見れば千々に物こそ悲しけれ我身一つの秋にはあらねど。　千里

我心なぐさめかねつ更科や姨捨山に照る月を見て　（大和物語）

義仲の寢覺の山か月悲し（燧山）　芭蕉
名月や北國日和定めなき　仝
うき我に影をそへけり秋の月　樗良

名月や夢みし蝶に露をうつ　大江丸
仲丸の魂祭せむ今日の月　蕪村

桂男の住まずなりけり雨の月　芭蕉
雲折々人を休むる月見かな　仝
名月や金くらひ子の雨の友　其角
旅人よ笠島かたれ雨の月　蕪村
遠里の祭雛子や雨の月　乙字

獨り住む庵に月のさしこずばなにか　西行
山邊の友とならまし
水油なくて寢る夜や窓の月(消息)芭蕉
名月や門にさし來る潮頭(深川)仝

見るまゝに清く靜けく麗しく果は　信綱
悲しき峰のへの月(不二山)
王くしげ箱根の山の峰深くみづうみ　慶融
見えてすめる月影
天の原ふりさけ見ればかすかなる　仲麿
三笠の山に出でしつきかも
石ばしる水の白玉かず見えて清瀧川　俊成
に澄める月かな
名月や辛崎の松瀬田の橋　几董

月ひとり荒海をすゝむ今宵かな　曉台
名月や蟹も平をなのり出(赤馬關)一茶
今日といふ今日名月の御側哉(姨捨)仝
重々と名月の夜や茶臼山　芭蕉
三井寺の門叩かばや今日の月　仝
名月や花かと見えて綿畠(伊賀)仝
名月やこゝ住吉の佃じま　其角
僧は叩く八百屋の門や今日の月　仝

◇

○十六夜月　いざよひ、既望、哉生魄などと詠みます。

君やこん我やゆかんのいざよひに槇の板戸もささすねにけり　(古今集)

やす〳〵と出でゝいざよふ月の雲　芭蕉

十六夜こよひは闇の惜まるゝ　其角

○立待月　十七日夜の月を稱し既生魄をいふも同じて山の端出づる月を立やすらひてまつ心です

我門をさし煩ふてねるおのこさぞ立待の月を見るらん　(新六帳)

○居待月、座待月、十八日夜の月をさしていひます。

我のみぞねられさりけりかるもかく居待の月の程はへぬれど　(新六帳)

○臥待月、ねまち月、更待月　みな廿日夜の月のことで、又廿日亥中の月と云ふは亥の正刻に出るからであり。一說には臥待、寢待は十九夜の月ともして居ります。

かぞふればはつかの月の臥待も猶宵の間はすきて出にき　爲重

稻妻の影かあらぬか夏のよのねまちの月の有明のそら　慈圓

○くだり月　十六七夜の既望すぐる月をさし、廿二夜迄の月次第に魄を生ずるをいふとあります。

◇

尙ほ七月(陰暦)の廿六夜の月の出には三尊の影向があるとて廿六夜待の風習が各地にあります。「ひともと草」に廿六夜として

あづまのみやこのならはしに、文月の廿日あまり六日の夜、有明の月さしいづる光の中に、あみだほとけくわんおんせいしの三尊、けざやかにおがまれさせ給ふとぞいふなる、その夜になれば上中下老たるもわかきも、宵よりいもせず酒のみ物くひつゝ、そのありあけをまちつくる事とはなりぬ云々。(杏花園記)

この末文には唐の薛文清公の文を引用して影向の妄斷を難じて居ます

◇

九月(陰暦)に入つて十三夜の月を十三夜、豆名月、栗名月、后の月、二夜の月などいつて、これは支那に此事なく、日本丈の月見らしい、或書に「十三夜の月を賞せし起りは、天曆七年九月十三夜始て月の宴を行ひ給ひしが遺例となり來れり、但此宴は本八月十五夜の御遊をおくれて行ひ給へる也」又「名月の頭に芋とか豆、栗をくつ付て云ふは浪華の俗より始まる」とあります。

月の額年は十三そこらかな　一茶

うれしさや江尻で三穗の十三夜　其角
後の月上の太子の雨夜かな　仝

◇

最後に川柳の月を並べて見ませう

月花はおやぢ小言の定座なり

息子は仲間のお月見だ花見だと言ひ草を拵へて出て行く、其角の「闇の夜は吉原ばかり月夜哉」の句もこれから生れました、この半面に俳諧に月座、花座あり、この附句には師匠からよく小言が出ることも含まれて居ます。

月の場をふさげて花の江戸になり

御城下の名も名月にさしさはり

繁昌さ名所の月も屋根から出

名所なり

心なく月に掉さす渡守

母が來て鑞苦茶にする川の月

名月に昔ゆかしき四里四方

野の月とよんだはぐつと昔なり

今は花昔は月の名所なり

何れも月の武藏野が花の大江戸に繁昌したありさまを云つたもので芭蕉の「詠むるや江戸には稀な山の月」の句も出た譯であります。

大飯もくひたくさんな月を見る

更科の月見一升あてに焚き

江戸兒が信州者の大食を諷したものであつて「喰ひぬいて來ようと信濃國を立ち」昔は信州者の大食は通つて居たものらしい、一茶の「名月や江戸の奴等が何知つて」、又「信濃では月と佛とおらが蕎麥」の句は之れに酬ひたものかも知れません。

名月や江戸の奴等が何知つて　(栗野鳴人)

矯正図書館

出生地と指紋價値

司法省指紋部

最近に指紋は鄉土と特殊の關係がありはせぬかと謂ふ說に對しまして我指紋部が四十八萬の指紋原紙の中から極く公平に一萬七千餘に付て調査しました結果は別表の通りでありまして指紋は其人の出生地によりて格段の相違がありませぬことを發見しました。

又外國人の指紋にも著しい異徴がないことを看ることが出來たのであります、そして又近年双胎兒の指紋に同一なるものがあると謂ふ（倉上博士大正十五年三月社會醫學雜誌第四七〇號）說（淺田博士著法醫學）に對しまして金澤醫科大學法醫學敎室岸學敎室の窓から士は双胎兒の指紋でも指紋學的に分析すれば各相異點のあることを（大正十五年十一月社會醫學雜誌第四七八號）報告せられました

我指紋部の調査の結果も岸學士の報告と同樣でありまして双胎兒の指紋はよく類似するものと全く形を異にするものゝあることを實驗して居ります、そして類似のものでも必ず同一でない異徴を看るのであります。

今其の調査の結果を擧げると左の通りであります。

出生地と指紋の關係

鄉土別 指紋の種類價幷に指紋總數百分比

鄉土別	調査人員	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
北海道	三八	六、六三	六、一六	一〇、三九	一〇、五五	一〇、八一	一五、四五	一八、七〇	一三、八三	八、四八	一〇〇
東北區	一、八六六	六、〇五	五、六九	一一、〇五	一一、二五	一一、五四	一五、七四	一七、八五	一三、二六	八、五九	一〇〇
關東區	二、九四四	六、七九	五、九九	一一、四五	一一、七九	一二、一七	一五、六三	一六、二四	一二、六七	八、一七	一〇〇
北陸區	一、二六八	七、七九	五、八八	一二、〇三	一二、〇三	一二、〇三	一四、四〇	一七、〇〇	一二、三七	八、四八〇	一〇〇
總計	一七、二一〇	六、六二	五、七六	一一、〇五	一一、二八	一一、四四	一五、五二	一七、五六	一二、二四	八、四六	一〇〇
北海道	三〇八	五、九三	五、三〇	一三、四九	一二、一三	一二、六〇	一五、七二	一八、六〇	一二、七四	六、三三	一〇〇
東北區	一、八六六	六、七六	五、七七	一一、一〇	一一、四四	一一、八三	一五、二九	一七、一七	一二、六七	八、三七	一〇〇
關東區	二、九四四	六、〇九	五、九三	一〇、九四	一一、七〇	一一、九五	一五、五六	一七、五〇	一三、〇〇	八、四〇	一〇〇
北陸區	一、二六八	七、〇一	五、六八	九、九三	一一、一九	一一、四〇	一五、七三	一六、一〇	一二、七三	八、三九	一〇〇
總計	一七、二一〇	六、六二	五、七六	一一、〇五	一一、二八	一一、四四	一五、五二	一七、五六	一二、二四	八、四六	一〇〇
北海道	三〇八	五、九三	五、三〇	一三、四九	一二、一三	一二、六〇	一五、七二	一八、六〇	一二、七四	六、三三	一〇〇
東北區	一、八六六	六、七六	五、七七	一一、一〇	一一、四四	一一、八三	一五、二九	一七、一七	一二、六七	八、三七	一〇〇
關東區	二、九四四	六、〇九	五、九三	一〇、九四	一一、七〇	一一、九五	一五、五六	一七、五〇	一三、〇〇	八、四〇	一〇〇
北陸區	一、二六八	七、〇一	五、六八	九、九三	一一、一九	一一、四〇	一五、七三	一六、一〇	一二、七三	八、三九	一〇〇
總計	一七、二一〇	六、六二	五、七六	一一、〇五	一一、二八	一一、四四	一五、五二	一七、五六	一二、二四	八、四六	一〇〇
北海道	三〇八	五、九三	五、三〇	一三、四九	一二、一三	一二、六〇	一五、七二	一八、六〇	一二、七四	六、三三	一〇〇
東北區	一、八六六	六、七六	五、七七	一一、一〇	一一、四四	一一、八三	一五、二九	一七、一七	一二、六七	八、三七	一〇〇
關東區	二、九四四	六、〇九	五、九三	一〇、九四	一一、七〇	一一、九五	一五、五六	一七、五〇	一三、〇〇	八、四〇	一〇〇
北陸區	一、二六八	七、〇一	五、六八	九、九三	一一、一九	一一、四〇	一五、七三	一六、一〇	一二、七三	八、三九	一〇〇
總計	一七、二一〇	六、六二	五、七六	一一、〇五	一一、二八	一一、四四	一五、五二	一七、五六	一二、二四	八、四六	一〇〇
北海道	三〇八	五、九三	五、三〇	一三、四九	一二、一三	一二、六〇	一五、七二	一八、六〇	一二、七四	六、三三	一〇〇
東北區	一、八六六	六、七六	五、七七	一一、一〇	一一、四四	一一、八三	一五、二九	一七、一七	一二、六七	八、三七	一〇〇
關東區	二、九四四	六、〇九	五、九三	一〇、九四	一一、七〇	一一、九五	一五、五六	一七、五〇	一三、〇〇	八、四〇	一〇〇
北陸區	一、二六八	七、〇一	五、六八	九、九三	一一、一九	一一、四〇	一五、七三	一六、一〇	一二、七三	八、三九	一〇〇
總計	一七、二一〇	六、六二	五、七六	一一、〇五	一一、二八	一一、四四	一五、五二	一七、五六	一二、二四	八、四六	一〇〇

地方	調査人員	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
東京區	一、〇六〇	六、五三	五、六七	一二、〇五	一一、一三	一一、八五	一五、五二	一七、五六	一二、二四	八、四六	一〇〇
東海區	一、三〇一	六、八三	五、六六	一〇、五六	一一、二八	一一、四四	一四、九〇	一七、九三	一二、八九	八、五一	一〇〇
近畿區	二、八二九	六、六九	五、四八	一一、四四	一一、五八	一一、九九	一五、二四	一七、一六	一二、八三	八、三一	一〇〇
中國區	一、八八六	六、六二	五、七六	一〇、六八	一一、三二	一一、七七	一四、九三	一七、四六	一二、七二	八、三四	一〇〇
四國區	一、四六三	七、一八	六、〇一	一二、一二	一一、七〇	一一、九五	一五、〇六	一六、一〇	一三、〇〇	八、三九	一〇〇
九州區	二、一九九	六、八二	五、八〇	一〇、四六	一一、三九	一一、四〇	一五、五六	一七、五〇	一三、六八	八、四〇	一〇〇
沖繩縣	一〇六	五、九三	五、三〇	一三、四九	一二、六〇	一一、六三	一五、七二	一八、六〇	一二、七四	六、三三	一〇〇
總計	一七、二一〇	六、六二	五、七六	一一、〇五	一一、二八	一一、四四	一五、五二	一七、五六	一二、二四	八、四六	一〇〇
北海道	三〇八	五、九三	五、三〇	一三、四九	一二、一三	一二、六〇	一五、七二	一八、六〇	一二、七四	六、三三	一〇〇
青森縣	二、二八	六、七六	五、七七	一一、一〇	一一、四四	一一、八三	一五、二九	一七、一七	一二、六七	八、三七	一〇〇
岩手縣	二、二二	六、〇九	五、九三	一〇、九四	一一、七〇	一一、九五	一五、五六	一七、五〇	一三、〇〇	八、四〇	一〇〇
宮城縣	三、八一	七、〇一	五、六八	九、九三	一一、一九	一一、四〇	一五、七三	一六、一〇	一二、七三	八、三九	一〇〇
秋田縣	三、六一	五、一九	五、六八	一〇、六八	一一、三二	一一、七七	一四、九三	一七、四六	一二、七二	八、三四	一〇〇
山形縣	二、八三	五、三六	四、九六	一〇、七六	一一、四四	一一、八三	一五、二九	一七、一七	一二、六七	八、三七	一〇〇
福島縣	三、七二	五、九九	五、八〇	一一、五九	一一、七九	一一、九五	一五、五六	一七、五〇	一三、〇〇	八、四〇	一〇〇
茨城縣	四、〇七	六、三一	五、四〇	一〇、六六	一一、一九	一一、四五	一五、五三	一六、九〇	一二、二六	八、三四	一〇〇
栃木縣	三、三三	七、一〇	六、一六	一〇、六六	一一、一九	一一、七七	一五、八一	一七、九七	一二、三六	八、四四	一〇〇
群馬縣	三、一五	六、二三	六、三九	一一、一九	一二、一九	一二、八六	一四、七三	一七、三六	一二、三六	八、二八	一〇〇
埼玉縣	三、九九	七、四四	六、一七	一二、一五	一二、一五	一二、八八	一三、七三	一六、六六	一二、一九	八、二八	一〇〇
千葉縣	四、七三	七、二五	六、〇八	一〇、九三	一一、六三	一一、八三	一五、八三	一七、六三	一二、一六	八、二八	一〇〇
東京府	七、一五	六、五八	五、七三	一一、八六	一二、二五	一二、六七	一五、八四	一五、六三	一二、一六	八、一三	一〇〇
神奈川縣	三、一四	六、六二	五、六八	一二、一〇	一二、一〇	一二、六〇	一六、六九	一五、〇〇	一二、一六	八、一四	一〇〇

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	関東甲信越	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	総計
五〇七	二五九	二六六	二三六	二四三	四七六	三四三	三三五	一九一	三二一	二三三	七六四	七九六	四六二	二四四	三三五	六四一	三四三	五四四	四七六	三四三	八〇五	六四一	三四四	二四四	四六二	七九六	七九四	二三三	二三三	三二一	一九一	二一四	五七四	二三一	三六六	二九六	二八七	五三〇	二〇二	二九九	八八八	二二〇	一四三	三三八	一〇六	一七、二三〇
七、九三	六、九九	七、五八	五、九九	五、八九	五、五四	五、七九	五、八九	六、一四	七、三一	七、三六	六、二四	六、八四	七、四九	六、八四	五、七〇	八、〇〇	六、八三	五、六五	五、九二	六、二三	五、七七	五、五八	六、八四	六、二七	五、六三	五、一一	五、五〇	六、二五	六、二四	六、八三	五、九一	四、六七	五、五三	五、八七	七、二九	六、一四	七、二六	七、二三	六、六二	六、一七	六、〇七	六、〇三	六、〇三	六、一四	八、二三	六、七八	五、五三	六、七六
七、〇四	五、七〇	五、八四	五、三六	五、二四	五、一一	五、三六	五、五四	六、一七	六、二七	六、二七	五、六三	五、五〇	五、一一	五、五八	六、二七	六、八四	五、六三	五、五三	五、五〇	五、九二	五、五七	五、五五	四、六七	五、九一	四、九六	六、二五	四、七〇	五、五三	五、五三	五、五四	五、九一	四、六七	五、五三	五、八七	五、八九	五、三〇	五、七七	五、三〇	六、一七	六、〇九	六、〇三	六、〇三	六、一四	四、八五	五、八九	五、三〇	五、九三
一三、〇四	一〇、五六	一一、四一	一一、四一	一〇、四一	一一、四一	一一、一〇	一一、一〇	一一、一九	一一、一九	一一、一九	一一、一九	一一、一九	一一、一九	一一、一九	一一、一九	一一、一九	一一、一九	一一、一九	一一、一九	一一、一九	一一、一九	一一、一九	一一、一九	一一、一九	一一、一九	一一、一九	一一、一九	一一、一九	一一、一九	一一、一九	一一、一九	一一、一九	一一、一九	一一、一九	一一、一九	一一、一九	一一、一九	一一、一九	一一、一九	一一、一九	一一、一九	一一、一九	一一、一九	一一、一九	一一、一九	一一、一九	一一、一九	一一、一九
一三、〇二	一一、九二	一一、八五	一一、八五	一一、八五	一一、八五	一一、八五	一一、八五	一一、八五	一一、八五	一一、八五	一一、八五	一一、八五	一一、八五	一一、八五	一一、八五	一一、八五	一一、八五	一一、八五	一一、八五	一一、八五	一一、八五	一一、八五	一一、八五	一一、八五	一一、八五	一一、八五	一一、八五	一一、八五	一一、八五	一一、八五	一一、八五	一一、八五	一一、八五	一一、八五	一一、八五	一一、八五	一一、八五	一一、八五	一一、八五	一一、八五	一一、八五	一一、八五	一一、八五	一一、八五	一一、八五	一一、八五	一一、八五	一一、八五
一三、九九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九	一一、六九
一六、八八	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五	一五、九五
一七、九三	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九	一七、九九
一八、六二	一八、四九	一八、一四	一八、五三	一八、一四	一八、六六	一八、三五	一八、一八	一八、四四	一八、〇九	一八、四四	一八、六六	一八、一四	一八、四四	一八、八二	一八、四四	一八、四四	一八、四四	一八、四四	一八、四四	一八、四四	一八、四四	一八、四四	一八、四四	一八、四四	一八、四四	一八、四四	一八、四四	一八、四四	一八、四四	一八、四四	一八、四四	一八、四四	一八、四四	一八、四四	一八、四四	一八、四四	一八、四四	一八、四四	一八、四四	一八、四四	一八、四四	一八、四四	一八、四四	一八、四四	一八、四四	一八、四四	一八、四四	一八、四四
一九、二五	一九、〇九	一九、一九	一九、一九	一九、一九	一九、一九	一九、一九	一九、一九	一九、一九	一九、一九	一九、一九	一九、一九	一九、一九	一九、一九	一九、一九	一九、一九	一九、一九	一九、一九	一九、一九	一九、一九	一九、一九	一九、一九	一九、一九	一九、一九	一九、一九	一九、一九	一九、一九	一九、一九	一九、一九	一九、一九	一九、一九	一九、一九	一九、一九	一九、一九	一九、一九	一九、一九	一九、一九	一九、一九	一九、一九	一九、一九	一九、一九	一九、一九	一九、一九	一九、一九	一九、一九	一九、一九	一九、一九	一九、一九	一九、一九
二〇、五七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七	二〇、三七
二一、二六	二一、一六	二一、七一	二一、九九	二一、六一	二一、九六	二一、一〇	二一、九六	二一、四四	二一、五三	二一、四四	二一、六六	二一、五三	二一、二九	二一、四三	二一、六二	二一、九二	二一、八三	二一、四三	二一、九二	二一、八九	二一、六六	二一、五六	二一、四六	二一、三五	二一、二九	二一、四三	二一、九二	二一、八九	二一、八三	二一、四六	二一、四六	二一、九二	二一、八三	二一、四六	二一、四六	二一、四六	二一、四六	二一、四六	二一、四六	二一、四六	二一、四六	二一、四六	二一、四六	二一、四六	二一、四六	二一、四六	二一、四六	二一、四六
二二、二六	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四
二三、二六	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四	二一、八四
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

国籍区分	都道府県	刑法犯	特別法犯	総数
国籍区分	都道府県	刑法犯	特別法犯	総数
北海道	北海道	五、三九	一、七一	七、一一〇
東北	青森県	七、九九	二、七四	一〇、七三
	岩手県	七、五八	三、五六	一一、四一
	宮城県	五、九九	五、二四	一一、四一
	秋田県	五、八九	四、五一	一〇、四一
	山形県	五、五四	五、五六	一一、四一
	福島県	五、七九	五、三一	一一、一〇
関東甲信越	茨城県	五、八九	五、二八	一一、一九
	栃木県	六、一四	五、〇五	一一、一九
	群馬県	六、一七	五、〇二	一一、一九
	埼玉県	六、二七	五、〇二	一一、一九
	千葉県	六、二七	五、〇二	一一、一九
	東京都	五、六三	五、〇二	一一、一九
	神奈川県	五、五〇	五、〇二	一一、一九
新潟県	新潟県	六、一四	五、〇二	一一、一九
東山	富山県	六、一四	五、〇二	一一、一九
	石川県	六、一四	五、〇二	一一、一九
	福井県	六、一四	五、〇二	一一、一九
	山梨県	六、一四	五、〇二	一一、一九
	長野県	六、一四	五、〇二	一一、一九
東海	岐阜県	六、一四	五、〇二	一一、一九
	静岡県	六、一四	五、〇二	一一、一九
	愛知県	六、一四	五、〇二	一一、一九
近畿	三重県	六、一四	五、〇二	一一、一九
	滋賀県	六、一四	五、〇二	一一、一九
	京都府	六、一四	五、〇二	一一、一九
	大阪府	六、一四	五、〇二	一一、一九
	兵庫県	六、一四	五、〇二	一一、一九
	奈良県	六、一四	五、〇二	一一、一九
	和歌山県	六、一四	五、〇二	一一、一九
中国	鳥取県	六、一四	五、〇二	一一、一九
	島根県	六、一四	五、〇二	一一、一九
	岡山県	六、一四	五、〇二	一一、一九
	広島県	六、一四	五、〇二	一一、一九
	山口県	六、一四	五、〇二	一一、一九
四国	徳島県	六、一四	五、〇二	一一、一九
	香川県	六、一四	五、〇二	一一、一九
	愛媛県	六、一四	五、〇二	一一、一九
	高知県	六、一四	五、〇二	一一、一九
九州	福岡県	六、一四	五、〇二	一一、一九
	佐賀県	六、一四	五、〇二	一一、一九
	長崎県	六、一四	五、〇二	一一、一九
	熊本県	六、一四	五、〇二	一一、一九
	大分県	六、一四	五、〇二	一一、一九
	宮崎県	六、一四	五、〇二	一一、一九
	鹿児島県	六、一四	五、〇二	一一、一九
	沖縄県	六、一四	五、〇二	一一、一九
総計		六、一四	五、〇二	一一、一九

寸話

證據

或る人贋物屋で草履を買ひ、主人にこの草履は永く保つかなと訊けば、おやぢ乗出して、はい一生保つとみえて手前の店で買うたお方は二度と再びお見えになりませぬ。

割引

お奉行各人を睨めつけて、其方は幾度この白洲へ罷出でたかと訊くから五度でございますと申上げればお奉行、はてさて性懲もない奴ぢや。今度は重き罪科を申渡すぞ、とある程に各人砂に頭を埋めてお願ひでござります、とはお解り下された。

幸運

洒落者で入費かゝるあの娘が嫁入りするさうぢや。何と、果報者は誰ぢや。はて、言はずと知れた、まづ父親で御座らう。

辯解

お鍋や、お前またお皿を壊したね。いゝえ、こはしたのはわたしではござりませぬ。わたしの手を離れてのちも、板の間へ届くまでは皿は瑕一つありませなんだ。

讓譲

お陰で一命を拾ひました、有難うございますと病上りの伊勢屋に禮を言はれた醫者竹庵、些さか小鼻びくつかせて、いや、仰言るな、愚老の力ではござらぬひとへにこれ神佛の加護と申すもの、と反り返れば、伊勢屋すかさず、成程左様ならばお鳥目も神棚へ上げませうに竹庵泡を食つて、さゝそれは——。

職業指導

河津七郎

◇

知識階級の知識を悪用したる犯罪者は別として一般犯罪者の傾向は或る職業に對し適當なる腕前を有するものは少なく多くは何等定まりたる職を有せぬ。例へは勞働をなすものにては其勞働は自由勞働に屬し素養を必要とせざる仕事に從事し轉々其の職を變更するが如きもの多數を占むる傾向あるが如し。又相當なる職業を有するものにても其職に堪能なるものは稀である。何故に斯る狀態のものが犯罪多きかと云ふに自分の考へでは　一、普通教育の不足なる事　二、職業に就くに適當なる技能を會得すへき機會なかりし事　三、常識の缺如せること　四、持續的志操に乏しく物に厭き易き事　五、短氣にして怒り易き事　六、能力少なく落伍者たるべき傾向を有する事　七、環境が暗き方面に向ひ易き事等が總て犯罪に導く樣に思はれる。

司法省當局は如上の事柄を除去せんが爲に昨年來職業訓練を實施された。其第一回に於ける建築木工の成績に就ては十一月號の刑政で報告して置いた通りである。今其訓練方法を略述せん。訓練期間を六ケ月とし之れを三期に分つ。其第一期の二ケ月間で基本訓練をなすのであつて學科教授は一周二回にて一回二時間つゝ極簡單なる建築書を土臺として教授し其餘の時間は大工の實習で教授細目に從ひて實際の建築術を教授するのである。第二期の二ケ月間では家屋各部の工作方法、雜作の仕方等に就て專ら其技術を教授し、第三期の二ケ月間に一棟の小建築に從事し之れを共同作業として完成せしむるのである。

- 職業指導の必要
- 建築木工の訓練成績
- 職業訓練の意義
- 訓練夫の選定職業撰擇
- 教師そのもの〻感化
- 指導目的と釋放後の保護
- 短期の訓練にて可能なり

此の第一回は巢鴨刑務所にて五十名之れを二班に分ちて二十五名つゝとし豐多摩刑務所にて二十五名を一班として訓練した。而して其實習教師は巢鴨にて二名、豐多摩にて一名宛であつたが此の全くの素人に實習を教授するには二十五名つゝは一人の受持としては多きに失し最初の一周間位は新しき工具を渡すのであるから其の修理手入を行ひ研磨に世話燒けて爲に一部分のものには手をあかして遊はせる樣の不都合を生じ訓練上甚宜しくない事であるが併此の第一歩の修理と研磨とは最大切な作業の端緒であるから見させて置く丈にても効力はあるのであるが二十五名一時に其見學も不都合であるから人數は少なきを要とする。

◇

三期の作業として巢鴨では二戸建官舍二棟豐多摩では一戸建官舍二棟の建築に從事させたのであるが何れも良好なる成績を擧けて完成した。全く六ケ月の訓練を終つた後に是等の大工に更に同樣の官舍建築に從事せしめて指導者たる教師は出來得る丈助言を與へずして工作せしめたが其成績は訓練期間中の建築に稍劣るの結果を得たのである。是は當然の事で初めの建築は教師が手を採る如くして作業せしめたるものが次の建築には此材は何の場所に用ひよ之れは何之れは何と指圖した丈であるから工作者は自分の考へる樣に工作するから都合よく納まらぬ處も出來る譯であるから結果は面白くなかつたが是によりて自己の力も分るし能き經驗となつて進歩する即獨立の大工となる一つの徑路である。

此の訓練の結果は司法省當局より各府縣刑務所に通知されて此の樣なる職業訓練を施して然るべきであるといふ樣の意味で慫慂されたといふ事である。續て巢鴨では左官職の訓練を昭和二年一月より開始された。之れは期間四ケ月で第二期の二ケ月目には官舍の壁塗及安立園（釋放者老廢者保護會の財團法人なり）の壁塗を實習せしめたが其の成績も極めて良好である。更に建築木工の第二回の職業訓練も亦本年四月より開始せられて居る。仄聞する處によれば他の刑務所にても其の後續々の業に關して職業訓練を開始されて居るといふことで誠に結構なる企であると考へる。

◇

今此の訓練作業に就て私の所信を少しく述べんに訓練夫の選定に就ては

一、訓練すへき職業に對し將來其職業を以て生活に資せんとする希望の鞏固なるものを選定するを要す。

否らされば訓練の途中にて厭を來し其目的を達し得ず、勸誘により止むを得ず志望せりとか浪花節語りを本業とせるものとか織物業に從事して且其業に從事するを欲するものとかといふ樣なものは不適任で訓練中決して他意ある事なき樣のものをよしとす。

二、年齢の成るべく若き者の方成績可良なり。年齢長ずるときは

地味なる仕事する事が馬鹿臭いと申す感を起さしむる事多く若きもの程仕事を厭ふことなく從て技術の進歩も速かなり。是年長のものは考へのみ進て腕の夫れに添はざるか爲ならん。

三、學歴は多く論ずる必要なきも義務教育を終りたる位の學力を有するものたるべし。且健康狀態の可良なるものをよしとす。是學力は教授を會得し或は又文字に或は圖画に擧証するに必要にて一般に文字なきものは教授の理解に苦しむが如し。健康は作業をなすに最必要なる條件なればなり。

四、輕佻浮薄なる仕事に從事し所謂あぶく錢を得て生活し居たるものを排したし。最眞面目なる地味なる作業を持續し得ざるもの

次に職業の擇擇に就ては

一、每戸作業に適するものをよしとす。

大規摸なる作業には從事するに難く又協同的作業をなすに適應せる性に乏しきを以て小規摸にても作業し生活し得る如き作業を欲す。例へば靴製造、洋服裁縫、自轉車修理、大工、家具建具、左官、石工、等の如きは好作業と信す。

二、贅澤品の製造を避け成るべく日用品の製作をなさしむべし。贅澤品の製造は其事業に浮沈多く不景氣の際は生活上無くても何等の差支なく且其製作に美的の技術を最必要とするものなり。日用必需品ならば日々家庭になくて叶はぬものなれば不景氣等の影響比較的に少かく從て作業に浮沈少なければなり。

三、男子の職として價値ある作業なるを要す。

即是により家庭を維持するに足るといふ仕事なるべし。內職的のものにては妻子を養ふに十分ならざればなり。即藁細工、經木細工、紙袋張の如き作業は避くべきものなり。

四、殺伐なる仕事を避け纏りのつきたる作業をよしとす。

即豫て荒廢せる精神の持主なれば其精神を融和すべき道德的品性を養ふに足る如き作業をよしとし又作業に纏りのつく事は大に仕事に對し興味を感ずること速かなる故持續的精神に乏しき者には殊に然りとす。

次に之れか訓練を行はしむべき教師は其職業作業に對し技術堪能なるは勿論其人物は教師たるべき品格を具へ良感化を與ふるに足るものたるべし。此點に關しては寧ろ人物を第一とし技術を第二とすべきものなり。出來得べくんば相當の學校教育を受けたるものをよしとす。教師は常に彼等を善良に導くの態度を持ち機會あるごとに精神を純良に導くべき說話をなし德性涵養に從事せしむべきである。

◇

此樣に職業訓練をして實効あらしめんか爲には相當多額の犧牲を拂はねばならぬものである。即職業訓練は受刑者に職業を授けを將來の犯行を防遏し善良なる國民として國家社會に有用なる仕事に貢獻せしむべき人物に導く手段を第一の目的とするものである。而して刑務所の實用作業に從事せしむるは其の副產物で第二の問題とすべきである故に訓練中は作業を順序正しく教育し其間

には何等刑務所の經濟を助けしむるを目的とせず教育を本体として教材を選定し經濟を殆んど無視して基本の知識技術を授くべきである。此の間に十分なる德性を助長すべき教育をなし更に練習期を過きたる修了者に對しては從來批難の聲ある刑務所にて惡事を覺えしむる的の惡性の受刑者と遠からしむる樣に注意して作業せしむべきて其の社會に出つる曉には全く善良なる人間として取扱ひ得る樣になし度ものである。慾を云へば惡事に向つては免疫性とならしむる事を得たならば理想的である。

◇

又更に必要なることは釋放後に於ける成績を良好に導くことである。今日は各地に保護事業が普及されて居る安心すべき引取人なきものは其保護を引受けて夫々其業に從事せしむる方法を講ぜられ誠に結講なる施設である。此事業によりて職業訓練修了者を保護して頂く事は當初の目的を完成すべき重要事であると信ずる。聞く處によれば司法當局に於ては特に注意して是等の修了者に對して特別の便宜を與へらるゝ事を各保護事業を實行されて居る各所に依頼されたと承て居る、

巢鴨刑務所で現に實施されて居る職業訓練は再犯以上の累犯者にて殘刑期の相當長き青年者に限られて居る。がまだ其の最後の成績を見る時機に達せぬ。是より一ケ年以上を經過せざれば分明ならざる事乍ら恐らく當局者の期待されて居る或部分は好結果であると信して居る。少くも爾後犯行の割合が訓練を受けざるものよりは減少する事と考へる。即是等修了者が殘刑期間眞面目に其業に從事し熟練を希望して居るものは必相當の腕前のものとなる。腕前さへ以て居れば社會も亦決して見捨るものではなく相應の仕事を與へて呉れるものと思ふ。此念に對しては猶疑を以て居るならん。曩に出所したる時は何等職業の素地を有せざりし爲に社會は冷淡なりしも此度は立派なる腕を持ちて出所するを以て社會も之れを容れることを疑はぬ。從つて職を得れば贅澤なる生活をなさぬ限り生活を脅威せらるゝ事なし。斯くして始めて眞面目なる社會人として伍じ惡事をなす事なきに至るべしと思ふ。

職に就くに當りて前科者としての感じは釋放者自身に取りては非常に感じ深く又世人は之れを用うる事を嫌ふものであるが使ふものも使はるゝものも共に能く諒解して居れば何でもない事で普通の職人たりとも決して安神の出來るものではないので其れを今一息だけ注意を加へて貰へば足るのである。使はるゝも亦其覺悟して自ら人の疑を避くる努力せねばならぬと思ふ。當局者も此點を考へられて訓練終了者に熟練工であるといふ證書を授與

されても少しも刑務所臭き香のせぬ様なる證書で何れの社會にも通用する様のものであることは誠に注意の行屆たる者である。以上は巣鴨刑務所の累犯者に就て述べたる事であるが訓練の效力は累犯者よりも初犯者には更に有效であると信ずる。夫れは刑政十一月に述べた通りである。若しも是れを少年刑務所の教育に用ふれば更に更に有效であると信ずる。即凡ての工業技術的の作業は幼少より練習せるものに非すては名工の域に達せずといふので幼年者より教育すれば彼等の頭は單純である爲仕事に熱心なるべく仕事に對し我流なき故進歩も速かにて彼の頭は腕より進みたる成年者よりは遙かに良好であると思ふものである。以上の如く考ふるときは職業訓練は刑務所に常設すべき事柄ではないかと思ふ。若常設するとなると一刑務所に種々の訓練を行ふことは困難であるから各刑務所との連絡を圖つて甲の刑務所にては大工と家具乙の刑務所にては家具と靴丙の刑務所にては何何といふ様の風にして幼年者なり成年者なり將來に從事すべき志望により互に融通して養成に努めたならば極めて好結果を得るにはあらずやと考ふ。

◇

更に一言を要する事は此の訓練の爲に選定する各種工業に就て其役に立つ職人となるべき基礎を教授するに二三ヶ月乃至半年位の短期間では到底養成の出來さるものとして一蹴するを當業者の常とするの一事なり。是れ一は自己の仕事に價値付けんとする事一は自己の經驗にて年季長くして仕事を得たる事一は其仕事の蘊奥に就ての考察より來るものである。勿論彼等の考ふる勝れたる腕前を有する職人に達せしめんとするには決して短時日には養成し得べきものにあらず。然れども世の凡ての仕事が悉く名工の手によりて出來るものにあらず。少數の名工と多數の庸工とによりて出來るのである。されば此短期の養成によりて庸工を得んとするのである。是等庸工が多年其仕事に從事し經驗練磨を重ねて名工ともなり事業經營者ともなり得るのである。故に何仕事によらず可なり六ヶ敷仕事にても短日月間に相當の域に達せしむる事は決して不可能事ではない。研究すべき餘地は十分にあるものである。

（終）

遺蹟巡禮

切支丹牢屋敷跡

◇

市内電車の小石川竹早町停留所の傍に巡査交番所があり、その脇をダラ〳〵と下りる坂がある、この坂を俗に切支丹坂と言つては居るが、庚申坂と呼ぶのが本當ださうで、この坂を下りきると十字路がある、この十字路をズツとつき切て六七間も行くと一間計りの小溝に小さな木橋が架つて居る、これが庚申橋、元は獄門橋一名幽靈橋といひ、昔は無氣味なところであつたといふ。この橋を渡つて向ふへ上る狹い坂、これが本當の切支丹坂であるとの事である。

この坂口に、その昔表門（東向）があつて、表四十八間余、北側が六十間余、南側が八十間余、後ろが三十八間余この總坪四千余坪の屋敷があつた。これが寛永年間德川三代將軍家光公の御治世に置かれた、宗門奉行井上筑後守政重の下屋敷であつて、切支丹伴天連の一類と、その信者、並に被疑者をとつつかまへて審問し、及監禁した所で、監禁所即ち牢屋敷は、屋敷の西南隅に塀の高さ一丈と二尺、四十三間四面に築立てゝ、忍び返しには八寸の釘が、外から内に向つて打たれて居た。明暦の大火の折、小傳馬町の牢屋敷が類燒して、一時これへ普通の囚徒も收容した。その譯で俗に「山屋敷」とも呼ばれた。山の手の牢屋敷、といふ意であろう。

◇

現在は、ここの坂即ち本當の切支丹坂を上りつめると左右へ道が岐れて居つて、それを左へ曲つた處に東京府が「切支丹屋敷跡」と彫つた石の杭を建てゝある。屋敷のあつた時代は、寛永二十年から寛政四年の廢止に至る迄百五十年間であつて、現在の茗荷谷町八十九番地から九十二番地の邊などはその一部である。

◇

最初、切支丹宗門御發度に當つて伴天連即ち宣教師を審問するのは隨分と骨が折れた。當時は外國の事情に通ぜず、しかも言葉が通じないのだから無理もなかつた。此審問役には澤庵和尚や柳生但馬守宗矩など

も預つた。學識卓見比類なしと稱せられた名僧澤庵禪師も、眞影流劍法の大先達　一万石柳生の殿樣も、これ丈には脫みも利かず、押しも通らず閉口したそうである。

將軍綱吉公のとき、儒臣新井白石はこの審問役の職に在つた。白石の著、采覽異言（最初の西洋地理書）西洋紀聞、西洋圖說、阿蘭陀風土記、和蘭紀聞などは、みなこの審問調書が土臺をなしたもので、實は審問でなくて敎はつたやうなものである。この著書が今日我國洋學の源泉をなすものであるといふと二百年前は誠にお恥かしい狀態であつた。

◇

この牢屋敷に伴ふて奇しき話がある。「新編江戸志」に

八兵衛石、往古切支丹屋しき門前にあり、今は屋しき内にあり、その邊りに草生ずる事なし、鳥獸とまる事なし、金疵の晉など此石にひゞくとなり。

と載せたのなどその一である。子供がこの石に近づいて「八兵衛さんくやしからう口惜しからう」と呼びかけると、グラ〳〵と動く。石は今にある、幽靈橋（庚申橋）徑約一尺五寸、上の徑五寸ばかりある伊豆石がそれであるといふ。「新編江戸志」は今から百五十余年前安永二年の著である。その邊りに卿生



東京府建設の石杭と八兵衛石

ずることなし、鳥獸とまることなしと書てあるけれども、草は何の會釋なく生ひ茂つて居た。この調子ならば鳥獸も遠慮なくとまる事と思ふ。

茗荷谷町九十三番地豊川順彌氏の屋敷尻の低地にあるので當時からは位置もかはつて居るであらう。それで奇蹟がなくなつたのかも知れない。豊川氏は語る、「あの石は夜泣石といつて、夜が來ると人の泣聲が聽へた……こともあるさうだ」と。

◇

この八兵衛と云ふのは、奥州磐城の生れで、江戸に出てから切支丹牢屋敷の番卒に住込んだ、さうして朝な夕な、伴天連に接してその樣子も見、話も聞て居る内に遂に天主敎化して熱烈な信者の一人となつて仕舞つた。それが自然と他へ知れずには居ない。上役人の耳にも入つた。「已れ猪小才千萬な奴、内部から邪宗徒を出したといはれてはお上の御威光にかゝわる。又他の見せしめにもならぬ。一寸も猶豫すべきでない、それ八兵衛をふん縛れ、さうして訊問にも及ぶまい直ぐと處刑せよ」との嚴達、そこで八兵衛今は自分が番をせらる身になつた。朋輩衆は之れを憐んだ。そこは年來の好誼で

「八兵衛改宗しろ、汝は日本人ではないか、何を好んで愚々毛唐の宗旨を信ずるのぢや、またそれを堅く守るにも及ぶまいではないか、改宗さへすればお上の情けで助命せられる、何と八兵衛改めやうではないか、改めろ々々」

と懇々諭した。この時八兵衛は首を横にふつた。次に口を開いた。

「汝達の親切は死んでも忘れない、有難い、有難いが汝達の云はれる通り俺は日本人ぢや、俺は日本の男子ぢやから一旦かうと決心した以上は金輪際變換へはせね、殺されてもよい、俺は天父のお側へ行けるのぢや、だから死ぬのは恐くない」

「汝の云ふのはそれは偏屈といふものぢや、偏屈は身の爲にならぬ、今一度考へ直して見ろ」

「考へ直すにも及ぶまい、何度云つても異れても駄目ぢや、もう云ふて異れるな、この俺は覺悟して居る」

遂々死の刹那迄、この志はかへなかつた。處刑は無殘にも生埋にしてその上に載せられたのが、八兵衛石である時に十九才の青年であつた。

◇

牢屋敷が取拂はれてから後のこと、文化十二年に毛利讃岐守の別邸になつたとき、毛利氏は「山莊之碑」といふを建てた、この碑は今移り移つて豊多摩郡野方町大場の蓮華寺内にあるさうであるが、この碑文中に

有二妓朝妻一　罪當レ死　指二獄邊櫻樹一　語二獄吏一曰　得レ及レ花死無レ恨　官憐レ之　待二花發一而刑　後呼二其樹一爲二朝妻櫻一

の文字があるこの朝妻も殉敎者の一人で、改宗すれば助命がある。命が助かるからとて改宗しては天父に對して面目が立たぬと言張つて散り行く櫻と共に潔く刑を受けた。

櫻樹はどうなつたか、今は知る由もない。しかし大正七年第十二回の帝展に栗原玉葉女史の手によつて一人の妓女が櫻花を浴びて立つ姿が描かれて出品されたのはこの意を寫したものであるといふ。（e生）

刑政第40巻第9号
矯正図書館



讀者のページ

▽文章簡明十九字詰三十行以内
▽詩林以外は具体的のものを望む

一說苑一

◎少年刑務所の名稱改正に就て

久留米少年 諸岡榮三郎

刑務所が學校であり行刑が敎育であると謂ふ事は、單なる空言ではなく漸次事實に表れて來たのである、內外共に舊來の牢獄氣分を一掃し、改善を計る爲めに、大正十一年十月十四日官制を改正せられ、監獄の名稱を改め刑務所となし、又同時に從來分監又は附設監たりし少年監を獨立せしめて少年刑務所となし、內容に於ても幾多改正を加へられた、又其後に於ても訓令通牒等に依り種々改正され、戒護作業に至る迄總てが敎化を主眼として施政されつゝある は今私が茲に、述べる迄の事はないのである。

斯くの如く一面に於ては改過遷善に導くと共に、他面に於ては、大正十二年より少年法は實施せられた爲めに、少年犯罪者の刑務所拘禁は、刑事處分より寧ろ、保護處分と變つたのである。

保護處分として收容するものは、單に少年刑務所許りではあるまい、社會の不良兒を收容する感化院も、矯正院も年齡に於て多少の相違はあるとしても、保護處分として收容する點に於ては大差はあるまい、唯前者は刑罰として執行するに過ぎないのである。

感化院又は矯正院を退院しても、社會は之を前科者として取扱はないのに反し、少年刑務所を出所したるものは、普通の刑務所を出所したる者と同樣に、世間では前科者の樣に心得取扱ふ傾がある樣である、前述の如く、少年法の適用を受けたるものも、感化院、矯正院に入院したる者と同樣に、滿期出所後は何等法の拘束を受けないのに、何故社會が前科者として、成年刑餘者の樣に嫌忌するのであらうか、人の資格に於て前科者たらざる樣にと少年法の施行されたるにも拘らず、尙社會に此氣分ありとするならば、折角の立法も水泡に歸するのである是に於てか、法の精神を社會に知らしめ、彼等を救濟する上に於て、何等かの方策を講ず可きではあるまいか。

斯樣に觀察すれば、之を救濟する方法は幾多ある事ならんも、先づ第一に行ふ可き事は名稱の改正であらう、即ち修養する場所を刑務所と名付ける結果に基因するのではあるまいか、然りとすれば少年刑務所と呼ばず、社會の理解する樣な保護處分に相應しい『少年保護所』とか『少年修養所』と云ふ樣に改名したらんには、社會も自然に少年刑餘者たる感じを薄くする樣になるのではあるまいか。

◎代務員の特別使命

諫早 諫見生

主從の關係を有する主人の在又は不在に因つて、其の從者の心理狀態の異ることは一般人類の有する特性であります、增して況や常に嚴肅なる法規の下に日常の生活には、極めて變化の少い而も束縛的の生活を繼續する受刑者に於てをや、

新入の受刑者が就役の爲め工場の擔當者に引渡されるや、受刑者は最善を盡して擔當の意中に入り、一面義理心即ち自己の受持擔當なりてふ先入主の心理に因つて、正擔當の勤務中は其の警眼を待たずして順々として作業に勉勵するではありませんか、

工場內に於ける犯行の大多數が、代務員の勤務中に勃發することは、私達の體驗する處であります、或る受刑者の雜談中に曰く「此の次の擔當の休憩時間にやつつけやう」とは、全く受刑者の心理を遺憾なく暴露した一語でありませよう、

扨て如斯正擔當の勤務中と、代務員の勤務中とによつて、受刑者の心理狀態に著しい相違を生ずることは、代務員の戒護力の缺陷あるが故に生ずるのでは無く、人類の本能的心理に因る發露であると云はねばなりません、其の心理狀態の變化が彼等受刑者の行爲の上に現れたる時、否現はれざる前より代務員の警眼に因つて、事を未前に防止することは是即ち代務員の特別なる使命と云はざるを得ないのであります、

刑務官の使命が受刑者の有する反社會性を矯正して、社會的生活に復歸せしむるにある以上、受刑者の個性が顯れ易い而して最も事故の勃發し易い代務員の勤務時間が行刑上如何に緊要な時間であるかを感ぜずには居られません、

代務員諸君私達は代務員なるが故にてふ消極的手段に出でてはなりません、又代務員なるが故にてふ僻見視して、受刑者を處遇することを避けなければなりません、愼重なる態度を以て、受刑者の行爲は其の機先を制して事故を未前に防止し、行刑上其他幾多の潛在する研究に受刑者の個性を探究して正擔當と協力一體となり、行刑の徹底を期することは預て代務員の特別なる使命ではないかと深く信ずる次第であります。

（完）

一茶室一

◎馴致

豐多摩 藤井巴波

事を抑れ物に馴れると云ふ事は、確かに一種の墮落であるが、總てが總て馴れるを以て墮落と見做すものではない。

何事でも新らしく事を始める時は、緊張した、氣の引締つた所謂眞劍味を持つて居る、無論珍らしいと云ふ好奇心の援助があることは云ふを待たないが、其の最初の一日たる心が一日經ち二日過ぎして結果に於いて多少でも見る處があると、何にこんな事はなんでもないさ、馴れゝば直ぐだと、馴れゝばと云ふ言葉が出る。

馴れると云ふことは經驗が積んだ結果であつて、決して馴れる其のものが經驗では

ないのである。

古言に「下手の間違ひ上手の云々」とか云ふがよく其の一邊を窺ふに足る眞理ではなからうかと私は思はれる。又毎日接して居る受刑者を見ては尚更である。

彼等が愈々就業した日の態度を見るに、出來ないながらも此の仕事をやらうと云ふ意氣があり〳〵と見へて居る。永らく未決拘留の無聊に苦しんで居た反應も確にあるが「居所新たなれば心自ら更になり」で心氣一轉するのである。

如何なる作業でも不馴の間は、到底定められた成績を了することは出來ないが、日が重さなるに從つて、製品も優れ數量も增し確かに見るべきものがある。

これが即ち習ふより慣れよの諺に外ならぬのである。だが馴れると云ふ事は物質的には作製率を增加し、精神的には四圍の環境に親しみ、其の受持看守との意志の疏通を得る事が出來るが、前述の如く馴れるは一種の墮落である、それは就業の最初に把握した「サムシング」を忘れてしまうからである。

馴れるは熟達である、熟練は誰しも希ふところではあるが、影の物の形に添ふが如く馴致に伴ふ油斷怠慢の心が著しく起り易いのが世の弱者である彼等受刑者ではなからうか？

◇私の刑務所

大分　伊藤

所は別府市と云て郊外にあり、溫泉は天下一品の名所たり、年中貧富を問はず浴客來り觀光を納るといふ、所は東南に面したれば通風採光不足なし、さと、靈泉を浴したる後、カルピス二椀を喫して出勤、胸を張り、點檢意の如く受、見張に出てば、別府灣頭の旅客商船を數得へく西を仰げば豐後富士や連峰の雄々しさを望み得べし、新所長殿の室は公開の奥まりたる端にあり、應接室ともなり、事務室ともなる、會議室二階にあり、八湯大地獄を背景に監內を平面に見下す、此處は行刑機關の云々であらう、醫務は北端に在り、主任は專ら患者診療へ沒頭の余暇自慢の魚釣を部長連と負けず語る告相當の得意ありげ也、保健助手殿はダリア王の名あれば患者を慰む可、三十有坪の花園に移植せば用度、屢々野菜を植ゑなば經濟と論ずれば醫務は更に背ず、所長殿は三十有余歲の人格高潔の士にして、他所に負けず新進の行刑施設するとかや意氣旺盛なり、戒護休憩所は構內西位に在り、收容者並社會人の個性の批判余念なし、工場南側に在り、受刑者少數なれば至つて平穩作業能率は他所に劣らずの感あり、所の財政最少限度に切詰は一寸當惑す、會計、作業は、何時も平和なり、小使、給仕の忠僕なること驚くの外なし、時の宣傳かと思わる教誨堂の念佛の鐘、一入響き渡る、先輩は土着の志なれば能く戒護主任の大きな眼、と胸、丈を發揮し所內の平和氣分を維持するを思合さる。

◇出す爲の刑務所

姬路少年　文舍

或る日曜(作業日)に始終何かと註文して下さる某校の先生が參て註文の靴を受取に來た。

「此靴を自轉車に括りたいと思ひますが何か紐はありませぬか」

「何かありましよ」

「刑務所は御商賣柄縛る綱は何程でもありましよ」

と作業係が紐を搜して居る間に戲談を云ふ

「戲談じやありません刑務所には人なんか縛る綱は一つもありませぬ」

「何故ですか」

「刑務所は縛る場所ではなく解く場所であります。又先生の學校と同樣入れる爲の刑務所ではなく出す爲の刑務所でありますから」

「ヘエ」

漸く自轉車に括り付けた先生は解けた樣な顏をして解らぬまゝに歸つて行た。

◇詩林

『努力』

市ヶ谷　すゞ蘭生

君よ！

彼の路傍に喚く名もなき一輪の花を見ないかその花辨の一ツ〳〵に溢れんとする美しさを……そは殘虐なる風雨に堪えながらよく自らの使命を全したる眞の美しさにあらずして何んであろう。風雨や霜雪の苦に泣かぬ花が！忍苦を經ずして功業をなしとげた秀才が！私しはないと斷言する。生靈を備ふる、怜悧な人間の間に伍し、より頭角を擢ん出ようとする、どうして苦痛でないと謂ようか華やかな青春期に、あらゆる歡樂に背き、自己建設のために苦鬪する、確しかにそれは苦しい事には相違ない、その苦痛！其の努力！そは新しき前途をはらめる母胎であらねばならない、理想の灯火はつねに前方にのみ輝き、これを追ふ者にのみ人世の大道は展かれていく。

君よ！

得難き人生を苦悶のうちに消し去るの愚をやめやう、キリストは言た！

『叩けよ然らば開かれん』と！

努力！　努力！

君よ！進んで理想の扉を叩こうではないか。

◇あゝ立派な姿

神戸　關　二　谷

僕が或日のこと、朝早く、入浴すべく、手拭をさげて、近所の天王橋を渡らうとするとそよ降る雨の中を夫婦ものらしい、二人の肥取りが、僕と反對に橋を渡つて、西の方へ向つて行く姿を見た、その扮裝は二人とも、菅笠の紐をキリリツと顎の下で結び草鞋脚絆に雨合羽、空の肥桶を各自に肩に擔ぎ、女の方が先に立ち、その後から屈強な体格をした男が、悠々然として其日の働きに出て行く姿で、如何にも立派で、堂々たる力强い歩き振りであつた、僕は思わず振り向いて、二人の後姿に見惚れ何とも言へぬ嬉しさが、僕の胸に突き上げて來た、嗚呼人間は、あゝ云ふ働きに滿足して見たいものだ、勞働は神聖であると、口で言ふ人々は澤山あるが、諸人の嫌惡すを汚穢物

を運搬することを、天職と思ふて、心中何等の不満なく、樂んでその日々々を暮して行けるやうな人は誠に幸福な者だと思ふた往昔支那の於陵に子仲と云ふ政治家があつて、この人は三度總理大臣に撰ばれた位の大人物であつたが、總理大臣を停めて野に下つて居つた間は、いつでも肥桶を擔ぎて肥取となり脇目も振らず熱心に其の仕事に從事し、再び總理大臣に撰ばれたときには其の職務に全力を盡して執掌したと云ふことである。

勿論現今の政治家中でも野に下るときには糞尿の掛け合ひをして、鼻持のならぬことを、何んとも思わぬものが可成尠くないやうであるが、斯う云ふ人々が眞劍になつて肥桶を擔きて國家のために盡すやうにならなければ國家の前途も思ひやらるゝのである、何人かの歌に、『子爵伯爵侯爵よりも國のためには肥扠子』といふのがあつたが、今日の政治家連も內閣を引渡して、野に下つたときには子仲の如うに、他のことを思わず、專心肥取になつて貰ひたい、又政務に執掌して居る間は、政治家になり切つて貰ひたい政爭のために野に下つても臭芬々たる糞尿の投合などして居つては、到底寄り附くことの出來ない人物となり終つてしまう

僕が出逢ふた肥取夫の堂々たる姿を見て、そゞろに嬉しく感じたと共に、腐敗せる今日の政界に狂奔せる一部人士の行動を悲しまざるを得ざるに到つたのである。

◇星座を仰いで

岡山　井上生

夏夜郊外に佇み、天を仰いで燦爛たる星座を見よ。水色に高く晴れたる空に宛ら綺羅を飾れるごと美しき光を放ちて、盛觀言はん方なし。凝視暫くすれば其の美に其光きて地上に於ける人類の興亡盛衰平和爭鬪の幾變を下瞰し、而も自らは、永世毅然天上の高きにあつて、宛ら吾等が眠りを守るが如く、吾等が日常の鬪爭を笑ふが如く、或は又人類の苦艱を知らずして清淨なる天國に嬉戲して居るもの〻如く、將た又人の世に永遠の平和來らざるに唇を噛んで泣くもの〻如し。天上も、地上も素とこれ一體の神の天地。然るに天上の此の美に比し、地上の人類の醜惡は抑も如何？眞實總ての同胞を愛し得るの人ありや、眞實全人類を愛し得るの人ありや、眞實大の星のごと清淨なる心の持主ありや。一日として、一時として平和の日ありや、和樂の時ありや、あゝ天上の星のかく美しきに地上の人の心のみ如何なればかくも醜き？夏の夜の美しき星座を仰いでわれ、人の心の醜さに泣く。

◇古郷を憶ふ

京都　山田露香

雲の峯を、逢坂山の上より遠く、南近江連山を壓し、河內連峯にかけて、久方の空を雄大に彩り、陽はかん〳〵と照つて居る。僕は、終日街の裡に起臥し、街の役所で、勤めて居る。

今日は、偶の休みを利用して、郊外の友を問ふ事にした。

一足郊外に出れば、何と、何も彼も物珍らしいではないか。

其の中で田の稻は何時の間にやら、青々と炎天にそよ吹く風を受けて、若々と勇ましくなつて居る。

田の草取りの、男、女、

忽ち、僕の胸に、二十數年前の小學生時代、學用具を肩にした、學校歸りの幼い時分の心持に襲はれた。まだ若い頃の、叔母や、色艶の慥な母親や、隣の娘、噫々、古郷は戀しい、世は移つて今は僕も初老に近い人だ。

◇思ひ出

大分　三岳生

岩石も干割れよ、地の底の黑鐵も熔けよと燒きつけた今日七月二十一日土用入の烈日は先刻已に豐後富士の名ある由布山の彼方に沒したが、刑務所內は例の知られた夕風で柳の葉一つさへ動かない、玉の汗がじみ〳〵呼吸も塞る樣な暑さである。

恰も此夜巡警の任務ある自分は、群る敎軍の襲來を片手に拂ひつゝ、薄暗き提燈の光りを辿つて、A よりB にと歩を運んだ、丁度病舍の時計が十時を報じた時、何處からとなく響いた番犬の鳴き聲にフト足は止つた。

オヽそうだ、自分の愛犬ベスも今頃は鳴いて道行く人の足を止めさして居るだらう忘れもせぬ一昨年の今月自分が志して郷里を出發した時、犬飼驛迄見送りの兄妹と共にベスも來て、發車汽笛の鳴る迄悲しそうに自分の側を離れずに居たベスが、汽車が動き初めたのを知つてか、兄が呼んでも、妹が止めても應せず、汽車の後を追ひ出した、心なき汽車は速力を出した、一秒、二秒、汽車は谷を渡り山を廻つた、窓から首を出したが最早ベスの姿は見へなかつた。五分を過ぎて中判田驛に停車した時、後方から……水で洗つた樣に汗して呼吸も苦しそうにして走つて來たベスを見たオヽベス……と思はず一足踏み出した時汽笛一聲汽車は徐々に進行を初めた、もうベスを見る勇氣もなく列車の一隅で泣いた。ヨシ此ベスと別れるも一時だ屹度努力してベスを迎へてやらう。

そう決心して最早二歲、未だベス一匹世話する事の出來ない事を思へば、此暑さが何だ、此蚊が何んだ、努力しよう、そうしてベスと共に樂しい日を送る事の速かなれと祈りつつ巡警の足は時計のセコンドの樣に少さくコツ〳〵と進んで行つた。

◇牛伏寺詣（ゴフクジ）

松本　上條求

松本驛

約しにし友の姿も見へざるに發車間近かく心痛めぬ

汽車中

見渡せば安曇筑摩は青葉してけだかく聳ゆ日本アルプ

村井驛

これよりは田舍細道たどらなん急がん友よ今一里半

牛伏寺

厄除の二人揃ふて觀音に祈る心は誠なりけり

放免の朝に受刑者人と成り
外套を掛けると釘は下を向き　名古屋　古樂

⊠菊水會句稿

爭ふて引く水もなし雲の峯　兎月
旱魃や水車にかけし蜘蛛の糸　堂月
小鳥市果てゝ短夜明けにけり　呑洋
旅人の手に鳴らし行く扇かな　瞬星
丸髷とモダンガールが涼みけり　ゆき子
短夜も忘れて猛し負將棊　陽氣
人通り〳〵納涼や神の橋　宮兒

⊠名刑二葉會句集（潮風報）

竹椽の暗きに團扇動き居り　望洋
紫陽花の地にふし垂るゝ雨日哉　古樂
紫陽花の葉蔭に蜂の空巢哉　兒鶴
蚊柱の立ち流れ行く月夜かな　曠月
蚊柱や馬洗ふ川の黄昏るゝ　花瓢
蚊柱の風に崩るゝ井方かな　召圭
磯濱の夕風ぐ頃や蚊の猛り　角八
蚊柱が額にぶつかる野道かな　横鎗
梅雨晴や屋根に花咲く名無草　三玉
投網や夕陽まぶしき波がしら　一風
網投げし後の波紋に夕映す　潮風

⊠熊本松風句集（菊州宗匠撰）

仰ぎ見て雨待つ人や夏の雲　將猛
尺蠖の正しき一歩〳〵かな　自然
もく〳〵と浮び出でけり夏の雲　白庭
尺蠖や終日廻る瓶の綠　翠峰
干竿の先に尺蠖二匹かな　昇月
澄み切つた水に冷せるラムネ哉　驛川
颯と吹く風に浮きけり蚊帳の裾　蒼村
湯治場や蚊帳越るす國自慢　菊洲

⊠豐多摩水無月會句集

干飯に雀もよらず雲の峯　堯秋
一人住む身は樂々と晝寢哉　靜夫
蟻群れて虫引畦や雲の峯　雅房
河骨の茂りて川の澁みかな　廣陽
草も木も動かぬ午後や雲の峯　巴波
河骨や鳥浮く沼の靜かさに　工成
河骨や農夫が鍬の洗ひ場所　虹峯
堂守の靜かを獨り晝寢かな　金龍
雲の峯繪筆とる間にくづれけり　可笑
ときん〳〵に團扇動かす晝寢人　どん坊
河骨やゆるがぬまゝの水光る　楠山

毎月募集　短歌　俳句　題（當季隨意）

開墾の人夫晝餉や夏木立　熊本　蒼村
測量の一團過ぎる夏野哉　〃
アーク燈うけて小揺らく若葉かな　宮崎　檀原
うら盆や父によくにし孫の顏　宮城　つゑ
特別の休暇貰ふて暮參哉　〃
轉た寢の顏より辷る團扇かな　福岡　雨村
隣りまで來て夕立に雨宿り　〃
若竹に山雨の冷へ來るなり　松山　一居樓
繼ぐ人夫や茨の花　〃
ほのぼのと闇に匂ふや月見草　古城　志くれ
牛車一台憩へる軒やゴム若葉　臺南　九穗
雨止んで青葉に渡る風涼し　豐多摩　巴波
雲低くゝ暮れて灯りぬ梅雨の町　〃
晝寢さめて夢を樂しく思いけり　朝鮮　筑友
ボート岸に更くる運河や夏の月　臺南　紫影
白帆一つに川明りして夏夕　〃
終日を戒護に暮らし夕納涼　大分　三岳
打水や月影うつる表門　〃

募集吟詠

蚊遣火の殘る煙もたへ〳〵に夢のうちから夜そあけそめぬ　名古屋　古樂
五月雨に花の色ます里川のあやめの諸傘二つ行く　松本　もとめ
幹太き桐の木蔭に佇めば病葉一つ落ち來りけり　山形　稠黄
湯を出でゝ黄昏の庭逍遙へば宵待草の花のほの見ゆ　〃
身ぬち深くこめし想ひにもつれ來つなぐさみがたき巢のこゑ　片澗　孤梟
伊良林に移り住みけり夜の毎にうまいせず聞くほうほう鳥がね　〃
森の奥の闇の深みに巢のこゑほそぼそとあわれ夜すがら　〃
刑政に一度も載らぬわが歌を今日つく〴〵と淋しく思へり　豐多摩　巴波
看守の白き服をば身につけていそ〳〵出でぬ寢過ごせし朝　〃
燒く如き暑さと我は戰ひつ稔れる稻を刈る心地よさ　臺中　映月

○

蟬追ふや日焦けて黒き男の子　巢鴨　龍玉
青芒除け見る淵の鯉澄めり　宮刑　螢村
坑口は只閑として青芒　〃
飛行機で登つて見たし雲の峰　京都　露香
氏神の杜や終日蟬の聲　〃
茄子植へて雨まつ空や雲の峰　晋州　あらた
關られて川越へて行く螢哉　〃
短夜や明朝の水汲む車井戸　名古屋　古樂

刑政第40巻第9号
矯正図書館

家庭



お月見團子

營養の多い小麥團子を

桃太郎の天下一の黍團子の名と共に、極めて古くから我邦に用ゐらるゝ團子は、我邦特有のもので、その種類は澤山ありますが、種々なる點から考へて、廣く人々の嗜好に適し、且つ、その食養上生理上の價値最も多くその割合に安價な點などから見て之れを日常の食物として、パンや、米飯に勝るところのものは小麥團子です。

團子は我邦では、未だ、砂糖のない時代から用ゐられ居るので、その當時の餡なるものは、勿論、少量の鹽分を加味した、鹽餡であつたのですが、ソンナ物は現代の多くの人々には嗜好に適せないか知れませんが、生理上から云へば、現代のものゝ樣に、過量に砂糖を使つたのよりも却つて身體に有效です。特に、それを常食とするやうな場合には、尙ほ食パンや、米飯に、砂糖で味を附けたら却て常食に堪えないと同じことです。

團子の餡に用ゆる小豆は、豆類中でもその生理上最も有效なる成分を含み、古人は、一種の若返り劑として居つたことの意味が、古書に載つて居り婦人は、これに依つて頭髮の美を增し、產婦は泌乳の量を多くするとさへ云はるゝ位のもので、從つて小麥團子は穀類中でも、蛋白質物を多量に含む故を以つて、誠に重視す可き食品です。

その製法も、また割合に簡單で只、單に小麥を少しく堅めにコネて、適宜の大きさに平たくしてその中に、豫め小豆を氣永く軟かく煮てそのまゝ摺鉢で磨り潰し、それに少量の食鹽で味をつけ適宜の砂糖を加へて、火に掛けながら攪き廻して、よく交ぜた所謂、ツブシ餡を適宜の分量に包みさて、それを、少量ならば、釜の底に少しく水を入れ、小さな笊を伏せ、その上に、相互に、クッ付かぬ樣手際よく並べて、蒸すのです。

昔から團子を秋の月見團子などと唱へて、人々の食慾の增進する季節の好食品としたことなど、却々に、食品に對する古人の本能的嗜好の工合が分つて興味をそゝります。

彼岸と藥草

秋の彼岸頃は藥草をつんでそれを利用する時期であります。

▼うつぼ草　野原や畔等にはへて實が丁度人名行列のうつぼに似てゐます。婦人病の特效藥としてきゝめが多い。

▼せんぶり草　水に千度もふり出してもそのにが味が失せないといふほどにがい味を持つてゐる草、胃腸病に效目が多いのです。五六寸位の小さな草で五べんの可愛らしい花をさかしてゐます。葉も根も莖もみんな有效です。

▼除虫菊　花は開花と同時にとり、莖や葉は枯れ初めぬ頃刈取ります。來夏の蚊やり火にたくとよろしいのです。

▼さふらん　天氣のよい日にめしべばかりつんで集めます。雄しべをまぜると效果がありません、婦人病の時效藥です。

▼柿のヘタ　柿の實を食べた時ヘタだけ保存しておきます。このヘタはしやつくりを止めます。（藥劑士藤本氏談）

夏衣の始末

夏の衣類をしまふ方は——夏の衣類は白地の白いものが多いのでよごれ方も甚だしく、中でも一番こまるのは汗のしみであります。たつた一度着たものでも汗がしみて早く手入れをしないと大事になることがあります。

まる洗ひの出來るものならまだよいのですが、それが出來ないものは早く手入れをしておかないとひどいしみになつておちにくゝなります。肩背や脇の下など最も見えない汚れがついてをりますから奇麗なブラシに淸水を含ませたものではけ洗ひして周圍にきりをふいてぼかした後かわいた手ぬぐいで水氣をふきとつておきます。

既にしみになつて何としても落ちないものは、マルセール石鹼を竹へらにつけてゴシ〳〵こすつた後ブラシで水洗ひします。そして周圍にはやはり水霧もふいてぼかし手ぬぐいで水氣をぬぐつてかわかします。

また木綿、麻類はマルセール石鹼の代りにアンモニアの薄い液で絹、毛類はさく酸の希薄液でふいてもよくおちます。

泥のはねはかわいた後落とす方がよろしいと思ひます。

○秋神の水あげ法○

春は長い間の冬籠から覺めて、自然に芽を出し生ひ立つて行かうと云ふのであるから別段水揚の必要もないが、夏から秋にかけては、四季の中一番花の持ちが惡い時であるから水揚も至難とされ、分けて秋草はむづかしいものであります。

桔梗は根を潰して鹽をすり込むやうに付け二三分程置てから暫く水に漬けて置く。

かるかやは根を碎いた丈で十分であるが、重曹に漬けるのも一法である。

女郎花は割合に强い花で別に必要もないが、重曹に漬けるもよろしい。

萩は一番むづかしい、新聞なり布なりに包み根元を二三分間位煮て薄荷油をつけ、更に水に漬けて置くので、その煮る時に湯氣が葉や枝にかゝらぬよう注意肝要、それには煮る器の口を塞ぐも宜い。

只今のやうにした萩を逆さにして水をかけ、新聞紙に包んで置くも可、も一法は

秋海棠、すゝき、楓、小笹等に應用して結構、それは水揚の材料を新聞に包んで置き次に水を三合程沸騰させ、其中に桂皮末を一つかみ、塩を一つかみ入れ、それに醋酸數滴とアルコール少々とを入れて數分間位煮て後、水につけて後卅分以上置けばよろしい。

紫苑花はよくたぎつた湯で四五分間煮て水に浸すこと。

ダリヤは水に漬ける前に薄荷油を一寸つけて五六分間あいだを置て水につける。又唯切口をたゝいて鹽をつけておく法もある。

葉頭も持ちが惡い、根煮て直ぐ水につけて置くのがよい、煮る程度は湯に這入つ

かわいてから毛のこはいブラシでこすりそれからブラシに水を含ませて丁寧にこすれば大概落ちます。

おちない時はマルセール石鹸かアンモニア水の極薄いので部分的に洗ひ落とします。いづれも部分の目立たない様に霧をふいて周圍をぼかしてかわいた手ぬぐいで水氣をぬぐつておきます。

食慾の進む秋に　菜食と生食

秋は天高く馬肥ゆと云はれる時で、誰でも食慾が進むので美味しい食べ物になると目茶苦茶に食べる様になり勝です。そのために

◇胃腸を　害する人が少くない。殊に日本人は一體に過食する傾向があつて歐米人に比べると非常に胃腸病の患者が多いのです。これは文明の進むに從て料理などにも非常にこつたものが多くなり無閙に煮たり細工したりするためにその食物のもつてゐる榮養分を失ふばかりか、いろ〳〵の味をつけて

◇口當り　がよいためにどうしても喰べ過ぎて胃腸を惡くするのです。歐米人は一度に少量づゝ喰べて回數を多くしてゐます。それから傳染病豫防のためにどうしても煮ることが多くビタミンを失つてゐるのですが、出來るだけ生物を喰べることも考へたいものです。殊に初秋から新らしい野菜も多いのですからよく消毒して野菜サラダ等を家庭の食膳に多く出すやうにしたいものです。

餘り技工をこらして

◇榮養分　を失ふよりも魚でも新しいものを注意して生で食べることが必要です。そしていくら食慾が進むからと云つて喰べ過ぎはせぬ樣心懸け常に腹八分目にして運動をすれば健康體は實にこの秋に作ることが出來るのです。

（ドクトル杉山氏談）

秋脚氣

秋に起る脚氣は殊にたちのよくないのが多く俗に秋脚氣といつて憎んでゐるほどだ、心臟がゆれるやうにどうきがしたり手足がしびれ歩けなくなつたりする衝心脚氣も秋に多い。

秋脚氣も一般の脚氣と同樣ビタミンBの不足から來るのであるからオリザニンを連用すれば危險に陷ることはない。

便秘のひどい時には毎日あづきを五勺ほどづつ食べるといゝ、砂糖は入れぬ方がよろしい。むくみのある時もあづき汁を一日二合づつ飲む、しびれのある場合はせうが一二個を二升ほどの水に入れ七八合に煎じつめた汁でしびれる局部を溫めるがよい。

た部分が青くなる程度。今一法は切口をくだき稀鹽酸に一二分間も浸し後、水につけるのであつて、又燒く法もある何れでも御自由に。

楓は秋海棠などと同方法。

と切口を割り薄荷油を入れると至極よい、又その割口に稀鹽酸を入れてもよく揚がる。

菊は葉が垂れ易い、これは莢を使ふより手で折つたまゝ挿す方が宜い、又氷醋酸を八倍に割り、其液に二三分間位漬け後、水に漬る事もある。

コスモスは余り煮え切らない位の湯で二三分間煮て直に水につける。

朝顏は活ける時切口にサビ針をさしておけばよい、秋海棠もサビ針が一番よろしい。

秋草は切り時が大切で、朝日の出ぬ中とか、夕方日の落ちた時切るのが一番である。

家庭での簡便法は根を碎く事と、根をつぶして膿をつける事、煮ると燒く事である。

刑務令規

○行刑局長通牒

◇檢査用食物存置方ノ件通牒

（昭和二年七月八日）
（行甲第九一〇號）

收容者ニ食餌中毒者發生ノ場合其原因調査ヲ爲スタメ爾今每食ノ食物一人分ヲ約十二時間存置シ萬一ノ場合ニ供ヘラレ候樣致度候

◇收容者ノ動作時限ニ關スル件

（昭和二年七月十二日）
（行甲第九一九號）

大正十一年十月行甲第一五二六號ヲ以テ收容者ノ作業ニ因ル疲勞ヲ恢復セシムル爲メ午前又ハ午後ニ於テ一定ノ休憩ヲ爲サシムル樣及通牒置候處別表ノ如ク各所ノ取扱區々ニ相成リ居リ中ニハ全ク休憩時間ヲ與ヘ居ラサル向モ有之候斯クテハ折角本制度ヲ設ケタル趣旨ニモ副ハサル次第ニ付向後本制度ノ勵行ヲ期スル爲就業者ノ休憩時間及食事時間左ノ通相定メ候條之カ運用上遺算ナキヲ期セラレ度候

記

一　食事時間　朝夕共各三十分
　　晝四十分　但シ作業時間ニ通算セス
一　休憩時間　午前　十五分間
　　午後　二十五分間
　　但シ作業時間ニ通算ス

（別表略）

◇未決勾留者ノ懲罰ニ關スル件

（昭和二年七月十四日）
（行甲第九三六號）

標記ノ件ニ關シテハ大正十三年二月行甲第一八五號ヲ以テ注意ノ次第モ有之各所共之カ適用上ニ付テハ相當御留意相成居ラルコトヽハ存シ候ヘ共其ノ後ノ狀況ヲ見ルニ別表ノ如ク今尙未決勾留者ニ對シ糧食自辨ノ停止又ハ屏禁等ノ懲罰ヲ科セラルヽ向相當有之候右ハ概ネ犯狀又ハ規律維持上不得止之等懲罰ヲ科セラルヽ者ニ對シテハ保健技師ノ意見ニ依リ八等食マテヲ給スルコトヲ得

感ヲ起サシムルモノモ有之樣被認候ニ付テハ向後之カ適用ニ際シテハ一層御留意相成十分右通牒ノ趣旨ヲ體シ苟モ其ノ期待スル所ニ背カサル樣特ニ御配慮相煩ハシ度候

（別表略）

◇收容者食糧給與手續中改正ノ件

依命通牒

（昭和二年七月十五日）
（行甲第九五三號）

從來刑事被告人及其他ノ不就業者ニ對スル食量ハ大正三年三月監甲第二〇四號收容者食量給與手續第三ニ依リ十等食ノ給シ候處體質健康年齡等ノ關係ニ依リ右規定食量ニテハ保健上憂フヘキ向キモ屢有之哉ニ思料セラレ候ニ付テハ同手續第三ニ左ノ通但書ヲ追加候條爾今保健技師ノ愼重ナル診査ニ基キ必要アル場合ニハ右ニ依リ給與相成樣致度候

記

但シ保健上特ニ必要アリト認メタル者ニ對シテハ保健技師ノ意見ニ依リ八等食マテヲ給スルコトヲ得

☒大學病院其他特別ノ設備アル專門醫ヘ診療ノ爲メ受刑者護送ニ關スル件

（昭和二年七月十九日）
（行丙第一二六八號）

司法省行刑局長
小菅刑務所長 宛

別紙甲號ノ申請ニ對シ乙號ノ通依命回答致置候條爲參考及御送付候

〔別紙〕（甲號）

小刑發第五三四號昭和二年七月五日

小菅刑務所長

司法大臣 宛

大學病院其他特別ノ設備アル專門醫ヘ診療ノ爲メ受刑者護送ノ件申請

當所ノ受刑者ニシテ入所前自殺ヲ企テ氣管甲狀軟骨下部ヲ切開シ氣管狹窄ノ爲メ「カニール」ヲ使用シ之ヲ除去スル能ハサルモノアリ又ハ手足ノ捻挫或ハ骨折等ニ因リ治療ノ結果癒着セサル等ノ爲メ「レントゲン」使用法ニ就キ自費ヲ以テ治療ヲ願出ツルモノアリ右執レモ其必要ヲ認ムルモ完全ナル設備ナキニヨリ戒護取締上差支ナキ限リ看守ヲシテ大學病院其他適當ナル專門醫ニ連行治療ヲ受ケシメ度右ニテ差支無之候哉何分ノ御指令相成候樣致度候

乙號

行丙第一二六八號昭和二年七月十九日

司法省行刑局長
小菅刑務所長 宛

別紙甲號ノ申請ニ對シ乙號ノ通依命回答致置候條爲參考及御送付候

〔別紙〕（甲號）

小刑發第五三四號昭和二年七月五日

小菅刑務所長

司法大臣 宛

大學病院其他特別ノ設備アル專門醫ヘ診療ノ爲メ受刑者護送ニ關スル

全六十七円給與　全　中川定信（全　）
給七級俸　全　金杉　濟（全　）
月俸六十七円給與　全　野村金松（岐阜）
全五十七円給與　全　山田八百吉（全　）
全七十円給與　全　田口房治（廣島）
給七級俸　全　島田幸治（全　）
月俸六十円給與　全　川畑叶二（全　）
月俸五十七円給與　全　田中明雄（全　）
全七十円給與　全　塩見市郎（山口）
給六級俸　全　原谷　藏（全　）
月俸七十七円給與　全　寺崎與一郎（全　）
全六十三円給與　全　三角節藏（全　）
全七十円給與　全　中尾絢夫（岡山）
全　林　關松（全　）
給六級俸　全　木下榮樹（松江）
月俸七十円給與　全　山根金一郎（全　）
全六十七円給與　全　山田直次郎（全　）
月俸七十円給與　全　中野久三（全　）
全六十七円給與　全　上路甚三郎（松山）
給七級俸　全　稻垣正一（全　）
全　全　三原金次（長崎）

全　全　牛島五郎（全　）
月俸七十円給與　全　中村太郎彦（全　）
全　全　重富一郎（全　）
給六級俸　全　湯淺芳治（福岡）
月俸六十七円給與　全　西村兵四郎（全　）
全　全　山本八百藏（全　）
給七級俸　全　今井青水（全　）
月俸六十円給與　全　古田學（大分）
全　全　榮田彌二（熊本）
給六級俸　全　牟田初太郎（全　）
月俸六十七円給與　全　松津敏（全　）
全　全　上畠善助（全　）
給七級俸　全　富永與一（鹿兒島）
月俸六十七円給與　全　茂久親秋（全　）
全　全　山根義章（宮崎）
給六級俸　全　永野弘兄（全　）
月俸六十七円給與　全　古樫宗撰（沖繩）
全　全　冝名眞邑義八（全　）
給六級俸　全　三浦惣次郎（宮城）
月俸六十七円給與　全　高橋武雄（全　）
全　全　南條正巳（全　）
月俸六十円給與　全　三留常盤（福島）

全　全　蝮名末太郎（山形）
月俸六十円給與　全　伊藤菊治（秋田）
給六級俸　全　鈴木　環（全　）
月俸六十七円給與　全　中野五平（青森）
給七級俸　全　橋井吉治（札幌）
月俸六十七円給與　全　佐藤季三（全　）
給七級俸　全　毛利佐四郎（全　）
全　全　今井芳藏（全　）
給六級俸　全　後藤孝治（函館）
月俸六十七円給與　全　長谷川友松（全　）
給七級俸　全　三浦秀文（全　）
月俸五十七円給與　全　小舘瀧三郎（全　）
全　全　本庄吉助（網走）
給七級俸　全　藤倉武（釧路）
給九級俸　全　梁瀬三男吉（全　）
給六級俸　全　岡本幸次（小原田少年）
月俸五十七円給與　全　松山憲太郎（全　）
全　全　山内嘉市（岡崎少年）
全　全　春藤勝三郎（岩國少年）
月俸六十円給與　全　高木幸雄（久留米少年）
全　全　角尾外茂雄（北海少年）

一級俸下賜　典獄　根本仙三郎（長崎）
全　全　印南於兎吉（神戸）
二級俸下賜　全　松本一次（松山）
四級俸下賜　全　小橋川昭慶（前橋）
四級俸下賜　典獄補　七戸大助（和歌山）
六級俸下賜　全　中島利吉（岡崎少年）
五級俸下賜　保健技師大串榮太郎（長崎）
全　全　柏木直九郎（廣島）
全　全　大草東三郎（栗鴨）
全　全　古矢嘉助（小菅）
六級俸下賜　全　渡邊　賢（名古屋）
全　全　鈴木仁次郎（福島）
全　全　佐野安次郎（神戸）
七級俸下賜　全　佐藤金司（千葉）
全　全　佐藤作治郎（秋田）
全　全　多田隈健雄（三池）

全　全　石津蓮仁（大分）
全　全　三島智盛（奈良）
全　全　佐竹靈瑞（青森）
全　全　川本達源（新潟）
全　全　本多龍馬（大阪）
十一級俸下賜　全　栗眞峻（三重）
全　全　岡本敬之（沖繩）
八級俸下賜　作業技師神崎優（豐多摩）
全　全　小山博（京都）
九級俸下賜　全　原三郎（神戸）
全　全　關敬儀（名古屋）
四級俸下賜　司法屬　中田主稅（行刑局）
七級俸下賜　全　天津剛（全　）
九級俸下賜　全　古田關正（全　）

安田正一郎（松江）
全　全　桑原寬一（水戸）
全　全　松本貞實（北區）
十級俸下賜　全　成田德太郎（市谷）
全　全　稻垣榮一（京都）
全　全　神谷龍海（宮城）
十一級俸下賜　全　藤井太威（熊本）
全　全　尾原靜乘（小菅）
八級俸下賜　全　富井隆信（豐多摩）
全　全　竹鼻尙友（小田原少）
九級俸下賜　全　小林實然（岩國少年）
七級俸下賜　全　戸崎了性（長野）
九級俸下賜　全　藤林正緣（網走）
全　全　東山惠雄（甲府）
全　全　吉富義憲（岡山）

命熊本刑務所勤務　典獄補　伊藤忠次郎（市谷）
命千葉全　全　江村繁太郎（巢鴨）
命滋賀全　全　高木銀重（横濱）
補八王子少年刑務所長　典獄補　渡邊播太郎（元八王子）
命八王子少年刑務所勤務　保健技師　小俣省一郎（全　）
全　全　高野嘉幸（全　）

命八王子少年刑務所兼務　典獄補　伊藤忠次郎（市谷）
全　全　江村繁太郎（巢鴨）
命八王子少年刑務所勤務　看守長　高木銀重（横濱）
全　全　上野　豐（岡山）
命横濱刑務所勤務月俸六十七円給與　看守　宇山宗雄（德島）

命熊本刑務所勤務　看守長　島崎哲馬（千葉）
命千葉全　全　出口米吉（滋賀）
命滋賀全　全　三上源太郎（熊本）
補八王子少年刑務所長　典獄補　渡邊播太郎（元八王子）
命八王子少年刑務所勤務　保健技師　小俣省一郎（全　）
全　全　高野嘉幸（全　）

任看守長、命岡山刑務所勤務、月俸五十三円給與
命熊本刑務所勤務　教誨師　藤居大威（秋田）
命滋賀仝　仝　中澤亮雄（熊本）
命山形仝　仝　髙橋久丸（岡崎少年）
命靜岡仝　仝　田中秀寶（川越少年）
命秋田仝　仝　藤井智鎧（網走）
命川越少年仝　仝　重松招雪（岡山）
命岡崎少年仝　仝　常盤隆澄（滋賀）
命姫路少年仝　仝　吉田敎鑁（岩國少年）
命網走仝　仝　藤林正緣（山形）
命岡山刑務所勤務　仝　吉留義憲（姫路少年）
命岡山仝　看守長　根田衆治（札幌）
命千葉刑務所勤務、八級俸下賜　作業技師　秋保謹四郎（巢鴨）
仝　西原幸藏（大阪）
命札幌刑務所勤務、十級俸下賜　仝　山內末吉（岡山）
命大阪刑務所勤務　仝　千輪英性（靜岡）
九級俸下賜依願免官　仝　龍門常円（廣島）
任敎誨師、命盛岡少年刑務所勤務、十一級俸下賜　小林實然（盛岡少年）
命岩國少年刑務所勤務　敎誨師　有馬四郎助（小菅）
典獄

補豐多摩刑務所長一級俸下賜　仝　奥田畯（水戸）
補宮城刑務所長二級俸下賜　仝　木寺亨重（宮城）
補三池刑務所長一級俸下賜　仝　大野數枝（豐多摩）
補小菅刑務所長二級俸下賜　仝　井桁貞男（岡山）
補滋賀刑務所長　仝　相墨傳三郎（千葉）
補水戸仝　仝　大原公平（三池）
補岡山仝　仝　中村基吉（三重）
補千葉刑務所長三級俸下賜　仝　渡邊新平（滋賀）
補三重刑務所長　仝　鈴木重靜（山形）
補新潟刑務所長四級俸下賜　仝　齊藤敬二（德島）
補山口刑務所長　仝　赤城一雄（山口）
補川越少年仝　仝　青木七太郎（髙知）
補德島刑務所長六級俸下賜　仝　向島鐵之助（川越少年）
補山形刑務所長六級俸下賜　仝　高野直四郎（青森）
補高知刑務所長六級俸下賜

免本職、命釧路刑務所長心得四級俸下賜　典獄　北崎唯次郎（鳥取）
命青森刑務所長心得五級俸下賜　典獄補　川村次郎（新潟）
補命澤刑務所福井支所長　仝　倉田每允（神戸）
免本職命神戸刑務所勤務　仝　柴田常次郎（北區）
命大阪刑務所勤務　仝　里誠一（小菅）
命小菅仝　仝　長谷川鑓太郎（大阪）
補金澤刑務所富山支所長　仝　寺澤政郎（旭川）
補松江刑務所鳥取支所長　仝　永塩徹（福井）
補大阪刑務所北區支所長　仝　杉本虎吉（富山）
補札幌刑務所旭川支所長　仝　河池幸作（釧路）
命横濱刑務所勤務　仝　關毅（函館）
免本官任看守長六級俸給與　通譯兼看守長　小島耕一（横濱）
免本職命函館刑務所勤務　看守長　島崎健（松本）
補長野刑務所松本支所長　仝　金澤公炳（飯田）
叙從六位　正七位勳六等　山崎治平（典獄補）
仝　仝　松野貞太郎（典獄）
仝　正七位勳五等　佐野安治郎（保護觀察技師）
叙從七位　勳七等　香推豐次郎（看守長）
仝　正八位勳八等　松野八藏（仝）

投稿する
皆さんへ
讀者頁の文藝中、季節ものの投稿は二ケ月先を見越してのものにして下さい。御覽の通り季節遲れの文を讀むのは面白味を減じます。
但し紀行文は例外です。

昭和二年三月中入出監並月末在監人員 （△ 八 減）

Prison Population during the Month of March, 1927

	越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較 増	前月比較 減	前年比較 増	前年比較 減
受刑者	38,530	3,526	4.5 8	37,478	38,530	39,288		△ 1,052		△ 1,810
刑事被告人	3,510	4,094	4,071	3,533	3,510	3,387	23		146	
労役場留置者	246	572	474	344	246	266	98		78	
乳兒	10	9	9	10	10	14	0		△ 4	
總計 男	41,422	7,929	8,844	40,508	41,423	42,021		△ 915		△ 1,513
總計 女	873	272	288	857	873	934		△ 16		△ 77
總計 計	42,296	8,201	9,132	41,365	42,296	42,955		△ 931		△ 1.590

備考 內朝鮮人受刑者男683人 刑事被告人男71人、女1人、支那人受刑者男99人、刑事被告人男24人、露西亞人受刑者男2人、伊太利人刑事被告人男1人アリ。

昭和二年二月末在所者人員表

The Number of the Inmates during the Month of Narch, 1927

刑務所別 Name of Prisons	受刑者 Prisoners sentenced			刑事被告人 Prisoners Accused			労役場留置者 Prisoners in "Roeki-jo" (Place of labour in lien of fine or penalty imposed)			乳兒 Babies in Prison			合計 Sum Total		
	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total
小菅 Kosuge	1.123	—	1.126	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.126	—	1.126
市谷 Ichigaya	269	18	287	820	19	839	32	—	32	—	—	—	1.121	37	1.158
豐多摩 Toyotama	987	—	987	—	—	—	1	—	1	—	—	—	988	—	988
巢鴨 Sugamo	1.871	—	1.871	—	—	—	2	—	2	—	—	—	1.873	—	1.873
横濱 Yokohama	435	6	441	79	3	82	1	—	11	—			525	9	534
千葉 Chiba	818	—	818	38	1	39	3	—	3	—	—	—	859	1	860
水戸 Mito	410		410	28	7	35	3	—	3	—	—	—	441	7	448
宇都宮 Utsunomiya	345	138	483	37	5	42		—		—	—	—	382	143	525
前橋 Maebashi	984	—	984	66	3	69	10	—	1	—	—	—	1.060	3	1.063
靜岡 Shizuoka	585	—	585	52	4	56	4	—	4	—	—	—	641	4	645

矯正図書館

刑政第40巻第9号

矯正図書館

甲府 Kōfu	644	—	644	35	1	36	1	—	1	—	—	—	680	1	681
長野 Nagano	701	12	713	29	1	30	4	—	4	—	—	—	734	13	747
新潟 Niigata	485	6	491	25	1	26	3	—	3	—	—	—	513	7	520
京都 Kyōtō	825	127	952	74	1	75	15	—	15	1	2	3	915	130	1.045
大阪 Osaka	2.691	7	2.698	510	10	520	32	1	33	—	—	—	3,233	18	3 251
神戸 Kōbe	1.439	3	1.442	191	3	194	35	—	35	—	—	—	1.665	6	1.671
奈良 Nara	671	—	671	24	2	26	1	—	1	—	—	—	696	2	698
滋賀 Shiga	374	—	374	56	2	58	1	—	1	—	—	—	431	2	433
徳島 Tokushima	455	15	470	15		15	3	—	3	—	—	—	473	15	488
高松 Takamatsu	801	1	802	12	—	12	6	—	6	—	—	—	819	1	820
高知 Kōchi	641	6	647	25		25	9	—	9	—	—	—	675	6	681
名古屋 Nagoya	1.600	68	1.668	140	6	146	12	—	12	—	3	3	1 752	77	1.829
三重 Mie	678	—	678	38	—	38	1	—	1	—	—	—	717	—	717
岐阜 Gifu	466	—	466	48	3	51	3	—	3			—	517	3	520
金澤 Kanazaw	6.9	26	605	42	1	43	4	—	4	—	—	—	625	27	652
廣島 Hiroshima	1.060	62	1.122	54	1	55	13	—	13	—	—	—	1 127	63	1.190
山口 Yamaguchi	529	—	529	31	1	32	6	—	6	—	—	—	566	1	567

(100)

岡山 Okayama	736	2	738	135	7	142	17	—	17	—	—	—	885	9	897
松江 Matsue	596	20	616	62	1	63	5	—	5	—	—	—	663	21	684
松山 Matsuyama	534	1	535	49	2	51	12	1	13	—	—	—	595	4	599
長崎 Nagasaki	841	—	841	69	1	70	9	—	9	—	—	—	919	1	920
三池 Miike	1.330	—	1.330	—	—	—	—	—	—	—	—		1.330	—	1.330
福岡 Fukuoka	1.483	86	1.569	130	3	133	23	—	23	1	—	1	1.637	89	1.726
大分 Oita	349	—	349	23	1	24	1	—	1	—	—	—	373	1	374
熊本 Kumamoto	979	—	979	59	5	64	9	—	9		—	—	1.047	5	1.052
鹿兒島 Kagoshima	457	8	465	34	6	40	3	—	3	—	1	1	494	15	509
宮崎 Miyazaki	342	—	342	16		16	3	—	3	—	—	—	361	—	361
沖縄 Okinawa	282	6	288	13	—	13	4	—	4	—	—	—	299	6	305
宮城 Miyagi	818	60	878	57	5	62	9	—	9	—	—	—	884	65	949
福島 Fukushima	344	—	344	37	1	38	3	—	3	—	—	—	384	1	385
山形 Yamagata	257	1	258	15	—	15	3		3	—	—	—	275	1	276
秋田 Akita	421	—	121	25	1	26	4	—	4	—	—	—	450	4	451
青森 Aomori	267	—	267	22	4	26	1	—	1	—	—	—	290	4	294
札幌 Sapporo	1.072	55	1,127	119	2	121	18	—	8	2	—	2	1.201	57	1.258

(101)

刑政第40巻第9号

函館 Hakodate	373	—	373	25	—	25	1	—	1	—	—	—	—	399	—
網走 Abashiri	566	—	566	2	—	2	—	—	—	—	—	—	—	570	—
釧路 Kushiro	319	—	319	9	—	9	2	—	2	—	—	—	—	330	—
小田原(少年) Odawara (for juvenile delinquents)	267	—	267	1	—	1	1	—	1	—	—	—	—	269	—
川越 (同) Kawagoye (ditto)	308	—	308	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	308	—
姫路 (同) Himeji (ditto)	225	—	225	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	225	—
盛岡 (同) Morioka (ditto)	127	—	127	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	127	—
北海 (同) Hokkai (ditto)	132	—	132	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	132	—
総計 Total	26.744	734	37.478	3.418	115	3.533	342	2	344	4	6	10	40.508	857	41.365

犯罪文藝

玄冶店 後日譚 與三郎懺悔

竹柴梅松氏作

梗概

主役　切られ與三郎。その母お粂
蝙蝠の安藏。伊豆屋善兵衛

◇

◇ 木戸番小屋

或る夜——、

玄冶店以來、三年このかた與三郎と別れ〳〵になつて居た蝙蝠安は、この頃おでん屋を始め屋臺店を出して居ると、伊豆屋（與三郎の實家）の小僧が來て、若旦那の放蕩無頼を氣に病み親旦那は死に、お袋樣は病つて居ると話して去ると、島を破つた與三が生れた土地戀しさに舞戻つて來て偶然出逢ふ。安は今小僧から聞いた話をして親許へ行けと勸める、與三は

「安、てめへは何をいふんだ、おめ〳〵ぼれたでいゝが、そんなら斯うしねえ、その彫りぢやあ見つともねえ、俺の彫りを貸さうから堅氣になつたと見せ掛て、お袋に逢つて安心させ、ふんだんに無心をするがいゝや」

「よしそれでこそ安兄いだ、流石は以前のお師匠番だ」

「おだてゝ吳れるな、汗が出らあな」

與三は、安の着物と取替つこして堅氣の彫りになる、この時與三をつけて來た目明し金太が、安を與三と間違へて召捕る、そのひまに與三は逃れた、がそれを伊豆屋善兵衛（伊豆屋の養子）が見て居た。

◇ 伊豆屋奥座敷

その夜——、

伊豆屋では女房お梅が下女のお杉を相手に翌日は初午だから表が賑はしいと話して居たが、フト思出してお杉を藥取りに出し遣る、その後へ與三は頬冠りで忍び寄り、

「もしおかみさん」

お梅は彫りを見て驚き、

「夜、夜中庭先から一体——お前はどうしたといふなら老ぼれたと云つたのだ」

「さうか、おひぼれたなア」

「安、てめへは何をいふんだ、おめ〳〵

「姉さん、お恥かしいが與三郎さ」
それから「お尋ね者の身であり、勘當されて居るので、來られた義理ではないが是から高飛する、それで皆さんに御迷惑をかけない心の誓ひを置土産に、恥を包んでお願ひに來た――御推量通りお金を頂きに」と述べる、お梅は一生懸命夜は旦那も留守又お母さんは病人、お前の事を耳に入れると却て病が重らう、此儘歸つて吳れ」と賴む、與三は押返して、さう云はずに賴む、金を吳れとせがむと、お梅も同情して
「現在實の弟が犬のやうに庭口から尋ねて來たに、おいそれと色よい返事の出來ないのは、お前の爲には義理のある兄さんの前と云ひ、又二つには死んだお父さんの位牌に對してどうもやる事は出來ないから早くここから歸つておくれ、サ早く歸つておくれ」と忍び泣く、
「あゝ、現在實の姉さんにも見捨てられたこの身體、決して未練は無えけれど、ここの家の洗ひざらひ釜の下の灰までも俺の物だと昔なら云ふだらうが、それを云はずにおとなしく堅氣な形りでやつて來たに……

この時、母お粂障子の間から五十兩包みを與三の前に投げ出す、與三は拾上げ「コリヤ五十兩」と驚き、母の慈愛の身にしみツイ涙が浮んだが、すぐ氣をかへて
「天から降つたか地から湧いたとでも云はうか、此處へ轉がつて來たからは俺に授かつたに違ひねえ、（小判を見て）あゝいつ見ても堪へられねえ」
時に店の方に當つて善兵衛の聲
「立騷いて見つともないまあ〳〵靜かにしたがよい」
與三吃驚して逃かるゝをお梅はとゞめて「窮屈でも少しの間戸棚の中」「ウン、さうして貰はう」と與三は隱れる。
善兵衛を先に、木戸番太助、手代千吉出で來り、
千吉「何共相濟みません」
太助「餘りに家を覗き込むので ツイ一言云つたが誤り、どうか御勘辨下さいまし」
とあやまる、善兵衛はそれに向つて、丁度私が歸つたのでよかつたと應ずつるとお梅は、店に何か間違ひ事でもあたかと尋ねる、善兵衛は
「何別に大したことでもないが、どういふ譯か目明しの金太が家の中を覗いたといふて太助が木戸を突いたとか突かぬとか言爭つてゐる處、丁度私が戻つて來て、事は無難に濟ましたが、唯濟まぬのはあの金太が今夜に限つて私の家を……いやお母さんの耳に這入らぬは幸ひ、是からは皆も氣を付けて吳れなくては困りますよ」
千吉、太助二人は承知して去る、善兵衛はお梅に、誰も來なかつたかと聞く、と來ない、お母さんも先刻からよく寢て居ると答へる、すると戸棚の內にガタリと音がする、大方鼠であらうとまぎらかせて居るところへお粂が來て
「ヲヽ、善兵衛殿お歸りか」
「今しがた歸りました、風がはいると又いけませんから御無理をなさらないで下さいまし」
「イヤ、今夜は氣の精か少し暖かいから大丈夫だよ……ヲヽもう梅が咲きましたね……ほんに何ともいへないお月夜だね、あゝ又愚痴かは知れないが此梅はお父さんがアノ與三郎が生れた年に若木の苗で植えたのを丹

精して是迄にしましたが、數へて見ると二十五年私はこの梅を見る度に不孝者でも思出す、親の心子知らずとはよく云つたものだねえ」
「モシお母さん、今日はあなたに悅ばせる事が御座いますよ」
「それは何」「與三郎に逢つた」「どんな形りで居た」と聞かれて善兵衛も言ひ淀みながら、
「あの、處は深川の不動樣の境內、それから形りは、それ絲繰づくめで堅い形りをして居りました、始めは私も氣が付かず、行過ぎようとする處を向ふから聲をかけ、モシそこへお出でなさいますのは外神田の兄さんでは御座いませんか、と申します、私も一時は見違ひましたが段々樣子を聞きますと、私も永い間御心配をかけましたが、よう〳〵この頃悪いと氣がつき只今では小間物渡世を一生懸命やつたお陸で、どうやら斯うやら商ひになるやうになりました。尙一層精を出し小僧の一人も置くやうになりましたら是非お詫に伺ふと、斯樣に申して居りました（二人無言）あゝ是れを思ふとお父さんの存生中なぜ早く氣が付かなかつたか、お前さんがあの時改心した事なら、どんなにかお悅びなさるであらうに、お父さんはお前さんの事を云ひ續けになくなりなされました、又お前さんはお母さんの事を苦に病んで枕も上らぬ御病人、是から御丈夫になつたと云つてもお年の上、萬一の事でもあつた時は不孝の上の猶不孝、それこそ取返しは付きません、一刻も早く眞人間になり、立派に表向き逢つて下さい、お前さんも立派な伊豆屋の一人息子、何不自由なく育てられ讀み書算盤は素よりの事商人一通りの道は辨へてござるのに、いくら世間見ずの若旦那とは言ひながら偖か一人の女に迷ひ、親から貰つた大事の身體へ三十四ケ所の刀疵、それでも改心する事か、內を外の放蕩三昧、揚句の果が勘當を受け、切られ與三とか異名に呼ばれ、それのみならず大川端であらう事か人の前を憚らず押借、強請をすると の事、子として親に苦勞をかけ、それで子の本分が立ちまするか、此の位の道理の判らぬ事はよもあるまい、どうか心を入れかへて立派な人になつた上、親兄弟に安心させて下さい、此善兵衛は子供の內から奉公して、どうにかからにか今日では一人前の商人に仕上げて頂いた其上に、亡くなつた大旦那、又お袋樣のお目がねで、このお梅と一緒にして下され暖簾をわけて貰ひましたが、後で起つたあんたの身持、勘當のその後で大旦那は御大病、御臨終のその時も枕許へ夫婦を呼び、そなたの眼の球の黑い內は例令どんな事が起らうとこの家の大黑柱はビクともさせる事ぢやあるまい、モシそなたの眼で與三郎が改心を見屆けたら此家は繼がさずとも、暖簾だけは分けて吳れろ黃泉の底迄心にかゝるは與三郎と、苦しい中から私の手をとり仰しやつた。御安心なさいまし、あなたの御心を御傳へしたらどんな不孝なお方でも改心するは知れた事、此善兵衛が命にかへ吃度改心させますといへば、につこりお笑ひなされ、どうか賴むと一言を殘して其晚お亡くなりになりました、夫からと云ふものは、どうか一日も早く逢ひたいと心に念

じた甲斐あつて今日計らずも此處で逢つたは不動様のお引合せ、二つに一つの誓言をどうか此場で聞かせて下さい」

「おゝ善兵衛殿、よく云つて下された、若氣の至りといひながら得体のしれぬ女に迷ひ、湯句の果が切さいなまれ、それにも懲りず家も身代も打忘れての身の放埒、お上にまで御手數かける罰あたり、親はそれ程までとは思はぬ故、倅は何處にどうして居る事ぞ、不孝の子程猶氣にかゝり　定めし今頃は路頭に迷ひ見る影もなく落ぶれて人の軒に立つやうな身になりはせぬかと、朝晩箸の上げ下しに、心に忘れた事もなく、どうか倅が眞人間になりますやうと、不動様へ茶絶ち塩絶ち、夫婦の者が何事もそなたの事は話さぬ故、私は何も知らないが最前も來た時に、お尋ね者と聞た故大方身上も知れました、もう〳〵そなたのやうな人非人、なまじひ生きて居る程、伊豆屋の恥、御先祖へ對し世間の手前、どうか死ん……でおくれよ」

とお粂は激く、すると戸棚の中で音が劇しくする、戸を開くと奥三は合口を腹に突立てゝ苦しんで居るから引出して皆々騒ぐ、醫者を呼ぶといとめて「からなるも自業自得、お導ね者の此身だから汪濁な事をして吳れるな」といふ。善兵衛は、云はれる儘に奥三の疵口をしごきでゞてやり「こんな事になるなら、何で意見するものか、さつき途中の木戸際で御用の聲と共に奥三郎と聞いたが氣になり、大急ぎで歸つて見ればあたりの様子、それと知つたを幸ひ、話にまぜての意見、改心せぬ内は戸棚は開けまいと思つたのがこつちの誤、こなたを此儘殺しては大旦那へ私が濟まぬ」と、奥三の合口を取り腹切らんとするを奥三はその手を押へ、

「兄さん、そりやいけねえ〳〵お前の言葉は尤もだが、俺が死ぬのは天の罰、今お前が死んだ日には此伊豆屋は素より年老つたお袋様や姉さんはどうなると思はつしやる、今といふ今改心して死んで行く俺の賴みどうか死ぬのは止まつて下せえ（合口を取り合方替る）あゝ身から出た錆とはいひながら、ふとした緣でお富にあつたばつか緣につきまとわれ、我身ばかりか暖簾にまで、疵を付けた大不孝、今とて戸棚の中であんたといひお袋が、親身のこもる強意見、一言一句胸にこたへ、さつきも五十兩の金包みぼうつて吳れた心の内、それを思へば老先の無え、たつた一人のお袋にいつまで苦勞を掛けるのかと、我身で我身に愛想が盡き、いつそ死ぬのが此身の詫と今日といふ今日俺あすつぱり改心した、お袋、今までの不孝の罪、どうか許しておくんなせえ」

母は改心を喜び、迷はず成佛して吳れと泣く、奥三は姉や兄に母のことを賴む折柄、千吉駈込んでこの場の有様に驚きつゝも、金太が案内で八丁堀のお役人が出張つたと告げる内に、金太と共に同心青柳周助出で來たり、

「やつ、奥三郎、やつたな……よく改心した、お上にもお慈悲があるぞ」

奥三「有難う御座います、この上のお願ひには繩つきで此店から出るだけは、どうか、お許しの程御願ひ致します……お袋、もう行きます、どうか身體を丈夫に、長生をして下さい」

と云ひ乍ら段々うつとりとなる

母、姉、兄「これ、氣を確に……」

と呼びさまされ

「お袋、姉さん、兄さん、おさらば」

言葉と共に落入り、鐘の音遠く、火の番の拾ひ柝かすかに……。—（幕）—

編輯後記

何だか年々暑さがこたへるやうだ、お年の加減でげせう——などとひやかしては困る。

でとにかく暑いから、滅多矢たらに汗をかいて働く、働かないでゐると余計に暑い、まだまだ炎天で働いてゐる連中から見りや何んでもありやしない。

◇

編輯部は實際この七月から八月にかけては戰爭だつた、いろんなものが立て込んで來た。そいつを片つけて行くのだが、工場だつてこの暑さにうだつてゐる。能率が上らないのを、たのむやうにしてやつて貰ふ。

◇

がしかし、お陰でもう暑中も大方すんだ貧乏人のありがたさで避暑などに行く必要もないので助かるしかし、一時は頭が一ぱいになつて、へンになつたものだ。

◇

この號から例の「試み」を載せることにした。最初は市谷の新工夫だが、みなさんのところでもきつと面白い考案をされてゐることと思ふ。尤も今大分編輯部へ投書はあるし、こちらから願つて書いて貰つてゐるのもある。

◇

いよ〳〵研究資料の第二輯が出來ました。

自由刑ノ執行ニ關スル原則

獨逸普國司法省所管刑務所職務及執行規則

がこれである。少くとも身を刑務界において以上讀んで參考とせずにはゐられないものです。

本省の刑務法改正委員會でもこれを採用されました。（K生）

○謹告　附錄「拘禁生活ノ衞生學的觀察」は都合に依り本月は休載します。

定價表			
一冊（稅共）	金二十錢	一冊（稅共）	金二十錢
六冊（稅共）	金一圓二十錢	一等一頁	金五十圓
十二冊（稅共）	金二圓四十錢	二等一頁	金四十圓
		普通一頁	金三十圓

廣告料	
五號活字半段一行	金一回
一等一頁	金五十圓
二等一頁	金四十圓
普通一頁	金三十圓

注文規定
(イ)御注文は總て前金のこと (ロ)御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること (ハ)御注文の際は必ず送附先明記のこと從つて轉居の際は新舊住所を御屆下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和二年八月二十六日印刷
昭和二年九月一日發行
東京市麹町區西日比谷町一番地
發行兼編輯人　香川又二郎
東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地
印刷人　林太郎
東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地
印刷所　刑務協會印刷部
東京市麹町區西日比谷町壹番地
發行所　刑務協會
電話　銀座二三四四、二八二五番

刑政第40巻第9号

矯正図書館

Volume XL Number 9

THE KEI SEI

The Journal of the Japanese Prison Association

September 1, 1927

PRINCIPAL CONTENTS

Prison Officer who is an Educator . . . . . (*Editorial*)

Education and Moral Instruction in Prison (*continued*) . . . . . K. Tsuji

Finger-print and Birth-place . . . . . The Identification Bureau, Dept. of Justice

The Problem of Providing Incentive for Prison Labour (*continued*) . . . . . Charles Hyneman

Foreign News . . . . . .

Prison Statistics . . . . . .

Published
By
"KEIMU KYOKWAI"
(The Japanese Prison Association)
Near Department of Justice, Nishi Hibiya-machi Kojimachi.
Tokyo, Japan.